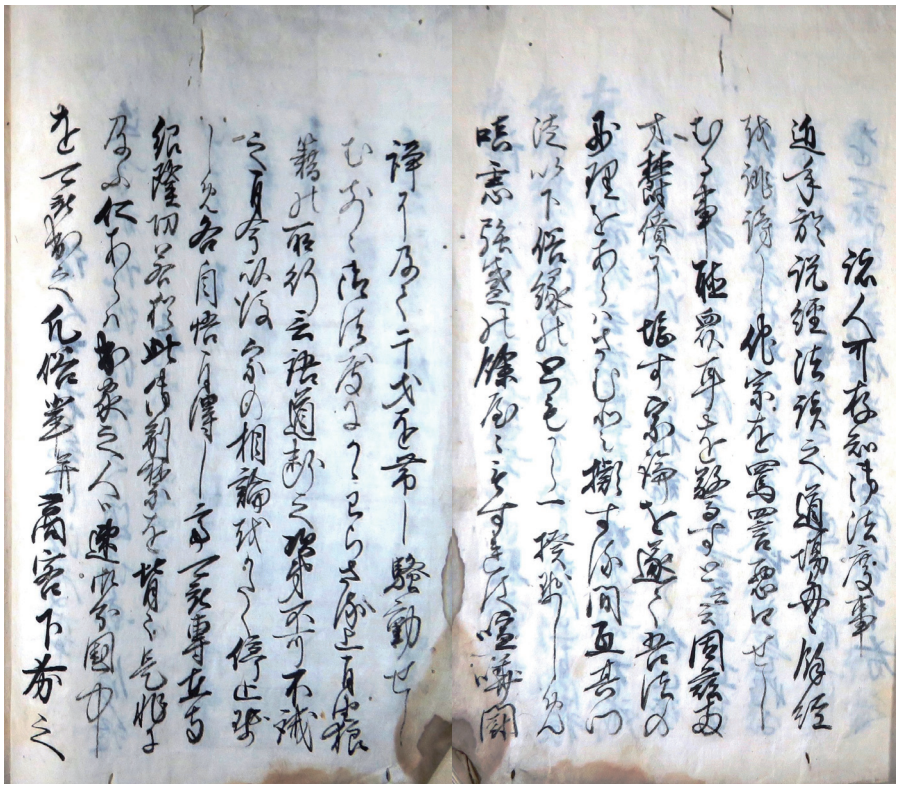

「多々良氏家法」（多賀社文庫179）

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪1

歴史ノオト①

大内氏掟書に耳をすます

大内氏掟書を紐解くと、様々な音に関わることが描写されていることに気づきます。想像力をたくましくしながら、大内氏掟書の音世界に耳をすましてみましょう。

【意思決定と通知】

数か国にまたがる広大な地域を支配する大内氏の権力体としての意思決定は、当主臨席のもと、最有力家臣たちの会議（「御評定」）によってなされました。

そこでは、過去の先例が文書で示されることがあったかもしれませんが、当然音声による意見が戦わされたことでしょう。

「御評定」の場で喧々諤々の議論が交わされたであろうことがうかがえるものとして、大内氏掟書のなかには、当日の議論が長引かないように、前日にあらかじめ大内氏当主の意見を内々にうかがっておくようにという規定があります。

なお、「御評定」の結果は、当主から「仰出」されることになります。こうした命令や通知は文書によってなされましたが、音声を伴った場合もあったと考えられます。

【館内の音】

政庁である大内氏の館へ出仕する諸役人のその日の出欠状況は、毎朝「五太鼓」（午前８時ごろに打たれる太鼓）が鳴ってから当主に報告されることになっていました。時には「五太鼓」の音を聞きながら、あわてて駆け込む人もいたことでしょう。

また、大内氏館では、毎月「御歌」（和歌）や「御連歌」の会が催されていました。

連歌は、参加者が創造と想像の世界を共有しながら、時には酒食を交えて濃密な時間をすごすものでした。したがって、その場で、様々な会話がとびかったに違いありません。参加者のなかには美声の持ち主もいたかもしれません。

なお、大内氏館は当主とその家族の生活空間でもありました。様々な日常的な生活の音が聞こえたことでしょう。

【街の喧騒】

大内氏館の外へ出ると、さまざまな音があふれていました。

たとえば、大内氏当主が外出する時は当然のことながら家臣がお供をします。そういっ

「大内壁書」
（毛利家文庫 27 諸家 3）

大内氏掟書は、法典ではなく、単行法令などが集成されたものです。支配のためというよりも、特定の当主の事跡を顕彰するためであったり、後世に書札礼として利用するためにまとめられた側面が強いと理解されています。

なお、名称は様々で、「大内家壁書」、「大内殿掟制札類」などと呼ばれます。

たお供の家臣に仕える下人（身分の低い家来）は、通行人等を威圧するためでしょうか、大内氏当主の乗った「御輿」の近くで、ややもすれば大声をあげたようです。大内氏掟書では、そのような言動を下人の主人の責任で処罰するよう命じています。

また、昼はもちろん夜中も、通りには様々な音が聞こえました。夜間の静寂をやぶるような「笛」、「尺八」、「音曲」（楽器での演奏や歌）などは、基本的に禁止されました。

なお、街ではありませんが、戦場では「喧嘩」がつきものでした。しかし、喧嘩は軍隊の士気を低下させたり、思わぬ事態に発展する可能性があるため、軍隊内で守るべきルールとして、厳しく禁止されました。

【宗教論争】

後世に「大内文化」と呼ばれる独特で高い文化を誇った大内氏の本拠地である山口には、様々な宗派のお寺がありました。時には、それぞれの教義をめぐって激しい宗教上のやりとりがあったようです。それを物語るのが大永２年（1522）に出された法度です。

これによると、①当時仏教の教義などを人々に語り聞かせる施設において、いつも他の宗派の経典を「誹謗」（そしる）し、「罵詈悪口」（ののしる、悪口を言う）しているので、聴衆が驚いている、②その結果、宗派間の怒りや恨みが積もって、それぞれが互いに自分たちの教義の正しさを示そうと宗教的な論争をする、③さらには、信者をはじめとする世俗の関係者が結束して、激しくどなりあう。④ついには「喧嘩闘諍」に発展し、武器まで持ち出す騒動となる、という事態になっていること等々がわかります。これらの記述からは、聞くに堪えない暴言や、武器や身体のぶつかりあう音、その他の騒動にともなう騒音などが聞こえてきそうです。

なお、サビエルがキリスト教を布教した際、山口における仏教僧との論争が、教義を日本人に正確に伝えるうえで大変役に立ったと言われています。中世の山口は、このような宗教的素地がある町でした。

諸人可存知御法度事

近年於説経法談之道場毎々余経を誹謗し、他宗を罵詈悪口せしむる事、聴衆耳を驚すと云云、因茲両方鬱憤に堪す、宗論を遂て吾法の妙理をあらはさむと擬する間、互其門徒以下俗縁のともから一揆せしめ、嗔恚強盛の余、やゝもすれは喧嘩闘諍に及て、干戈を帯し騒動せしむ、前々御法度にかゝわらさる上、自由狼籍の所業言語道断之次第、不可不誡之、自今以後宗の相論をかたく停止せしめ、各自悟自得して可被専在寺紹隆功、若猶此御制禁を背て、是非に及ふ仁あらは、出家之人は速御分国中を可被出之、凡俗輩幷商客下劣之類は所作の軽重見聞に随て可被処厳科者也、諸人後悔なからんかために兼而御掟之趣如斯、甲乙人等宜令所知、敢勿違失矣、

大永二年六月　　門下

「フランシスコ・サビエル肖像」（一般郷土史料1675）

フランシスコ・サビエル（1506～52）は、日本に初めてキリスト教を伝えたイエズス会の宣教師です。1549年（天文18）鹿児島に上陸し、翌年11月山口に到着します。1551年（天文20）1月には上洛しますが、京都では本来の目的を果たせないことを知り、目標を山口にしぼりました。

同年4月再び山口に入り、珍奇な贈物とインド総督やゴア司教の推薦状を携えて大内義隆に公式に謁見しました。義隆から布教を許可され、住居として廃寺を提供されて布教しますが、同年9月には大友氏の招きに応じて山口を去りました。

サビエル自身の山口滞在は通算でも6か月余りでしたが、ここでの活動が日本における布教活動の真の出発点であったと評価されています。

大内氏館跡の復元された西門（山口市龍福寺）

文書館 レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪2

「当家制法条々」（県庁旧藩記録13）

歴史ノオト②

萩城正月、万治制法を読む

【万治制法】

万治制法は、萩藩で最も重要かつ基本とされた法令群です。２代藩主綱広の時、万治3年（1660）3月から寛文元年（1661）7月までに制定された30編の法令を総称してこう呼びます。「毛利氏家中の憲法」とも評されます。

とりわけ重要なものが万治3年９月１４日制定の「当家制法条々」です。全33ヶ条からなるこの法令は、家臣が守らなければならない最も基本的なことがらを定めています。幕府の法、および毛利元就以来、代々毛利家で定められてきた法をもとに作成された点が大きな特徴です。その内容は、たとえば、

- ○ 天下（幕府）の制法を守り、特にキリスト教を堅く禁止すべきこと
- ○ 軍役（軍事的な義務）を忘れずに勤めること
- ○ 常に文を学び、武を嗜むべきこと
- ○ 公儀を軽んじ、法を破る者は政道の妨げであり、国賊として扱うこと
- ○ 無許可で他国に出かけないこと

などの条文がありました。

この法を守らない時には、罪の軽重により、斬首・切腹・国退・遠流・籠舎・閉門・過料など７つの罰を課すときびしく戒めています。

【正月11日の儀式】

毎年正月11日、萩城内に家臣たちを集め、この「当家制法条々」全文を読み聞かせる儀式が行われました。会場は萩城本丸御殿の竹之間でした。

「当家制法条々」の原本は、通常、御宝蔵と呼ばれる萩城内の蔵の中に納められていましたが、儀式前日、蔵の外に持ち出され、儀式の場で用いられました。しかし儀式当日、この法令原本が直接読まれたわけではありません。

法令原本は、居並ぶ家臣たちの前、儀式の行われる部屋の上座に、うやうやしく置かれました。儀式の場に藩主は臨席せず、法令原本が、いわば藩主の替わりにその場に据えられたのです。

百姓たちへの法令読み聞かせ
（「防長風土注進案」）

「風土注進案」の「風俗」の項に百姓たちへの法令読み聞かせに関する記述があります。

大島宰判久賀村（現周防大島町）では、「他国に出漁していた者たちが盆前に帰国すると、庄屋宅に皆を呼び寄せ、出漁中に出た法令・規則を伝え厳守を申し渡している」という記載があります。

また、一門宍戸家の領地三丘（現周南市）では、毎年９月、村内惣百姓を集めた庄屋宅に役人が出向き、夜中、法令を読み聞かせ、遵守を命じ、百姓から誓約の請印を取ったといいます。

【読みがながある法令】

加判役など重臣たちも列席する儀式の場で法令を読み上げるのは直書役の仕事でした。その際使われたのは、「影之御制法」と呼ばれる法令原本を書き写したものです。

現在当館には、非常に太い巻物状態の「当家制法条々」があります。全部広げると27m余に及びます。特徴的なのは、一部の漢字に読み方（ルビ）や返り点があることです。このことから、この巻物は読むことを前提にしたものだったことがわかります。正月11日の儀式の場で、法令を家臣に読み聞かせるために用いられた「影之御制法」とは、これではないかと考えられます（綱広の黒印の押された法令原本は、現在毛利博物館に所蔵されています）。

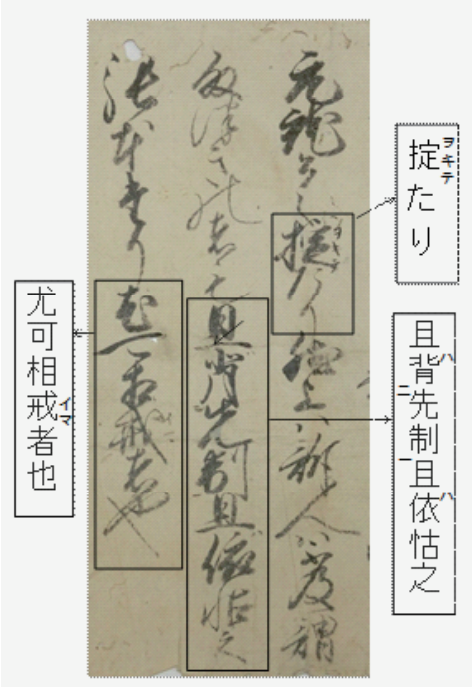

読みがなや返り点が付けられた「当家制法条々」（部分）

【きちんと聞くように】

「当家制法条々」が定められてから80年が経過した元文4年（1739）、藩から家臣たちに対して通達が出されています。それは、正月の法令読み聞かせの儀式に関するもので、次のような内容でした（毛利家文庫・諸省51「諸触書抜」）。

> 正月の法令読み聞かせの儀式に出席する家臣たちは、近年、総じて行儀がよくないように見える（けしからんことだ）。殿様の黒印が押された重要な法令なのであるから、手をついて拝聴すべきである。今後は心得よく、行儀良く拝聴するように。

万治制法の読み聞かせという正月恒例の儀式も、始まって80年も経つと、家臣たちはあまりまじめな態度で臨まなくなっていたようです。藩は、儀式と法令の尊厳を守るため、手をつき（畏まって）読み聞かせを聞くように、と再度きつく戒めているのです。

読み聞かせの儀式自体、次第に形式化していく側面もあったでしょう。ただし、儀式自体は慶応期まで継続しています。藩の最も基本的な法令を、毎年正月、家臣たちに読み聞かせ徹底させる。そうした行為が、藩政期を通じて続けられました。否が応でも万治制法は家臣たちの頭の中にすり込まれていったのではないでしょうか。

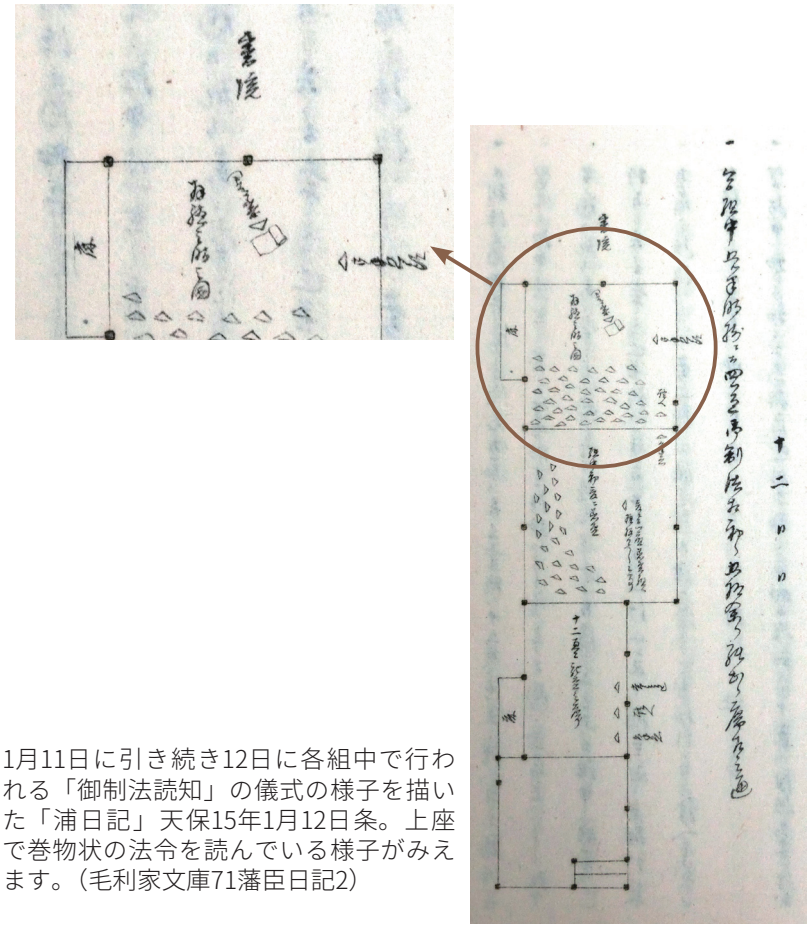

1月11日に引き続き12日に各組中で行われる「御制法読知」の儀式の様子を描いた「浦日記」天保15年1月12日条。上座で巻物状の法令を読んでいる様子がみえます。（毛利家文庫71藩臣日記2）

一筆申入候、御手前事乍太儀
只今之通加判役申付候間、宍戸
主計・益田丹後・福原豊前・児玉
三郎右衛門申談、何辺為能様相心得
諸事先規之通可被遂其節候、
委曲蔵主相含口上候、恐々謹言

大膳
三月十八日　斉元（花押）

毛利内匠殿

「毛利斉元書状（加判役任命状）」（右田毛利家文書322）

文書館
レキシノオト
「音」で読み解く
防長の歴史
♪3

歴史ノオト③

文字になった藩主の声

【役職を命じた時は】

現代において、何かの役職、役割を命じる場合、その人に「任命書」「命令書」などの文書を手渡します。もちろん簡単な役割であったり、緊急時には、口頭伝達で済ますケースもあります。しかし、任命者、被任命者間での約束、確認の意味で文書の交付は重要な意味を持つでしょう。

上の写真は、萩藩一門八家（家中でもっとも高い階級）のひとつ、右田毛利家の当主毛利内匠（房顕）が、11代藩主毛利斉元（なりもと）から重職の加判役を務めるよう命じられた際の文書です。藩主の花押が据えられた書状形式のこの文書は、いわば「加判役の任命状」です。しかし、こうした文書が常に渡されたわけではありません。むしろ、「藩主の声」による申し渡しが基本であり、重要な意味をもっていました。

【藩主による申し渡しのケース】

享和2年(1802)11月3日、一門八家の福原豊前が、重職である江戸加判役に任命されます。萩城内で9代藩主斉房（なりふさ）から役を申しつけられた際の様子は次のようなものでした。

① 藩主と重役家臣（加判役・当職・当役）が居並ぶ「御対面之間」に福原豊前が召し出される。
② 御手廻頭役により福原の名が披露されたのち、当役の案内で藩主近くに福原が呼び寄せられる。
③ 藩主が福原へ「今の役を差し替え、江戸加判役を申し付ける」と申し渡す。
④ 福原は役職引受けを受諾する
⑤ 福原はいったん退き、麻上下に着替えた後、再び「御対面之場」に入り御礼を述べる。
⑥ 福原に「御手熨斗」がくだされる。

この場合、福原に「任命状」が与えられたわけではありません。重臣たちも列席する場において、「藩主の声」で、直々に役職が申し渡されること、これによって任命は完了し、一同に了解されるのです。

ただし、藩主による申し渡しのあったことは、「御意口上控」と呼ばれる藩の公式の記録に記録されます。

【任命状が渡されるケース】

このように、一門八家の者、およびそれに次ぐ寄組の禄高1000石以上の者は、役職の任命時、藩主からそれを直接申し渡されるのが原則でした。それでは、上の写

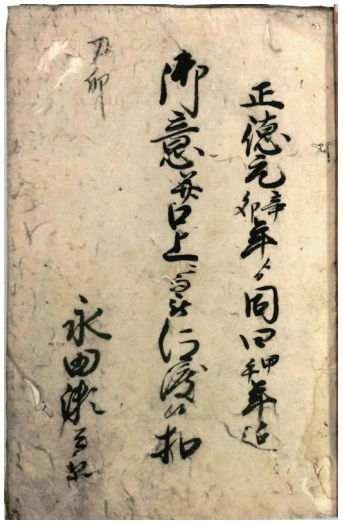

「御意口上控」
（毛利家文庫 38 御意控 1-21）

「御意口上控」は、藩主の口上および藩主の意向を伝える「御意書」と呼ばれる文書を控えた記録です。内容は、藩士の職役交代、知行扶持の加増、家督・隠居などを中心とするものです。当役に付属する御用所において作成・保存されていました。毛利家文庫には元禄 10 年（1697）から明治元年 (1868) までの 379 冊が残っています。

真のような藩の重職に関わる任命状は、どのような場合、どのような形で渡されたのでしょうか。

文政9年（1826）10月17日、一門八家・吉敷毛利家の当主毛利蔵主（房謙）が国元加判役に任じられ、藩主斉元から「御書」（任命状）を下されています。この時斉元は山口に湯治中で萩城を留守にしていました。「御書」（任命状）が手渡される手順は次のようなものでした。

① 藩主の意向を伝える上使が、毛利蔵主宛ての「御書」（任命状）をたずさえて萩城に派遣される。
② 萩城内（記録所ヵ）において上使が一門筆頭の宍戸氏、国元加判役、当職らの重臣に対し、藩主が毛利蔵主を新たに国元加判役に任命することを伝える。
③ 萩城において国元加判役が毛利蔵主に対し、藩主の意向で新たに加判役に任じられることを申し渡す。
④ ③の後、上使が毛利蔵主の自宅に出向き、藩主の「御書」、すなわち任命状を渡す。なお上使は、口上では「今度御用向被仰付候」とだけ述べ、具体的に加判役任命のことは上使から直接伝えない。

このように、毛利蔵主を国元加判役に任命するという藩主の意向は、

(1)上使→国元加判役→毛利蔵主へと口頭での伝達
(2)上使→毛利蔵主への藩主「御書」（任命状）の交付

という２つの手順で本人および重臣たちに伝えられ、周知されています。このケースのように、藩主が萩城におらず、重臣列席の中で直接本人に「藩主の声」（藩主の意向）を伝えることができない場合、藩主「御書」が本人に渡されました。「御書」は、「藩主の声」を伝える媒体（メディア）だったのです。

【「藩主の声」から遠い家臣たち】

禄高1000石未満の寄組や大組の家臣の場合、以上説明した上級家臣とは対応が異なりました。彼らの場合、萩城内の記録所と呼ばれる部屋で加判役から、藩主の「御意」により役職に任命されたことが申し渡されたのです（それより下位の家臣はまた対応が異なりました）。

「藩主の声」により直接役職に任じられること、それは基本的に上級家臣のみに認められるものでした。藩主に直接声を掛けられること（あるいはお目通りが叶うこと）、それ自体が家臣にとって大きな名誉であり、特権だったのです。

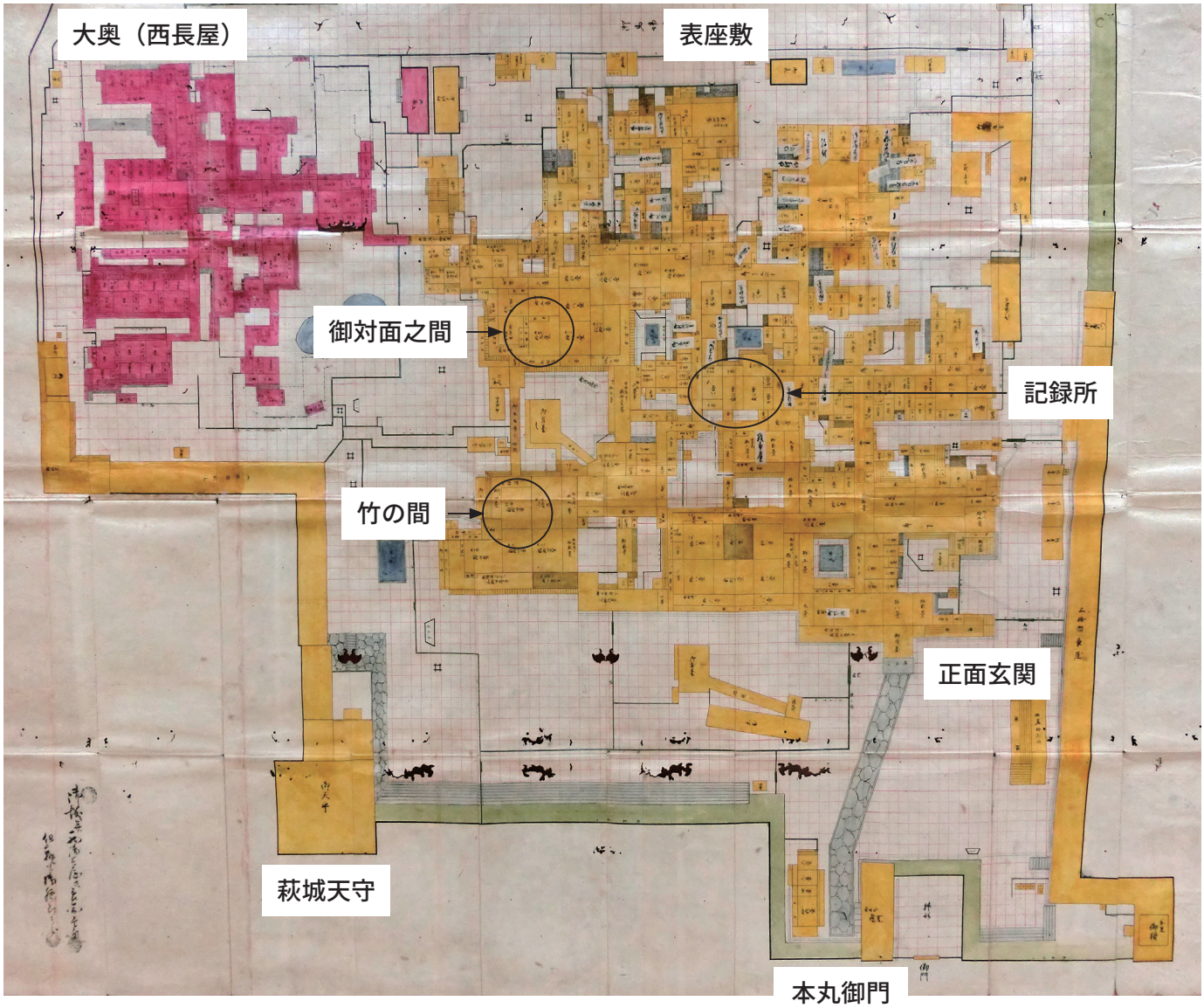

萩御城内御屋敷配置図（嘉永7年=1854）　毛利家文庫58絵図818

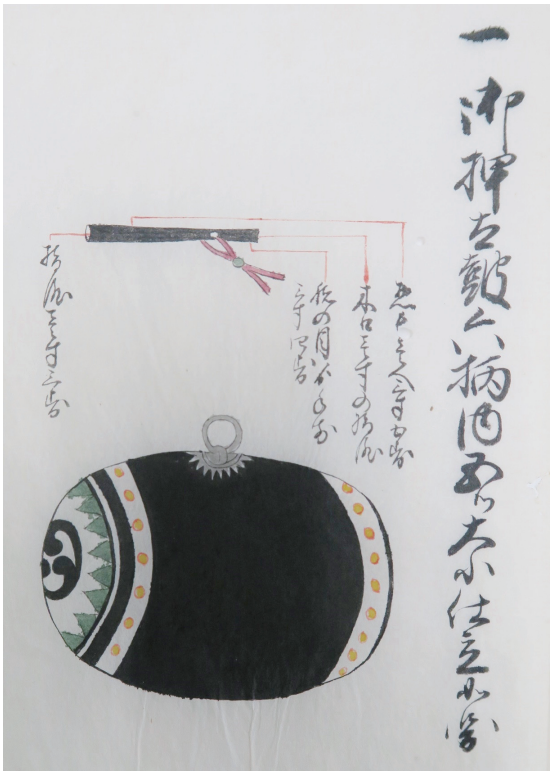

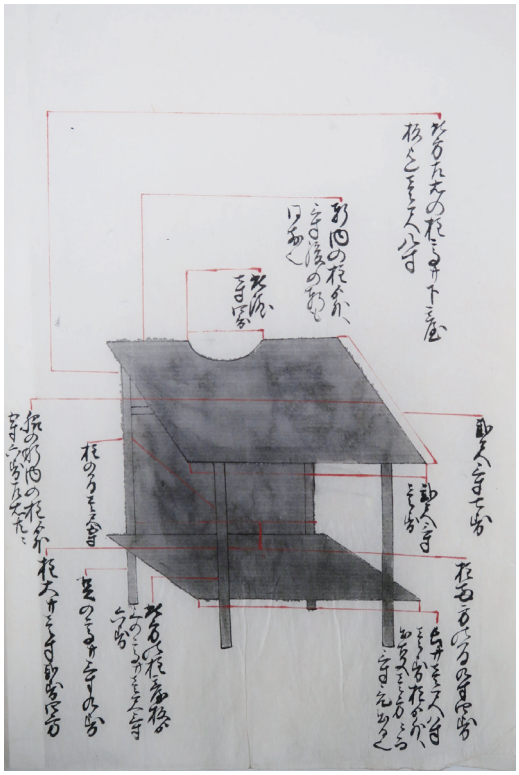

文書館レキシノオト

「音」で読み解く防長の歴史

♪4

「御武具覚書」（毛利家文庫15文武59）にみえる毛利氏の「押太鼓」と背負い梯子（裏面参照）

歴史ノオト④

時太鼓と陣太鼓

【時太鼓】

江戸時代、萩城二の丸の東門櫓に接した「時打矢倉」に「時太鼓」があり、城の内外に時を知らせていました。

この萩城の時太鼓については、「八江萩名所図画」巻1の「東御門」の項に、

> 東御門　御城より東の方に在るを以て呼べり、また世俗時打御門といふ、そハ御城内ハ更にもいはず、諸役所其外へも漏尅（トキ）を知らしめんとて此櫓に太鼓を置れ、暁の六ツは是を打て御門を開き、暮の六ツ時キにまた是を打て御門を閉ぢさせ玉ふものなり　是太鼓ハ羊の皮を以て張たるものにて、銘に大内義弘とありと云、是ハ大内家代々の陣太鼓なりといひ伝へり、初防州山口香積寺に在しを、名鼓なりとて出せしものなりとぞ

とあります。

「八江萩名所図画」は萩藩士木梨恒充によって天保5年（1834）に起草されましたが、発刊にはいたらず、明治25年（1892）になって山県篤蔵が改訂増補して刊行されたものです。同様の記事は、当館所蔵の「萩古実未定之覚」（烏田智庵、毛利家文庫16叢書77。村田峰次郎編「長周叢書」に収載）、「両公伝史料」1290、「阿武郡萩市中故事」（県庁伝来旧藩記録803）等にもみえます。

「八江萩名所図画」では朝暮れの六つ時に門の開閉の合図として太鼓が打たれたと記されていますが、『毛利十一代史』享保4年（1719）正月11日の記事には「年来朝五ツ時、晩七ツ時に打ち」とあり、当館の「諸事小々控」の記事でもそれを裏付けることができます。

当時の不定時法では、朝、薄明が始まった時を明け六つとし、夕方、薄明が終わった時を暮れ六つとして時刻の基準としていました。おおむね午前・午後の6時に相当します。

寺院等では、朝夕だけでなく、まさに時太鼓として、各「時」を知らせるのに古くから用いられたようで、15世紀に京都相国寺鹿苑（ろくおん）院内の蔭涼軒主がしるした「蔭涼軒日録」にも、「夜前四鼓之後」「自五鼓至九鼓」「八鼓之刻」「五鼓半時」といった表現がみえます。計時はおそらく香

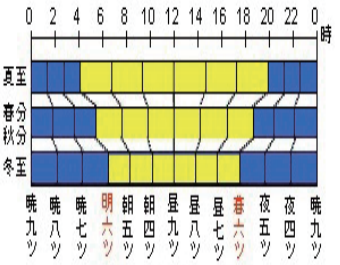

不定時法

不定時法だと、季節や緯度・経度によって1刻の長さが昼夜で異なります。そこで、定期的に昼夜の長さを香時計や漏刻（水時計）で計り、そこから案分して時刻を決める必要がありました。萩城勤務の人々は、夏は勤務時間が長く、冬は短いことになります。

さらに、基準となる明け六つは日の出の約30分前、暮れ六つは日没の約30分後に設定されていたので、裏面の「時報の混乱」にみるように、明け六つから五つまでと、昼七つと暮れ六つまでの間を少し長めに案分して萩城の時打ちをする習慣が生まれたのではないかと考えられます。

時計（常香盤、香炉の中に、香型とよばれる定規を用いてジグザグ模様に抹香を埋め、一端から火をつけて時間の経過を測るもの）を用いたのでしょう。

【時報の混乱】

萩城の時報（時太鼓）も、基準となる明け六つから暮れ六つまで香時計で香を焚き、それを6つに案分して時を刻み、享保4年頃には先述のように朝の五つ（おおむね午前8時）と夕七つ（おおむね午後4時）に打っていました。この時打は家臣たちの出勤（登城）・退出（下城）の合図でもありました。

ところが、その時刻が、貞享3年（1686）から端坊（はしのぼう）で打たれるようになった「時の鐘」（シートNo.5参照）と大いに相違（「抜群相違」！）しているというので、藩が原因究明に乗り出すことになりました。すなわち、朝五つの太鼓は端坊の時鐘より遅く、夕七つの太鼓は端坊の時鐘よりかなり早かったのです。萩城に勤務する家臣たちにとっては、まことに都合のいい時報でした。

なぜこうなったかを調査させると、従前から慣習として朝の六つから五つまでの香と夕（昼）七つから六つまでの香を、通常の時の倍の長さで焚き、朝五つと夕七つの時刻を決めているというのです。そこで改正の議がおこり、享保4年1月11日、本法のとおり三分の一だけ長くして計時するように改正されました（結果、家臣たちの勤務時間は延びてしまいました。下写真参照）。

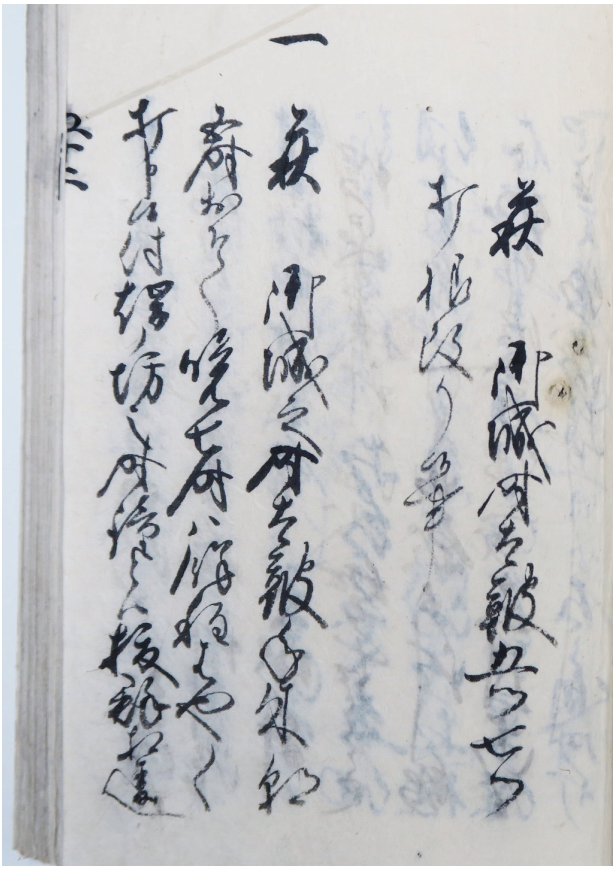

【陣太鼓】

さて、萩城の時太鼓に銘を残したという大内義弘は、応永6年（1399）の「応永の乱」で足利義満と争って敗れた人物です。その決戦の場となった堺の陣中に平城を構えていましたが、そこに太鼓がありました。11月29日、戦いの火ぶたが切って落とされたときの様子です。

> 去（さる）程ニ討手ノ兵ト評議ニハ 是程ノ平城只一度ニ可責落トテ、十一月廿九日ノ卯ノ時ヨリ押寄セ、御方三万余騎、楯ノ板ヲ扣（たたい）テ一度ニ鬨（とき）ヲ作ケレバ、城中ニモ五千余騎、大鼓ヲ撃テ、矢蔵掻楯ヲ扣テ鬨ヲゾ合セケル、敵御方ノ鬨ノコヘニ、天地モ崩レ、大海モ破ルヽカト覚ヘタリ、（応永記）

太鼓がここでは「時」でなく「鬨」（とき）を作る合図に、「陣太鼓」として使われています。戦場の喧噪が聞こえてくるようです。先にみた萩城の時太鼓は大内氏代々の「陣太鼓」であると伝えていますから、それを信じれば、あるいはこの太鼓がそれであったかもしれません。

萩城の時太鼓があったという香積寺はその大内義弘が建立し、現在の瑠璃光寺の場所にありました。「瑠璃光寺五重塔」（国宝）は、彼の菩提を弔うために建てられた「香積寺五重塔」で、香積寺が萩に移された後も山口に残されたものです。

いずれにしても太鼓は集団的な戦闘にはつきもので、応永27年（1420）、芸予諸島で朝鮮からの使節一行を襲おうとした「海賊」も、

> 鼓を撃ち旗を張り角を吹き鉦（かね）を鳴らし甲を被り弓を執りて立つ、（中略）小船の中に人立つこと麻の如し、（「老松堂日本行録」）

といったぐあいでした。

冒頭に載せた太鼓の図は、「御武具覚書」（毛利家文庫15文武59）に見えるもので、毛利氏の「陣鐘」「陣貝」とならんで描かれた「押太鼓」（進軍や攻撃開始の合図に打ち鳴らす太鼓）とその背負具です。これらは、戦場において味方の進軍や攻撃開始の合図を送ったり、陣形を整えたりするのに使われました。

「萩御城時太鼓五ツ・七ツ打やう改り候事」
（毛利家文庫31小々控8（53の8）通番35）
享保3年（1718）12月8日の記事

萩　御城時太鼓五ツ七ツ
打様改り候事

一　萩　御城之時太鼓、年来朝
五時おそく、晩七時ハ余程はやく
打申候付、端ノ坊之時鐘とハ抜群相違
……

「御国廻御行程記」山口の時鐘部分。（毛利家文庫30地誌57）

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪5

歴史ノオト⑤

時の鐘

【時鐘】

萩の城下に時を告げる鐘が置かれたのは貞享3年（1686）のことで、真宗寺院端坊（はしのぼう）に鐘楼堂が設置されました。徳山には、それより早く万治元年（1658）に設置されたようです。その後元禄16年（1703）には三田尻船倉に（『もりのしげり』）、正徳2年（1712）には山口の端坊に時鐘が設けられました。天保13年（1842）には、萩城下5か所（松原口・橋本橋・松本橋・中渡番所・鶴江）に時鐘が増設されました。

【萩の時鐘と鐘楼堂】

萩城下端坊に時鐘として置かれた梵鐘はその後、大正元年（1912）にいたるまで220年以上にわたって使用され、その後戦時中の供出を免れて現存しています（萩市指定文化財。コラム参照）。時鐘が吊された鐘楼堂は貞享3年、萩藩第3代藩主吉就が初入国にあたり、時鐘用として寄進建立したもので、年々現米15石を扶持して常に2名の鐘撞を置き、諸士から時鐘料を徴収しました。

建物は木造入母屋造りで、当館の絵図によると、下層は3間四方、「鐘之段」は2間四方となっています（「端坊鐘突堂之図」毛利家文庫58絵図1083。裏面参照）。

梵鐘は青銅製で総高1.465mのかなり大きなもので、作者は藩の御細工人、鋳物師郡司喜兵衛信安。郡司一族を代表する近世の名工として知られています。

【山口の時鐘と鐘楼堂】

一方、山口の端坊に設けられた鐘楼堂は、当館の資料によると、やはり3間四方の二層瓦葺きでした（「防州吉敷郡山口端坊時鐘之覚　享保七年（写）」県史編纂所史料734）。時鐘は萩のものと同じ大きさで、やはり藩の鋳物師郡司氏が作りましたが、戦時中の供出により現存していません。

山口の時鐘は、萩藩第5代藩主吉元の帰国にあわせて始められるよう鋳造されましたが、萩で作られた鐘が「以の外おもく（もってのほか重く）」、山口まで運ぶのに手間取って間に合わなかったため、臨時に山口常栄寺の鐘を吊って殿様の通過時分だけ対応しました。

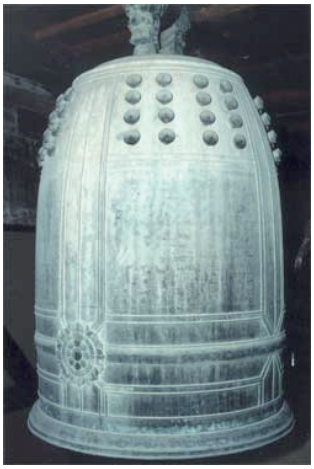

「端坊梵鐘」（萩）

時鐘をおく鐘楼は軍事施設としての側面を持っていたため、設置には幕府の許可が必要でした。本文でふれた時鐘堂５か所の増設もなかなか幕府の許可が下りず、設置には２年近い年月がかかりました。

これらの鐘は、たとえば異国船を発見した場合などの非常時には「●●、●●、・・・・・・」という「二ツ切」で打たれ、それを聞いた家臣らは登城して警衛にあたることになっていました。

山口では古くは善福寺の鐘を時鐘として利用していたことがあったようですが、その後ながく断絶していました。山口に時鐘が到着し、端坊の閑隆和尚によって撞初めが行われたのは、正徳2年（1712）7月7日のことでした。

山口に時鐘が置かれることに際しては、山口市中の多くの寺から設置の要望があったようですが、ひとつは立地条件、ひとつは萩でも真宗端坊に時鐘があったことから、山口の端坊に決まったようです。

山口端坊の時鐘は、『山口県寺院沿革史』によると、明治4年（1871）まで市中に時を告げていたようです。

【徳山の時鐘と鐘楼堂】

徳山藩の時鐘については、『徳山市史史料　上』第五編に載せる「藩史」の巻7に記述があります。

> 万治元年（1658）戊戌9月10日（一本10月）徳山時之鐘成就、今日卯之刻撞初被仰付之、場所は鐘撞堂丁頭東側之裏三田川端ニ堂建之

その後延宝7年（1679）・貞享4年（1687）に鋳替えられ、藩の改易・再興を経て、享保4年（1719）10月8日の子の刻に改めて撞初めが行われました。藩が中絶していた間（1716-19）、時鐘は常祷院に預け置かれていたようです。藩の再興に伴って鳴り響いた鐘の音は、文字通り徳山の人々に新たな時を告げるものでした。

萩端坊の鐘楼

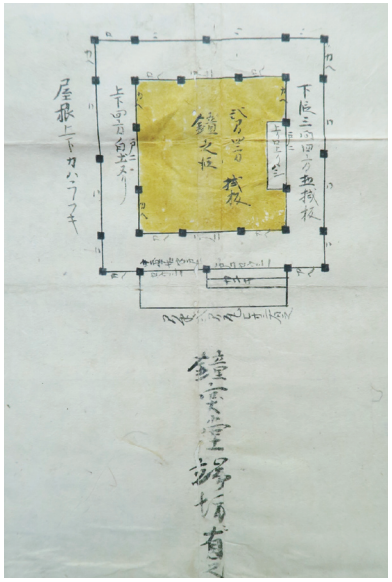

（毛利家文庫58絵図1083）
「端坊鐘突堂之図」

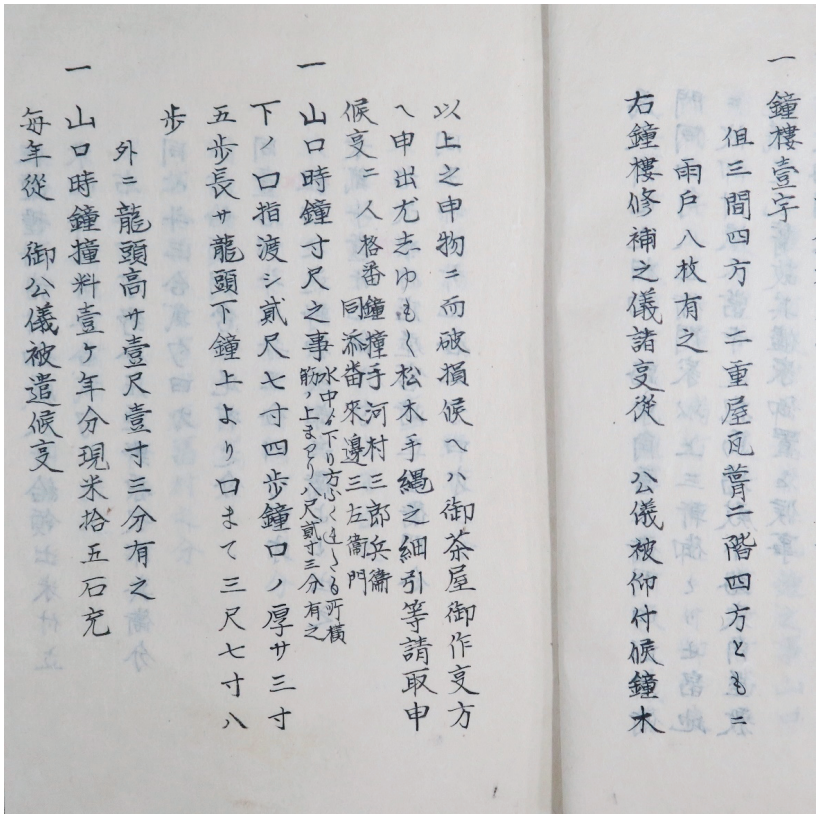

一　鐘樓壹宇
　但三間四方　二重屋瓦葺二階四方とも二
　雨戸八枚有之
右鐘樓修補之儀諸支從　公儀被仰付候鐘木
以上之申物ニ而破損候ヘハ御茶屋御作支方
ヘ申出尤志ゆもく松木手縄之細引等請取申
候支ニ人格番鐘撞手河村三郎兵衛
同添番來邊三左衛門
一　山口時鐘寸尺之事水中ゟ下り方ふくはしる所横
筋ノ上まゝり八尺貳寸三分有之
下ノ口指渡シ貳尺七寸四歩鐘口ノ厚サ三寸
五歩長サ龍頭下鐘上より口まて三尺七寸八
歩
　外ニ龍頭高サ壹尺壹寸三分有之
一　山口時鐘撞料壹ヶ年分現米拾五石充
毎年從　御公儀被遣候支

「防州吉敷郡山口端坊時鐘之覚　享保七年　（写）」
（県史編纂所史料734）

この資料は、戦前におかれた県史編纂所が昭和十五、六年頃に山口端坊の原本を謄写したものです。
山口市の安部家文書79にも同じものの写しがあります。

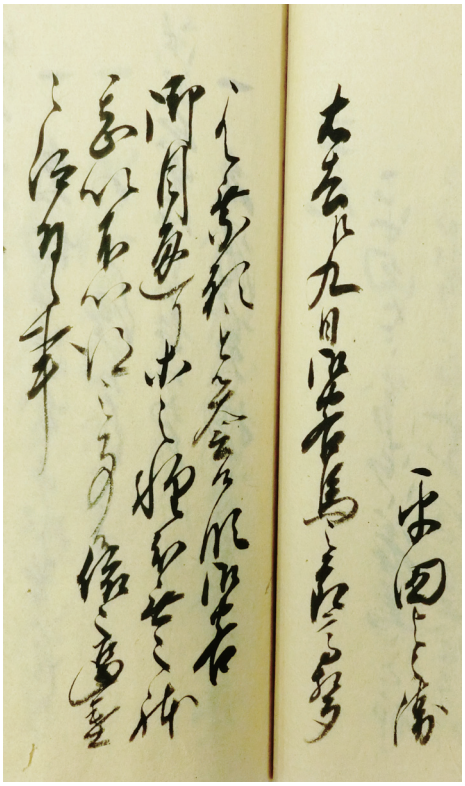

右、去ル九日、御客馬之節、高声ニて乗形を誉候段、御客御目通り等之憚茂無之躰、甚以不心得之事候、依之逼塞被仰付候事、

平田与兵衛

「平田与兵衛御客馬之節高声ニ而乗形を誉候付逼塞被仰付候事」
（毛利家文庫31小々控14（20の3））

文書館レキシノオト

「音」で読み解く防長の歴史

♪6

歴史ノオト⑥

江戸時代の高声（こうしょう）

～「高声」をめぐる３つのできごと～

【禁じられる高声】

「高声」とは、「大きな声。高い声。」（小学館『日本国語大辞典』）のことを言います。今日でも場所柄をわきまえない大声は批判されることが多いですが、江戸時代も変わりはありません。

例えば戦陣において、兵士が大声で話していては、指揮の声や合図が行き渡りません。そのため軍法においても、陣中では「小歌其外高声停止之事」と言い渡されています。つまり歌はもちろん、不容易な大声は禁じられていたのです。

こうした「高声」の禁止は、戦場だけではありません。ここでは、「高声」が注意を受け、時には処罰の対象になった事例を紹介します。

【「高声」事件簿　その１】

まずは寛延２年（1749）祖式蓑之助の中間（ちゅうげん）・三左衛門の事例です。

この年の１月13日、殿様（6代藩主宗広）が寺参りをされる際、蓑之助にも随行を命じられました。蓑之助の供をした三左衛門ですが、御小姓の伊藤源左衛門の中間・伝助とトラブルを生じさせてしまいます。事件の発端はたいしたことではなく、進む順序の行き違いに過ぎませんでした。殿様の寺参りの行列内で大きな声が挙がったため、目付が確認のため現場に赴きました。その結果、伝助は行列中のことから言い争うことを控えたものの、三左衛門が大声をあげて抗弁したことが判りました。

こうしたことから、場所柄に不適切な大声をあげた三左衛門は蓑之助のもとから解雇され、しかも再就職を禁じられる罰を与えられました。

【「高声」事件簿　その２】

もうひとつは明和2年（1765）、御奏者の平田与兵衛が処罰された事例です。場所は萩藩江戸屋敷と考えられます。

12月9日の来客時、おもてなしのひとつとして殿様（７代重就）が所有する馬を披露されました。

騎乗者の「乗形」が見事だったのでしょうか、与兵衛は客人の前であることを忘れ、思わず大きな声をあげてしまいます。

「諸事小々控」
（毛利家文庫 31 小々控）

「諸事小々控」は、藩主の動向や庶民の動静までを記録した文書群です。内容は多岐にわたっていて豊かな情報を有します。万治元年（1658）から天保３年（1832）までの記事を採録し（一部欠失あり）、443 冊が伝存しています。

当館では記事目録を作成し、記事内容が検索できるようにしています。当館ウェブサイト、または『毛利家文庫目録別冊３～５』を御利用ください。

大切な客人を前にした与兵衛の振る舞いは当然問題視され、12月16日に逼塞を命じられてしまいます。しかし、重罪というほどのこともなかったため、26日には許されました。

【行儀の悪い大名たち】

とりあげたふたつの事例は、萩藩士や、藩士に仕える人々です。一方で大名はどうだったのでしょうか。大声で騒ぐようなことはなかったのでしょうか。

寛保元年（1741）7月6日、幕府は諸大名に対して次のような指令を出しています。

> 将軍へ定例の挨拶のため登城した大名たちの中に、お目見えが済むまでの間、大声で話している者がいる。このことは大変不作法なので慎むように。今後、そのようなことがあれば誰であるのかを確認することとする。

驚くべきことに、江戸城において、将軍への謁見前、大名同士が「歓談（？）」しているというのです。ここでは、大名にとって主君である将軍へ拝謁することへの「緊張感」はあまり感じられません。時と言い、場所と言い、大名に対して抱くイメージと大きくかけ離れた姿が垣間見えます。

しかもこうした指令は1度ではありませんでした。42年後の天明3年（1783）、同様の指令が出されています。しかもこの時には次のようなひとことが添えられています。

> このことは寛保元年にも指示したところである。しかし、近頃は勘違いしている者もあるように耳にしているがいかがであろうか。以前に伝えたように、きちんと心に留め置くように。

儀式・典礼や政治向きの通達であればともかくも、「江戸城内で大声で騒ぐな！」と命じなければならない現状。これが幕府の権威が失われていく過程の中で生じたものなのか定かでありませんが、強固な幕藩体制の緩みを想像してしまう一幕です。

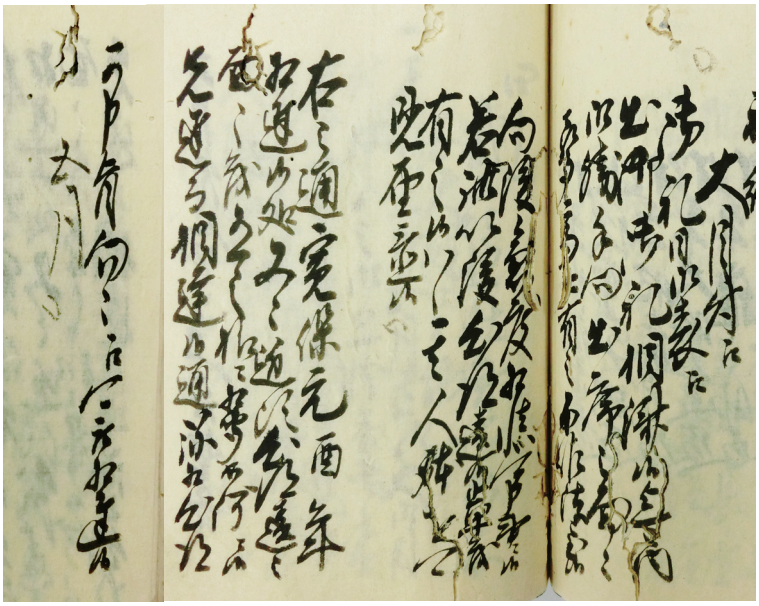

大目付江
御礼日御表江
出御、御礼相済候迄之内
御勝手向出席之面々
声高ニ有之、不作法之至候、
向後急度相慎可申事ニ候、
若此以後心得違候輩茂
有之候ハヽ、其人躰を可
見届置候、
右之通寛保元酉年
相達候処、又々近頃心得違之
面々茂有之様ニ相聞如何ニ候、
先達而相達候通弥御心得
可申旨向々江可被相達候、
五月

毛利家文庫41公儀事15（17の2）「於御城御礼日高声不仕様ニとの御廻状之事」より。2度目の注意が出た際のものです。

幕府が大名に対して指令を伝えるひとつに「大目付廻状」があります。老中は指令を大目付に伝えます。次に大目付は、いくつかある大名のグループの代表者を集めてその指令を伝えます。大名のグループの代表者は、受け取った指令を自分のグループのメンバーに回して、幕府の指示を周知させました。この時、萩藩と同じグループには、広島藩浅野家、米沢藩上杉家、佐賀藩鍋島家、二本松藩丹羽家などがいました。

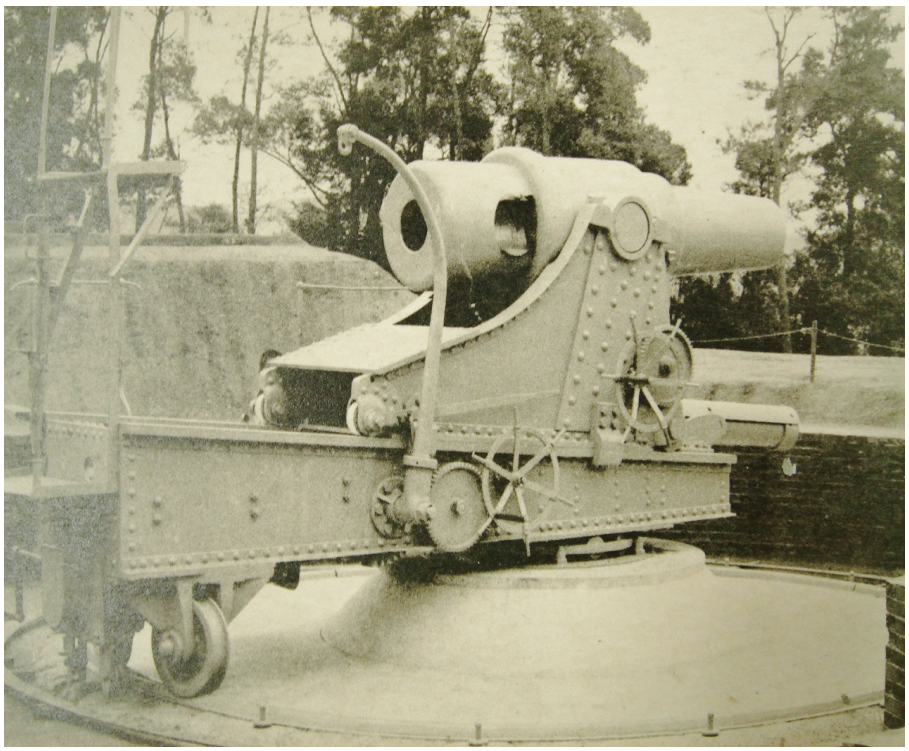

文書館

レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪7

亀山砲台えはがき（文書館図書726-58（51））

歴史ノオト⑦

近代山口をいろどった「亀山砲台」の音

【近代日本の象徴「富国強兵」】

「明治三十七八年の戦役」、つまり日露戦争におけるかたちのうえでの不明瞭な勝利は、明治国家の「強い国」への想いの到達点ともいえるものでした。従軍戦没兵士の慰霊鎮魂とあわせて、戦争の勝利を印象づけるために砲弾や砲台などが「戦利品」として飾り立てられたり、記念碑が築かれたりしました。それは、外交上の薄氷の勝利を重厚なものに見せかけるための視覚的な操作でもありました。

山口においても維新期の藩主敬親や支藩主の銅像が建て並べられた聖なる丘「亀山」の西南端、平蓮寺山に「日露戦役紀念標」として砲台が据え付けられました。

毛利家一門の主唱の下、桂太郎を総裁にいただいて設置事業は進められていきました。砲台を載せるマウンドを含め、公園の全体プラン作成を手がけたのは陸軍中将有坂成章です。岩国藩砲術士の嗣子として岩国藩日新隊に所属して鳥羽伏見の戦いに従軍しました。明治維新後は帝国陸軍造幣工廠に所属して、同じく岩国藩出身の西田明則（東京湾海堡の設計者）とともに要塞築造に腕をふるいました。また、銃砲兵器開発者としてもその名を知られていました。日露戦争前半のハイライト「旅順要塞陥落」に際しては、彼の手になる「有坂砲」が大いにその威力を発揮したといわれています。

公園整備は、明治40年（1907）7月に起工、43年5月に完成、盛大な落成式が挙行されました。前方後円墳を彷彿とさせる形状の巨大なマウンドの中央くびれ部分に据え付けられたのは、日露戦争の旅順要塞攻防戦で日本軍の主力兵器として威力を発揮した「二十八糎（センチ）榴弾砲」でした。

亀山の砲台公園は、以後、山口名所の一つとなります。そして、時報として、毎日正午を告げる空砲が発せられたとか。近代に入って全国各地に築かれたこのような「時を告げる」場所は、「午砲台」とか「ドン山」と呼ばれました。時を告げるという意味では、明治以前の「山のお寺の鐘が鳴る～♪」の延長線上にもあるものといえます。実際にその音を体感したわけではありま

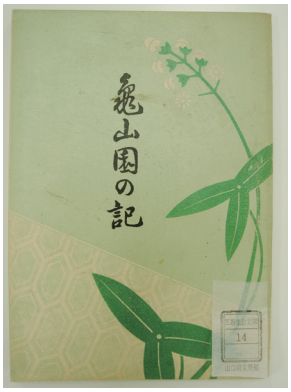

「亀山園の記」
（三坂圭治文庫 14）〔昭和 2 年〕

山口町長や山口教育博物館長をつとめた作間久吉によって記されたものです。

山口町の中央部に位置する亀山の山頂部には毛利家銅像が建ちならび、山全体の寄贈を受けた毛利家が亀山園保存会を組織して山口の聖地としてその維持管理にあたりました。

亀山山頂の銅像公園、香山園の毛利家墓所、野田御殿の東方背後に控えた野田神社豊栄神社を結ぶと、山口に明治維新をもたらした毛利敬親が形成した「聖なるトライアングル」が浮かび上がってきます。

せんが、「近代的な、いかつい兵器から発せられ、轟きわたった大きな音」は新しい時代を実感させる装置として人々の耳目を惹きつけたものと思われます。

戦後になって、この場所にはサビエル記念聖堂が建てられました。再建されたサビエル記念聖堂の鐘の音は、今も山口にとってはなくてはならない音風景です。

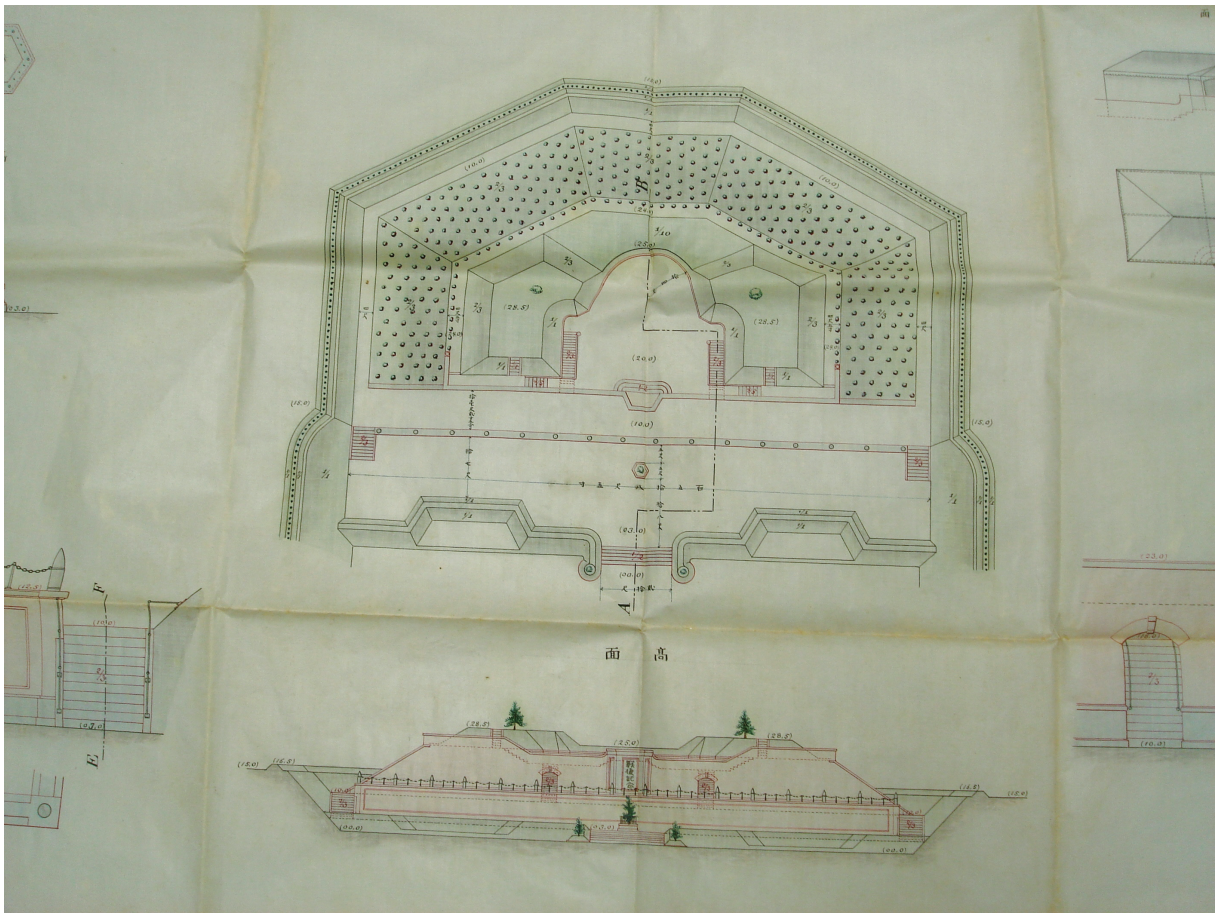

「亀山砲台公園設計図」（毛利家文庫58絵図 996）
設計者である陸軍中将有坂成章から毛利家家扶田島信夫に提出したもの

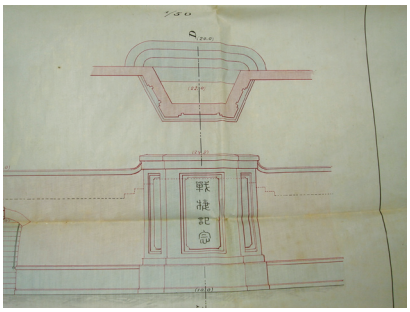

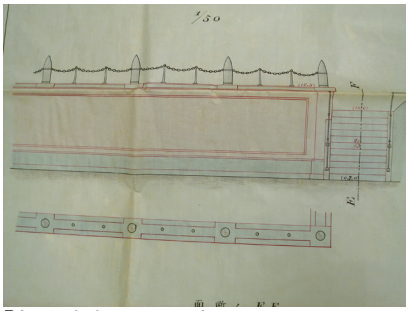

「亀山砲台公園設計図」
（毛利家文庫58絵図 996）
上　中央部「戦捷紀念」のプレート
下「砲弾」を用いた囲柵

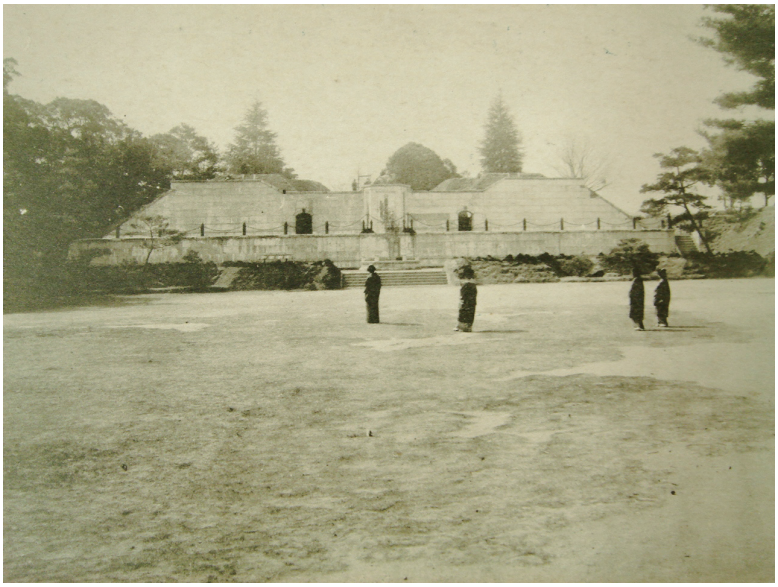

亀山砲台公園全景えはがき（文書館図書726-58（69））

文書館 レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪8

「防長精神と選挙粛正（レコード）」（一般郷土史料1168）〔昭和10年8月吹き込み〕

歴史ノオト⑧

政治の音 ～「選挙粛正」と「防長精神」～

「開会の辞」「閉会の辞」「祭文」「誓詞」「演説」「宣言」「訓示」。共通するのは、集った人々の前でメッセージが読み上げられるということです。この「発せられた」音に、人々が一斉に耳を傾けること、つまり、音の響きのもたらす求心力がその場における最も大切な要素です。これは、「祝詞」や「おつげ」に神妙に耳を傾けるのと同じ構図なのかもしれません。こうして発せられた数々の音は、文字としても記録されました。時代が下れば新たなツールとして「レコード」や「映像」もそこに加わることになりました。

声を発することといえば、儀式後の直会（なおらい）の場面での「乾杯の音頭」や「万歳三唱」もこのカテゴリーに属するものと言えるのではないでしょうか。飲食をともにすることに加え、同じ言葉を発することに大きな意味があるのです。

スポーツイベントや学校行事などでの「国歌斉唱」も、参加者による「唱和」が帰属意識を生み出す装置となっていると理解できます。

【選挙粛正の音】

昭和初年、政友会と憲政会による二大政党制がもたらした不安定な政情、経済的な停滞、閉塞感の充満した時代の雰囲気のなかで人々は安定を求めました。政治の面では、二大政党による候補者調整が無投票といういびつな形で表面化してしまいました。また、暗躍する「選挙ブローカー」による票の買収や調整が問題視されたことから、本来あるべき清く正しい選挙の姿が希求されるようになっていきました。そして、そのロジックの形成に利用され強調されていったのが「防長精神」だったのです（田中義一や松岡洋右が「お国入り」に際して好んで用いたとされます）。昭和10年6月、全国的な選挙粛正方針が打ち出されました。これにともない、山口県でも同年10月の県会議員選挙を目前に控えた8月、菊山嘉男知事の演説「防長精神と選挙粛正」がレコードに吹き込まれたのです。

選挙粛正部落懇談会の光景

「選挙粛正一件」
（県庁戦前 A 総務 1661）

選挙粛正数え歌

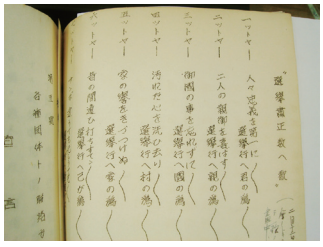

「選挙粛正一件」
（県庁戦前 A 総務 1660）

部落懇談会で配付され、選挙粛正の徹底を図りました。

（演説：一部抜粋）
……殊に諸君、我が防長の地は明治天皇の皇謨に対し翼賛し奉ること最も深き維新の大偉人、憲政の大先覚を輩出したることに付、最も大なる誇を有する土地柄ではありませんか……我々は今にして之等に対し深く恩を致し地方自治の健全なる発達と立憲政治の円満なる成果とを挙ぐるに付最善の努力を致さなければならぬと痛感致すのであります……百難を拝して積弊一掃に乗り出すべき時であります、全力を挙げて邁進すべき秋であります。……況や輝かしき憲政の先輩純忠の士を輩出したる我が防長人士の断じてとるべき道ではないと信ずるのであります。諸君、防長精神の権化吉田松陰先生が申されました、「松下陋村と雖も誓つて神国の幹と為さむ」と、此の精神気魄は今日尚躍々として防長人士の血に傳はりつつある筈であります、非常時打開の急を叫ばるる今日、大に此の気魄の躍動を高め真に清き理想の選挙を敢行し防長人士として卒先天下に其の範を示されんことを切望の至りに堪えませぬ

選挙粛正運動要録
（「選挙粛正一件　地方課」県庁戦前Ａ総務1661）

【防長精神の音】

昭和初年以降、政治の表舞台に姿を現しはじめた「防長精神」は、山口県（長州）の歴史顕彰のあらゆる場面で利用されるようになっていきます。

昭和9年には「明治天皇行幸五十年記念行事」として師範学校講堂で記念式典が、教育博物館では行幸記念展覧会が催されました。また、昭和11年の「王政復古七十年記念事業」として亀山園で「先賢慰霊祭」が開かれました。こうした儀式のために用意された「式辞」や「祭文」の文言からも、「防長精神」が強く意識されていたことがわかります。これらを読み上げて「音」を発することに大きな意味があったのです。

昭和11年2月実施の総選挙に向けて、「選挙粛正」のベクトルはより先鋭化されていきます。選挙粛正の徹底のために県下各地で開催された部落懇談会では、「百万一心 明るい選挙」などの標語が会場に掲げられ、それを「読み上げる」ことが重視されました。そして、県庁事務官の説明や選挙粛正啓発映画の上映に加えて、知事演説のレコードはフル稼働したのです。懇談会復命書の様式には、開催地や参加者に加えて、「不穏の言動または秩序紊乱事実の有無」の記入欄も用意されており、これから先の暗いみちのりへのきざしをうかがうことができます。

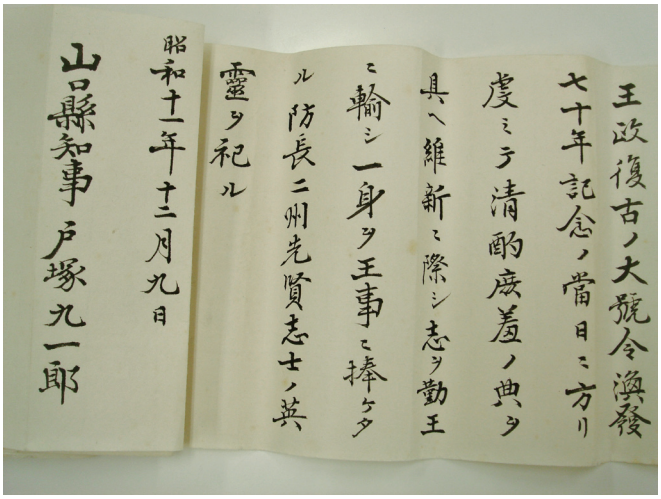
王政復古ノ大號令渙發
七十年記念ノ當日ニ方リ
虔ミテ清酌庶羞ノ典ヲ
具ヘ維新ニ際シ志ヲ勤王
ニ輸シ一身ヲ王事ニ捧ケタ
ル防長二州先賢志士ノ英
靈ヲ祀ル
昭和十一年十二月九日
山口縣知事　戸塚九一郎

「王政復古七十年記念事業一件」
（行政文書県庁戦前Ａ総務433）

亀山公園で開かれた「王政復古七十年記念先賢慰霊祭」（昭和11年）で読み上げられた戸塚知事の祭文

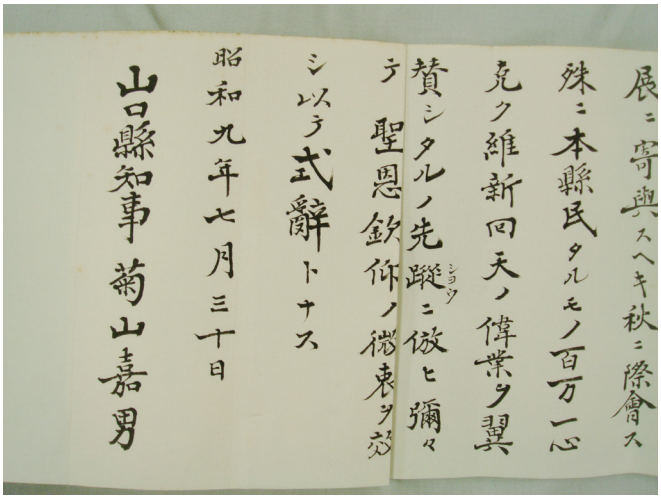
展ニ寄與スヘキ秋ニ際會ス
殊ニ本縣民タルモノ百万一心
克ク維新回天ノ偉業ヲ翼
贊シタルノ先蹤ニ倣ヒ彌々
テ聖恩欽仰ノ微衷ヲ效
シ以テ式辭トナス
昭和九年七月三十日
山口縣知事　菊山嘉男

「明治天皇行幸五十年記念行事一件」
（行政文書県庁戦前Ｂ52）

明治天皇行幸五十年記念式での菊山知事「式辞」（昭和9年7月30日〔山口県師範学校講堂〕）

文書館
レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪9

「音楽雑誌　第56･57･58･60号」（今井家文書146 ～ 149）

生活ノオト①

『音楽雑誌』～わが国最初の音楽専門雑誌～

【『音楽雑誌』について】

『音楽雑誌』は明治23年（1890）9月から明治31年2月の第77号まで発行されたわが国最初の音楽専門雑誌です。

創刊者は四竃訥治（しかまとつじ）で、音楽雑誌社から発行されました（第60号以降は共益商社）。当館は、明治29年発行の第56 ～ 58号･60号の4冊を所蔵しています（写真上）。

その内容は、音楽に関する提言、西洋音楽理論の講義、新譜の紹介、宮中における歌会の和歌、楽器の奏法、音楽会の情報、各楽団の活動報告、人物紹介、諸広告類など多岐にわたり、当時の音楽を取り巻く状況を見て取ることができます。『音楽雑誌』の紙面から明治20年代末の音楽状況を見てみましょう。

【邦楽の状況】

『音楽雑誌』では西洋音楽の啓蒙普及ばかりでなく、邦楽の情報も数多く紹介されています。

右上は謡曲の鼓譜です。伝統的な邦楽の表記法で打ち方が解説してあります（第57号）。

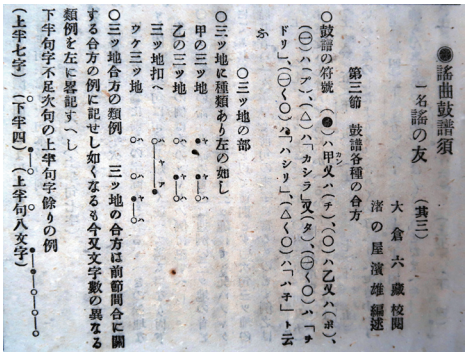
●謡曲鼓譜須
一名謡の友（其三）
大倉六藏校閲
渚の屋濱雄編述
第三節　鼓譜各種の合方
○鼓譜の符號（●）ハ甲又ハ（チ）、（○）ハ乙又ハ（ポ）、（⊖）ハ（ア）、（△）ハ「カシラ」又（タ）、（⊖〜○）ハ「チドリ」、（⊖〜○）ハ「ハシリ」、（△〜○）ハ「ハチ」ト云ふ
○三ッ地の部
○三ッ地に種類あり左の如し
甲の三ッ地
乙の三ッ地
三ッ地扣へ
ウケ三ッ地
○三ッ地合方の類例　三ッ地の合方は前節間合に關する合方の例に記せし如くなるも今又文字數の異なる類例を左に畧記すべし
下半句字不足次句の上半句字餘りの例
（上半七字）（下半四）（上半句八文字）

【わらべ歌・数え歌】

滋賀県高島郡地方の手毬歌が紹介されています。五線譜ではありませんが、数字譜で音階が示されています（第56号）。

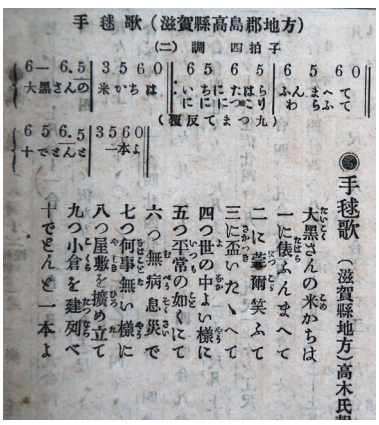
手毬歌（滋賀縣高島郡地方）
（二）調　四拍子
6－6.5 | 3560 | 6565 | 6560
大黒さんの米かちは　いちにたはらにににつこり　ふんまへて　わらふて
（覆反てまつ九）
656.5 | 3560
十でとんと一本よ
●手毬歌（滋賀縣地方）高木氏

○勇壯活潑なる軍歌軍樂
○紙腔琴
●西川製オルガン
●紙腔琴製造元祖　十字屋
東京銀座三丁目貳番地
（明治廿五年三月廿六日遞信省認可）

「紙腔琴」
（今井家文書 147）

広告の中に「紙腔琴」（しこうきん）という一風変わった機械があります。

これは、明治時代後半に流行した手動式の自動演奏装置で、手前のハンドルを回すと、紙にあけられた音譜が読みこまれ曲が流れます。

レコードの普及以前ならではのものと言えるでしょう（第 57 号）。

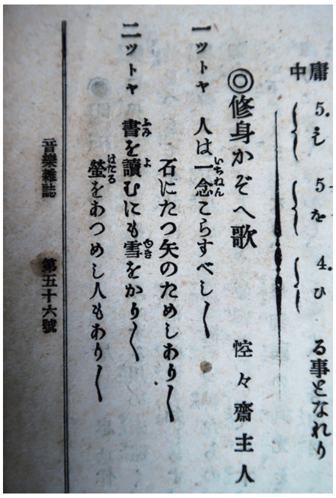
中庸 5.も 5.を 4.ひ る事となれり

◎修身かぞへ歌　悾々齋主人

一ツトヤ　人は一念こらすべし／＼　石にたつ矢のためしあり／＼

二ツトヤ　書を讀むにも雪をかり／＼　螢をあつめし人もあり／＼

音樂雜誌　第五十六號

左は「修身かぞへ歌」です。明治20年代後半、「～数え歌」と称し、子供たちに徳目を教える教育唱歌が盛んに作られました。数え歌は、既に定まっていたメロディーに歌詞がはめこまれて数多くの替え歌が作られました。これもそのうちの一つです（第56号）。

【明清楽】

明治時代、中国の民間音楽である明清楽（みんしんがく）が流行しました。それを示すように、『音楽雑誌』にもその楽器である清笛や月琴の楽譜が掲載されています。右は月琴の楽譜です（第56号）。

明清楽の流行は日清戦争を機に衰えました。

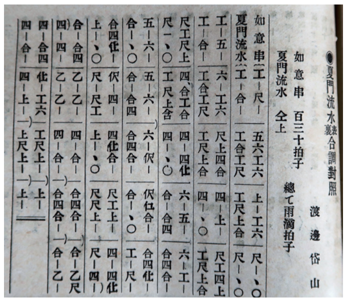

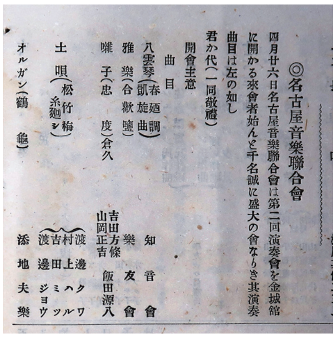
◎名古屋音樂聯合會

四月廿六日名古屋音樂聯合會は第二回演奏會を金城館に開かる來會者殆んど千名餘に盛大の會なりき其演奏曲目は左の如し

開會主意

君が代（一同斉唱）

曲目

八雲琴（春秋調）

雅樂（合歓塩）

囃子（忠度）（倉久）

土唄（松竹梅）

オルガン（鶴亀）

【音楽会のプログラム】

各地で開催された音楽会のプログラムも多数掲載されています。これは名古屋音楽連合会のプログラムで、洋楽と邦楽が一つのコンサートの中で混在していることが分かります。

その他、「幻燈音楽会」と称して、写真をスライド上映しながら演奏する、珍しい音楽会の記事もあります（第58号）。

【バイオリンは庶民の楽器】

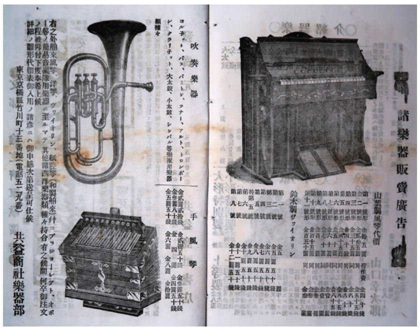

当時、楽器の値段はいくらぐらいだったのでしょう。『音楽雑誌』に掲載されている楽器の広告から、その値段を知ることができます（第58号）。

山葉（現ヤマハ株式会社）製の風琴（オルガン）が15円～ 150円。オルガンは、当時、大変貴重で個人の家で持つことは一般的ではありませんでした。また、学校への普及もごくわずかでした。それに対して、鈴木バイオリン社（現鈴木バイオリン株式会社）製のバイオリンは5円～ 12円50銭の価格帯で、今は高尚な楽器のイメージがあるバイオリンの方が、親しみやすい西洋楽器でした。このことは、バイオリンの教則本やバイオリンの楽譜などがたくさん残されていることからも窺えます。

その他、手風琴（アコーディオン）は2円20銭～ 10円の価格帯でした（第58号）。

鈴木米次郎著

バイオリン教科書

巻之壹

共益商社藏版

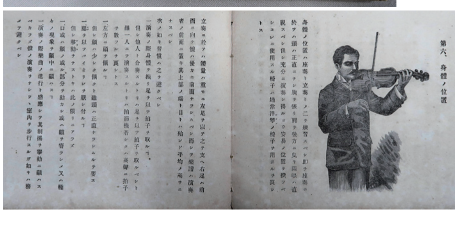

左は明治26年に刊行されたバイオリンの教則本です。バイオリンの持ち方から始まり、図入りで弾き方が解説してあります（上下とも木梨家文書608）。

右は大正3年（1914）に刊行されたバイオリンのための楽譜です。曲名は「箏曲　越後獅子」で、「ヴァイオリン音譜」と書かれています（亀田家文書172）。中尾都山による邦楽の五線譜化の試みの一つでした（シートNo.30参照）。

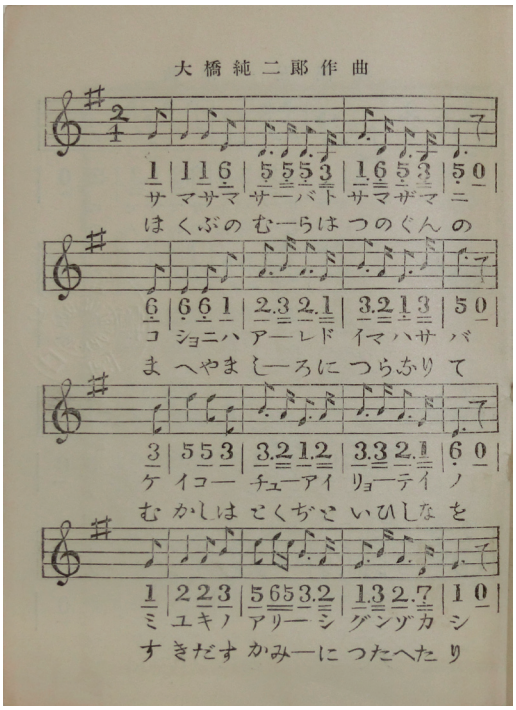

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪10

「地理歴史防長唱歌　第弐集」（文書館図書767）

生活ノオト②

地理歴史防長唱歌（明治34･36年）

【防長唱歌】

『地理歴史防長唱歌』は、山口県内各地の歴史、地理を歌詞に取り入れた唱歌です。裏面にその一部を示していますが、まず県全体の概要を歌詞にし、続いて大島郡、玖珂郡、熊毛郡……という順で郡別に詞を作り、各郡の様子を紹介しています。各地の地理（山･川･港･海岸など）、寺社･駅･産業や産物、重要な史跡、地域の歴史などが端的に、かつリズミカルに歌われているのです。

本書は、県全体と大島･玖珂･熊毛･都濃郡を扱う第１集が明治34年(1901）１月、佐波･吉敷･厚狭･美祢郡を扱う第2集が明治36年1月に刊行されています（発行は徳山町維新堂書店）。豊浦･大津･阿武各郡と下関市を扱う第３集は、第2集刊行時に「近刊」とされていますが、実際刊行されたかは不明です。

明治34年2月14日の「防長新聞」掲載の「防長唱歌」の広告には、「一唱の中に知らす識らす防長の地理歴史を記臆することを得べし、以て唱歌教科書とすべく、以て郷土地理歴史参考書とすべく、又以て旅行案内とすべし」とあります。

「防長唱歌」第１集は県立山口図書館、第２集は当館が所蔵しています。県内図書館や個人宅で保存されているものもあるかもしれません（たとえば年光保秀「郷土歌『防長唱歌･都濃郡の部』」『徳山地方郷土史研究』7参照）。

「汽笛一声新橋を」で知られる「鉄道唱歌」が出来るのが明治33年5月。明治30 ～ 40年代、各地でたくさんの地理教育唱歌が作られました。鉄道唱歌のほか、郷土を歌った郷土唱歌や、日本全体、世界･外国を歌った唱歌もありました。「防長唱歌」は郷土唱歌と呼ばれるタイプのものです。明治期の唱歌を集めた『唱歌教材目録（明治編）』（国立音楽大学編）にも未収録のようです（参考：山口幸男「明治期における地理教育唱歌について」）。

【作詞者富田武一】

「防長唱歌」の作詞者は、徳山中学校教諭富田武一、作曲者は山口県師範学校教諭大橋純二郎です。第２集には都濃郡戸田村立桜田高等小学校校長淺田五一作曲の楽譜も掲載されています。

富田武一（『岩国高等学校九十年史』より引用）

「防長唱歌」作詞者の富田武一には以下のような著作物もあります。

①「大日本歴史地図」／明治 28 年刊。

②「新撰假名遣捷径（しんせんかなずかいしょうけい）」（近藤文庫 196）／明治 29 年 12 月刊／仮名文字の使い方の解説書。

③「瀧鶴臺先生及び其の家庭」（県立山口図書館蔵）／大正７年刊／山口県美祢郡教育会編。

富田は、明治28年8月、山口中学校徳山分校に教諭として赴任し、同33年4月同校が徳山中学校となると、大正5年（1916）11月まで同校に勤務しています。徳山中学離任後、大正8年5月まで岩国高等女学校の校長兼教諭、そののち15年4月までは豊浦郡立豊浦高等女学校（のち山口県立長府高等女学校）の校長兼教諭を務めています。岩国高女では運動会の開催や校旗・校歌の制定、豊浦高女でも校歌・校旗・校章の制定や洋服の制服の採用など、大きな業績を残した校長として高く評価されています。豊浦高女では精神教育・情操教育の一環として小林一郎「こころの力」（成蹊出版発行）による指導を行い、毎朝そのレコードを聴かせたといいます（参考：『山口県立徳山高等学校百年史』『岩国高等学校九十年史』『長府高等学校六十年史』）。

富田は豊浦高女退職後、大正15年4月より東京で公爵毛利家特別職員となり、両公伝編纂事業（幕末維新期の毛利家当主敬親・元徳の伝記編纂事業）に従事し、伝記執筆を担当しましたが（毛利家文庫19日記64「記録課日記」）、昭和7年に亡くなっています。

富田は、徳山中学では国語・漢文・作文・修身などを担当する教諭でしたが、歴史地理に関する著作（コラム参照）もあり、晩年には両公伝編纂に関わるなど、歴史や地理にも深い知識をもった人物でした。若い頃、近藤清石に就いて国学・歌道を修め、一時東京の国学院でも学んでいます。また、岩国・豊浦両高女で校歌制定に尽力したように、学校教育における音楽の重要性も強く認識していた人だったかもしれません。

作曲者の大橋純二郎は、京都出身、明治32年2月～33年12月、県師範学校の助教諭を務めた音楽教師です。同29年8月、県師範学校に東京音楽学校卒の元橋義敦が初の音楽専門家として赴任しました。この元橋の後に赴任したのが大橋でした。のち、静岡県師範学校に転任しています（参考：梶田清七『山口発信　唱歌の航跡』）。

♪『防長唱歌』（一部）

第一　防長

一 大和島根の西の方 山陽道のはたてなる 周防長門の二国（ふたこく）のその地勢（くにがた）の雄々しさよ
二 東芸州石州の 境をなせる山脈は 八重垣なして久方の 雲井に高く聳えたり
三 鯨潮ふく日本海 浪立ちさわぐ響灘 北と西とを取りまきて 南は周防の灘ぞかし
四 東西三十九里余 南北三十里あまりにて 面積三百八十有 五方里ばかりなりとかや
五 北部もさのみ寒からず 南部も甚だ暑からず 天変地異は多からず 痩せたる土地は少なくて
六 狭田長田（さなだながた）に作る稲 中国米とむかしよりその名高きに改良を 加えて魚塩に富める国
七 海には汽船陸に汽車 運送交通便利にて 同じ日本帝国のうちにも多くはあらざらん
八 かかる幸福うくるわが 九十九万の同胞よ 君に国にと各の業（なり）をばはげみ勉めよや

第七　吉敷郡

一 郡界（ぐんざかい）なる鯖山を 下れば小鯖の禅昌寺 昔は西国の高野とて 今もその名ぞいと高き
二 音にきこえて鳴瀧の 泰雲寺にもたち寄りてくれば 氷上の橋近き 山手に見ゆる興隆寺
三 大内氏の氏寺と 栄えしかども名にも似ず 衰へ果てて本堂の 跡は山口農学校
四 御堀の里の外郎羹（ういろうこう） 名産なればあがなひて 鰐石見つつ鰐石橋 渡れば山口町ぞかし
五 山口はもと山口と いふ豪族のすめりしを 大内弘世ほろぼして 基開きしあとどころ
六 九代の孫の義隆卿 防長豊筑芸備石 七ヶ国を管領し 西国一 の大都会
七 その館址の古寺の 庭にのこれる豊後石 苔の筵の露ふみて 誰かむかしをしき忍ぶ
八 築山館のその跡は 築山八坂の社にて 夏のみ山と見し梢 海と見し池かたもなし
九 将軍足利義植の 滞在ありし御屋敷と いふ地は歩兵第四十二聯隊の兵営よ

※以下33番まであり

「県民の歌発表会（写真）」（広報課大型写真311）

文書館レキシノオト

「音」で読み解く防長の歴史

♪11

生活ノオト③

県民歌３代

【現在の県民歌（昭和37年制定）】

山口県では、これまで県民歌が3度作られています（昭和15年、26年、37年）。

右は現在の山口県の県民歌です。県政施行90周年と第18回国民体育大会開催にあわせて制定されました。作詞は佐藤春夫、作曲は信時潔です。

新しい県民歌のお披露目のため、昭和38年5月24日、山口国体にあわせて新築された県立体育館において「県民の歌発表会」が行われました（写真上）。宇部市出身の歌手三鷹淳が「山口県民の歌」を歌い、その後同氏による歌唱指導も行われました。

なお、国体開催にあわせて、県民歌とともに県旗も制定されています。

グラフ山口-山口国体216

山口県民の歌

作詞　佐藤春夫
作曲　信時潔

1　錦帯橋はうららかに
秋吉台はさやかなり
秀麗の地に偉人出で
維新の偉業為せるかな
誇りと使命忘れめや
山口県の我らみな

2　周芳穴戸のいにしえを
つぎし大内毛利らが
代々の栄えの跡とめて
伝統永き文化の地
誇りと使命忘れめや
山口県の我らみな

3　二つの海に海の幸
地中の宝　山の富
世に捧ぐべき天然の
資源は尽きぬふるさとの
誇りと使命忘れめや
山口県の我らみな

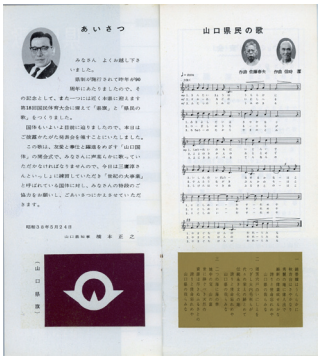

「県民の歌発表会」（リーフレット昭和 38-26）

【初代県民歌（昭和15年制定）】

昭和15年、最初の県民歌が作られました。この県民歌の制定は紀元二千六百年記念事業の一つとして計画されたもので、懸賞をかけ県民から広く歌詞が募集されました。

600編の応募がありましたが、当選に該当する作品は無く、佳作10編が選ばれました。その中の一編をもとに、内容は山口県出身の文学博士渡邉世祐が、詞は文部省唱歌の作詞者の高野辰之が加筆訂正し、歌詞を完成させました。作曲は信時潔に依頼されました（現在の県民歌の作曲者と同じ人です）。

歌詞は山口県の歴史を基調としたものとなっており、1番と2番が山口県の過去、3番が現在、4番が将来を歌っています。大陸への進出を歌う４番の歌詞からは、時代の雰囲気が伝わってきます。

山口県民歌

懸賞募集篇改潤 渡邊世祐
高野辰之 作歌
信時潔 作曲

1　豊浦の宮の故事しのび、
藩祖の訓代々に守りて、
百万一心結びも固く、
奉公の意気天地に満てり。
いざいざ仰げ御遺徳、
永久にかはらぬ御鏡ぞ。

2　幾百年の妖雲払ひ、
天日の光四海を照す、
維新の偉業翼賛の誉、
負持つ我等ぞ山口県民、
いざいざ仰げ指月山、
焦土尊王の精神を。

3　三面海なる天与の国土、
営む農商漁塩の外に、
新に興れる殷賑工業、
雲なす煙は二州になびく。
いざいざ仰げ水陸の、
産業文化の結ぶ実を。

4　西日本の玄関出でて、
指すは大陸亜細亜の空に、
共存共栄心に期して、
正しき力新しき生命、
いざいざ仰げ諸共に、
築き上ぐべき大殿堂。

【２代県民歌（昭和25年制定）】

戦前の県民歌は終戦とともに廃され、これに代わり、昭和26年に新しい県民歌が制定されました。この時も歌詞が募集され、482点の応募がありました。選考の結果、岩本邦子と清川妙による２作品が甲乙つけがたかったため、「県民歌A」・「県民歌B」として、両者ともに県民歌となりました。

歌詞に続き、曲も募集されましたが、こちらは該当作品が無く、2曲とも防府市在住の作曲家大村能章が曲を付けました。

この時期、他県でも戦前に定められていた県民歌が作り替えられていますが、共通して、「希望」、「平和」、「夢」、「光」などのキーワードが含まれています。戦後間もない時代の雰囲気が感じられます。

山口県民歌A

作詞　岩本邦子
作曲　大村能章

1　朝だ大気をいっぱい吸って
行こうよ野良へ工場へ海へ
働く者の郷土を作る
そうだ希望だ山口県だ
みんな一緒にがんばろう

2　瀬戸のうちうみ船あし軽く
長門の浦の夕日も赤い
たのしい平和な日本を作る
そうだ希望だ山口県だ
みんな一緒にがんばろう

3　明治維新のあの父祖達の
熱と力を今この腕で
生まれかわった世界をつくる
そうだ希望だ山口県だ
みんな一緒にがんばろう

山口県民歌B

作詞　清川　妙
作曲　大村能章

1　波かすむ瀬戸の島より
潮騒の北海かけて
やまかはの清けき山口
白きみかんの花咲く丘に
あかるく希望の虹はたつよ

2　豊かなる　山幸　海幸
こころ燃え働く人ら
あらたなり伸び行く山口
防長の名のかほる野の上
高く建設の旗がなびくよ

3　戦ひすてたる民の
命もて築かん楽土
夢あれよふるさと山口
あふぐみどりの山脈の空
今か平和の鐘もひびくよ

【愛唱歌】

県民歌とは別に、県の愛唱歌として、昭和38年に「のばせ山口」が、昭和54年に「みんなのふるさと」が作られました。

「のばせ山口」は橋本正之知事の作詞で、作曲は阿東町（現山口市）出身で東京音楽隊長を務めた片山正見です。

「みんなのふるさと」は、平井龍知事の進めていた「あたたかいふるさとづくり」のテーマソングとして、歌詞が募集されました。533編の中から徳山市（現周南市）の国兼由美子の作品が選ばれ、作曲は山陽町（現山陽小野田市）の田村洋がこれにあたりました（リーフレット昭和35-1）。

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪12

「うたのほん　下」（教科書文庫16－26）

生活ノオト④

唱歌・音楽の教科書

【小学唱歌集】（教科書文庫明治18-24）

明治5年（1872）の学制発布により国民皆学がめざされ、音楽教育についても小学校に「唱歌」、中学校に「奏楽」が設けられました。しかし、教材となる教科書はもとより、指導者も指導法も整っていなかったため、「当分之ヲ欠ク」と、その実施は見送られました。

学校における音楽教育をいかに進めたらよいか、その準備が本格化するのは、明治12年に文部省内に音楽取調掛（後の東京音楽学校）が置かれてからです。その任に当たったのは伊沢修二でした。彼は、西洋の音楽を取り入れつつ、従来の日本の音楽と融合させた、わが国独自の音楽の創設を目指しました。

海外の音楽教育の視察や、お雇い外国人メーソンの協力を得て、ようやく出来上がった最初の唱歌の教科書が「小学唱歌集」です。明治14年に初編、16年に第2編、さらに17年に第3編が刊行されました。全92曲のうちの多くが外国の曲からメロディーを借り、それに文語調の歌詞をつけたものでした。

今もよく歌われている曲で言えば、初編掲載の「蝶々」はスペイン民謡、「見渡せば」（現在は「むすんでひらいて」の曲として有名）はルソー作曲、「蛍（蛍の光）」はスコットランド民謡です。第2編の「霞か雲か」はドイツ民謡です。

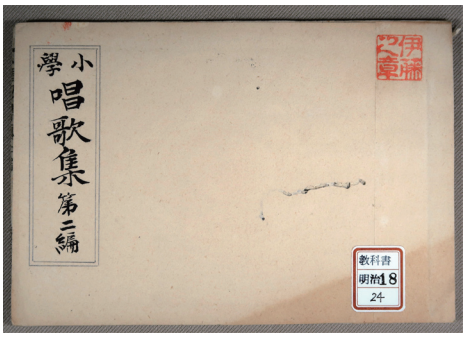

【尋常小学読本唱歌】（斎藤家文書77）

明治36年に国定教科書制度が定められ、各教科において順次、国定教科書が作成されましたが、唱歌については作成されませんでした。

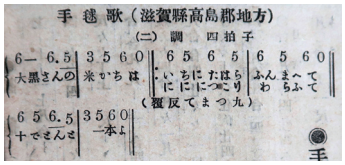

「数字譜」
（音楽雑誌第 56 号今井家 146）

明治から昭和前期の楽譜の中には、五線譜ではなく、数字で書かれたものがあります。これは「数字譜」と呼ばれ、数字で音階が表されています。

1……ド
2……レ
3……ミ
4……ファ
5……ソ
6……ラ
7……シ

高音には字の上に「・」を、低音には字の下に「・」を付けました。また、休符は数字の０で表しました。

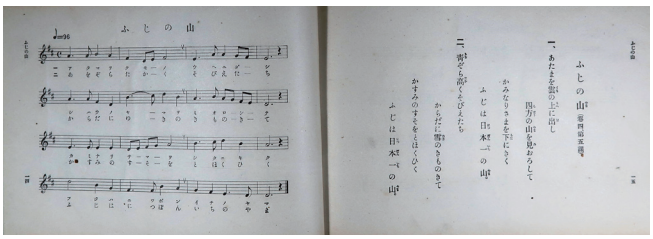

明治43年、国定教科書に準ずるものとして「尋常小学読本唱歌」が作成されました。この中には「春がきた」、「ふじの山」、「われは海の子」など、現在私たちが「唱歌」と聞いて思い浮かべる曲が収められています。先に出された、「小学唱歌集」とはことなり、ほとんどが、日本人の作曲家により新しく作られた曲でした。

【「尋常小学読本唱歌」と「尋常小学読本」】

ところで、この唱歌の教科書は「尋常小学読本唱歌」と、少し違和感を覚えるタイトルとなっています。一方、「尋常小学読本」という国語の教科書もあります（河崎家文書3329）。

実は、「尋常小学読本唱歌」に載せられた唱歌は、「尋常小学読本」で学習する内容と一致しています。例えば「尋常小学読本唱歌」の「ふじの山」（写真上）には「巻四、第五課」と書かれていますが、これは「尋常小学読本」の4巻の第5課の学習内容（写真左）に対応していることを示しています。

このように、「尋常小学読本唱歌」は、歌を歌として楽しむというよりは、「尋常小学読本」を学習する上での補助教材と位置付けられていました。

この時期、様々な唱歌が作られました。明治34年に山口県師範学校が発行した「新編唱歌萃錦」には1300を超える曲が収められていますが、それらは「儀式唱歌」、「修身唱歌」「地理歴史唱歌」「四季唱歌」「遊戯唱歌」などに分類されています。

徳目習得や知識習得の手段の一つとして、文章を覚えやすいメロディーにのせて口ずさむのが唱歌でした。

「尋常小学読本唱歌」は、翌明治44年刊行の「尋常小学唱歌」へ引き継がれ、私たちのよく知る文部省唱歌となります。

【唱歌と童謡】（教科書文庫大正15-3）

「唱歌」と「童謡」は混同されがちですが、「童謡」は、「唱歌」が徳目や知識習得の手段に偏り、芸術性に欠けた点を批判し、子供たちに新しい歌を与えようとする「童謡運動」から生み出されたものでした。

この動きは大正期に見られ、北原白秋、野口雨情、西条八十らの詩に、弘田龍太郎、山田耕筰、中山晋平らが曲を付けました。左の史料は「ハクビ小学唱歌」です。その詩の多くを書いている海野厚は、この時期の童謡作家の一人で「背くらべ」や「おもちゃの兵隊」など、今も歌い継がれている童謡を残していることで知られています。

【山口県小学唱歌】（滝口明城文庫705 ～ 711）

「山口県小学唱歌」は昭和5年に、山口県教育会が唱歌の教科書として尋常科、高等科各学年1巻ずつ刊行したものです。唱歌には国定教科書が無く、文部省の検定を受けた教科書、もしくは文部省編纂の教科書から選ぶか、それ以外の曲を教室で教える際には、道府県知事の認可を得なければなりませんでした。この「山口県小学唱歌」により、唱歌選定の手間が省かれ、県内の各小学校における唱歌授業の統一が図られました。

【国民学校の音楽の教科書】

（教科書文庫昭和16-25･16-26･17-42･18-63 ～ 65）

昭和16年、尋常小学校は国民学校初等科と改称されました。唱歌は芸能科音楽となり、教科書も初めて国定となりました。戦時下の影響を受けた内容となっており、戦後になって墨の塗られたものもあります。

滝部神社郷社昇格願添付周辺見取図（「県社以下神社」県庁戦前B666）〔昭和4年〕

文書館レキシノオト

「音」で読み解く防長の歴史

♪13

生活ノオト⑤

耳を澄ませば聞こえてくる！

【鉄道開通時の滝部のにぎわい（昭和初期）】

阿川毛利氏が信仰を寄せた滝部八幡宮の社格昇格申請に添えられた絵図面からは、にぎわう滝部の音風景を見て取れます。鳥居前を行き交う人々、自動車、荷車。街路の音が聞こえてきます。煙を吐きながら滝部駅に向かう機関車、駅の給水塔、駅に集う人々も描かれています。地元出身の中山太一（クラブ化粧品の中山太陽堂創業者）の尽力で滝部に念願の鉄道が開通したのは大正14年（1925）8月。地元商工会主導で発行された「豊北名勝案内附滝部沿革志」（一般郷土史料B240）などの冊子や鳥瞰図には、下関と直結されることになった滝部の未来予想図が明るく描かれています。

響灘沿岸地域における鉄道の延伸北上に大きな力を発揮したのが、小串出身の衆議院議員大岡育造です。その政治的基盤であった政友会は「我田引鉄」を前面に押し立てて、地方への鉄道敷設と引き替えに集票を企てました。こうした利益誘導的な政治手法には批判もありましたが、近代化を待ちわびた地方の人々にとって、「鉄路の響き」はまさに近代への夢の架け橋だったのです。昭和3年、下関－滝部間の小串線はさらに阿川まで延伸されました。この時制作されたのが「省鉄長門線鉄道唱歌」や「鉄道開通祝賀の歌」（ともに展示品参照）です。耳馴れたフレーズにのせられた歌詞には、沿線の奇勝景観のみならず、地域の歴史や未来像が、溢れんばかりの期待感をこめて、ドラマチックに、そしてリズミカルに読み込まれていたのでした。

鉄道の部分開通のたびに、各地で歌や踊りに彩られた盛大な式典が催されました。

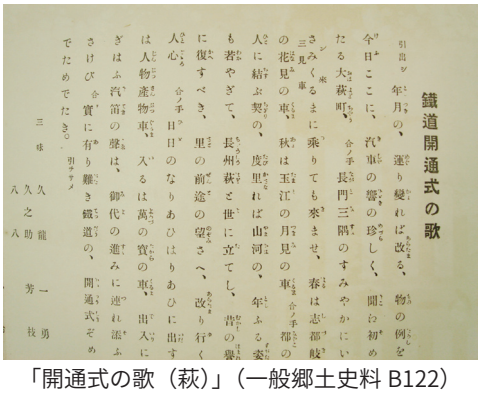

鐵道開通式の歌

「開通式の歌（萩）」（一般郷土史料 B122）

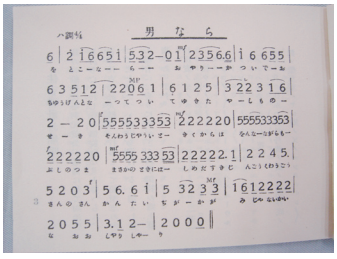

「萩の民謡」
（一般郷土史料B 110）
萩市観光協会発行

昭和 10 年の「萩の史蹟名勝と産業大博覧会」開催時に作製されたものと思われます。「男なら」「住吉神社のお船唱」「萩小唄」などの俚謡に加えて、市内の観光名所を余すところなく読み込んだ「夢の萩街」などの歌詞や数字譜が掲載されています。パステル調の色彩が印象的な表紙には、萩の象徴「夏みかん」が描かれています。

史料にひそむ近代の音あれこれ

▲1「波と船の音」

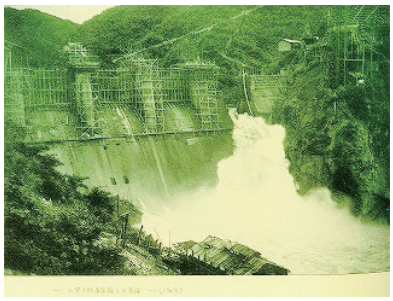

▲2「ダムの音」

▲3「せめぎあう人工物と自然景観」

▲4「万歳の声」

▲5「演説の声」

▲6「激励の声」

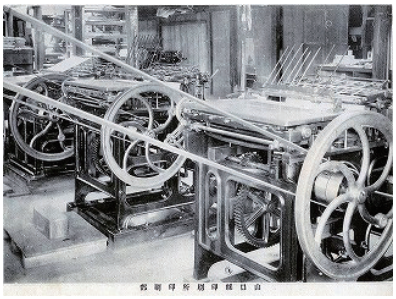

▲7「職場の音①」（印刷）

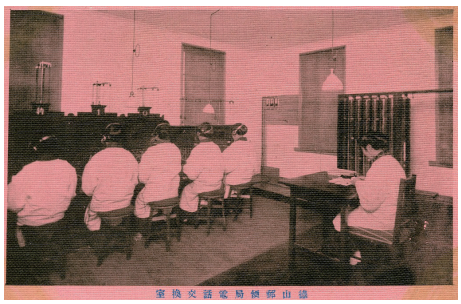

▲8「職場の音②」（電話交換）

▲9「音と絆」（サークル活動）

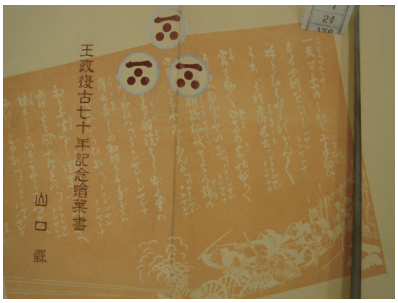

▲10「防長精神の音」

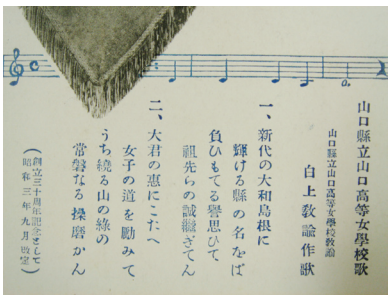

▲11「校歌」

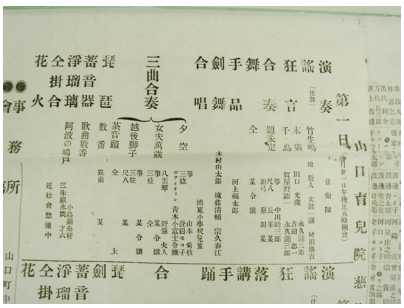

▲12「チャリティーの音」

1）秋穂二島村真照寺位置図〈「明治28年古社寺調査」県庁戦前Ａ社寺123〉 2）向道ダム〈「錦川利水工事記念写真帳」山口市山本家文書11〉 3）惣郷橋梁〈「萩線建設概要」三村家文書３〉 4）松崎小学校〈「大正天皇皇后行啓記念写真帳」剣持家文書512〉 5）田中義一演説〈行政資料＊戦前内務部164〉 6）県庁職員出兵壮行会〈久幸虎雄文書374〉 7）山口県印刷所の機械〈「県印刷事業創立十周年記念写真帳」一般郷土史料B78〉 8）徳山郵便局電話交換室〈雨村家文書266-3〉 9）防長音楽協会発会式記念写真〈剣持家文書584〉 10）王政復古七十年記念絵はがき〈文書館図書726-54〉 11）山口高等女学校創立卅周年記念絵はがき〈雨村家文書330-1〉 12）山口育児院慈善演奏会式次第〈河野家文書513〉

文書館
レキシノオト
「音」で読み解く
防長の歴史
♪14
生活ノオト⑥

「経済更生を基調とせる更生訓村訓村歌民謡類集」
左：〔経済更正叢書第14編〕（官省公報類509）〔昭和9年10月、山口県内務部〕
右：〔経済更正叢書第34編〕（官省公報類508）〔昭和12年6月、山口県経済部〕

団結の音

【「経済更生運動」の音】

昭和恐慌のもたらした経済的な閉塞状況を打破すべく、政府（内務省・農林省）主唱で展開されたのが「時局匡救（きょうきゅう）政策」と「経済更生運動」であり、主として農村の立て直しにフォーカスがあてられました。

時局匡救事業は、土木事業に資金を投入して雇用を創出、そうしてもたらされた収入による農村の経済的な復興をねらったものです。大規模な道路改修、河川改修が実施されました。

一方で「経済更生運動」は精神的な側面が強く、真摯に日々の労働に取り組むこと、倹約を美徳とすることなど、「自力更生」が強調されました。そして、労働の共同化が色濃く打ち出され、やがては人心統制の領域に人々が躊躇なく足を踏み入れることにつながり、後の総動員態勢への序章となってしまったとも言われています。

「農山漁村経済更生計画樹立方針」の下、経済更生運動が始められたのは、昭和7年度のことです。県下では、昭和11年度末までの5年間に全市町村での計画樹立が目指されました。昭和7年に表明された「産業五ヶ年計画」に沿ったかたちでの「経済更生運動」の展開が期待されました。つまり、「経済更生計画の樹立」＝「経済実態の把握」＝「経済統制」という図式が描かれていたということなのです。昭和12年6月以降の第二期更生計画樹立推進期間においては、国民精神総動員運動に即応した「よりいっそうの民心作興」を盛り込んだ計画樹立が求められることになりました。

このように経済更生運動には、精神的で窮屈な側面が強かったと言えるのですが、一方で、その理念を「親しみやすく接しやすく」表現することによって、人々の日常生活に浸透させる工夫もほどこされていました。「ウタウ」「ツブヤク」「ヨミアゲル」。「音」の効能が最大限発揮されることになったのです。音感を共有することにより団結を深めようとの意図を史料から読み取ることができます。

「更生訓」「町村是」「綱領」のようなストレートなものに加え、敷居が高くなく、かつ、

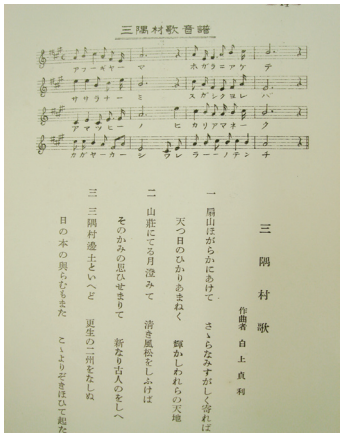

「三隅村歌」
（官省公報類 509）

経済更生運動推進の精神的な支柱として利用されたのが、「声」や「歌」など、「音」の響きが醸し出す一体感や高揚感でした。作詞にあたったのは農事組合長や経済更生指導員、そして訓導や教師でした。「意気込み」「目標」が高らかに唱えられていたのです。

平易な言葉や聞き慣れた節回しにのせて口ずさむことによって、目標や方向性を共有できるように、「更生歌」「町村歌」「民謡」「小唄」などがつくられました。

県が発行した更生計画樹立のためのテキスト（経済更正叢書）にも、郷土色を盛り込んで親しみやすく、町村や部落の行事や共同作業の場面で口ずさんだり踊ったりすることによって知らず知らずのうちに心がひとつになり「やる気」が起きるコンテンツとして「歌」が推奨されました。「手拍子揃へば気も揃ふ！」「自然人心融和統合！」「老若男女こぞって謳歌口誦！」「和気藹々のうちに更生への一大行進！」。「音」がもたらす一致団結のムードが期待されたのです。

【若者の歌】

右下の写真は、青年団活動のさまざまな場面で声を揃えて歌われた楽曲をまとめたものです。青年団月例会の式次第には、「国歌斉唱」に加えて「防長青年歌合唱」が掲げられていました。この「歌集」には、防長県民歌を手がけた東京音楽学校教授信時潔が作曲した「防長青年歌」、のちに多数の経済更生歌の制作にかかわることになる山口高等女学校教諭白上貞利作詞の「防長青年団歌」などが含まれています。歌詞には「百万一心」の文字が躍り、思想善導を意図した時代の影を否定することはできません。若者の社会的紐帯を生み出す装置として、集団での朗唱が重視されていたことがわかります。

戦後になると、歌声喫茶、喧噪の中でのシュプレヒコール、そして、フォーク、ロック、表現方法にちがいはあるにせよ、若者の祝祭には歌や音が欠かせませんでした。昨今、数万人規模で若者を動員する各地の「夏フェス」も同じ流れに位置する表現形態なのかもしれません。歌を介してひとつになる。現代の個人社会を生きる人々に、歌が安心感や連帯意識をもたらしているのかもしれません。

【団結の歌をうみだした人「白上貞利」】

白上は吉敷郡宮野村出身。山口県師範学校卒業後、山口県師範学校、大津高等女学校、山口高等女学校で教鞭をふるった国語教師。自身の書斎を「桜圃山房」と名付け文筆活動にあたっていました。青海島や須佐湾の観光案内書の執筆者としても刊行物にその名前が記されており、観光開発の関係で、横山健堂や高島北海との親交もあったようです。また山口高等女学校学芸部の指導者として、校友会誌『森の下蔭』の発行や、山口の方言調査にあたっています。

こうして蓄積された、地理・歴史・文化・風土など、白上の郷土にまつわる博識が、経済更生歌の作詞に反映されたのです。戦後になるとそうした知識は親和的な団結のよりどころとして校歌の歌詞などに活かされることになりました。

村歌・小唄の一例
「仁保小唄」（官省公報類509）

「山口県男女青年歌謡曲集」〔昭和7年6月〕
（行政資料1930年代市町72）

文書館 レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪15

「九州方面修学旅行日記」（香原家文書22）

生活ノオト⑦

旅と音　～旅日記に見る風景と音～

【旅のたのしみ】

社寺参詣を主な目的とした旅は、江戸時代に入って庶民にも浸透し、盛んになりました。明治時代以降、静養文化の流入と鉄道網の広がりにより、教養を深めるため、あるいは余暇を楽しむため、旅の目的は多様化しました。

移動手段の変化は旅の速度と可能性に大きな変化をもたらしました。とはいえ、現代のような高速交通機関はなく、往来には時間がかかります。道中の景色や土地ごとの風俗も旅の楽しみの重要な要素でした。

旅にあたっては、記録を作成する人も少なくありませんでした。内容には個人差がありますが、行程や支出にはじまり、道中の景色風物や風説、創作した短歌や俳句まで、さまざまなものが記録されました。

右のコラム写真は、江戸時代に作成された旅の記録のひとつです。当時の萩藩内の人びとの行き先としては、上方や九州が多かったようで、資料からは寺社参詣のついでに城や屋敷の見物、町々で行われる芝居や浄瑠璃などの興行も楽しんでいたことがうかがえ、音まで聞こえてくるようです。

【修学旅行と日記】

教員が学生を引率する旅行の始まりは、明治15年（1882）の栃木第一中学校（現栃木県立宇都宮高等学校）による、上野公園で開催された第2回内国勧業博覧会の見学旅行といわれています。その後の教育改革により行軍旅行が学習課程に盛り込まれ、明治20年頃から学術研修を兼ねた旅行として「修学旅行」の名称が使われていきました。

このような学校行事は、作文（綴方）の授業の格好の題材として、日記の作成、提出が求められることが多かったようです。

上写真は明治43年に福岡で開催された地方博覧会、第13回九州沖縄共進会に合わせ、5月3日から3泊4日の旅程で行われた山口中学校（現山口県立山口高等学校）の修学旅行にあたり書かれた日記です。授業の一環として作成されたものらしく、教員による添削や総合評価「意達文亦可観」（意達し文亦た観るべし、訳：意味が通っており、表現にもまたみるべきものがある）が朱筆で書き込まれています。

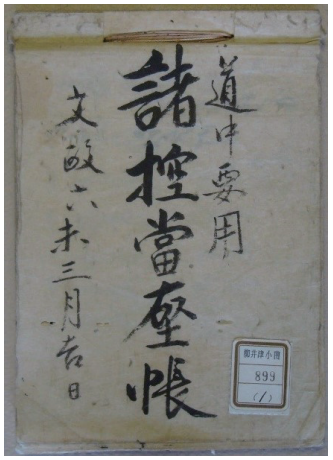

「道中要用諸控当座帳」
（小田家文書（柳井市金屋）899）

文政６年（1823）、現在の柳井市で町年寄などを務めていた商家の人物が、博多や太宰府、熊本、阿蘇を経て島原、長崎、唐津などを巡った後、萩、山口に立ち寄って柳井に戻るまでの道中の記録です。

全文が当館ウェブサイト内の古文書実践講座のページで公開されています。

【旅程と記述】

「九州方面修学旅行日記」の筆者は、道中の景色にも興味を持って接し、書き留めています。本文より、当時の中学生が感じた旅中の音を、風景描写と共に紹介します。

１日目：山口～香椎～箱崎～博多

①山口駅発
　家をも山を野も尚ほ温き夢を結びてか眠れるが如く、只聞ゆるは轟々として絶間なき車輪の音のみ。

②黒川堤
　…かしここゝの家々よりからからと雨戸開く音聞ゆ。朝食たくか、山の辺の賤が家に立ち上る煙いとしづかなり。

③小郡駅発
　汽車は勢よくも黒煙をはきつつ小郡駅を後にして、西へ西へと…

④下関～関門海峡～門司
　…九州を始めとし海外諸国への交通の要路にあたるを以てか、上下する客殊に多かり。…遠く日本海の方より吹き来る風颯々として袂をはらひ、波舷を打ちて水煙八方に飛び散る勢にて、かしこには黒煙吐く大船の荒波蹴立てて西の方に行くよと見るや、幾艘も幾艘も連り続きたる帆船の彦島~~影~~【かげ】より現はれて、悠々と風に任せて進むもあり、…

⑤香椎宮
　境内大樹老木鬱蒼と生ひしげり、頗る神~~仙の~~【々しき】地なり。

⑥箱崎町付近
　一望涯みなく黄金色の絨氈をしきつめたるが如く芳香軟風のまにまに~~鼻に~~【身辺】迫り、雲雀は此の好景をわがもの【がほ】に~~せんと~~中空に囀る。嗚呼春は長閑なり。

⑦東公園
　閑静の別天地、~~当地~~【山口】亀山の如きと比すべくもあらず、…

⑧共進会（夜）
　余興場に到れば…みなそれぞれの装飾を施し、見物人各会場に満つ。…市街の繁盛なるを観て帰途につく。

２日目：共進会、西公園

⑧共進会（昼）
　…獅子の吠え声にひかされて動物会に入る。

⑨西公園
　今松吹く風穏かに磯打つ波静かなり。

３日目：太宰府周辺

⑩水城跡
　水城の跡を見て懐旧の情車輪と共に回転し、…

⑪太宰府天満宮
　そこここゝの茶店より名物梅ヶ枝餅をとなへて【客を】呼びとむにやかましき。
　涼しき池の辺に坐して糧つかふに、いつの間にか鯉は人ありと知りて群り来り、今に餌やなげらるるかとさわぎたてり。

４日目：福岡～八幡～下関～山口

⑫博多駅発
　汽笛一声と共に名残惜しき福岡の地を後にして…

⑬八幡製鉄所
　黒煙は濛々として天を蔽ひ、数多の工場よりは雷の如き音聞こえ、人為の致す所とも思はれず…先づ第一に導かれたるは鉄材製錬所にて、殷紅の鉄材遥か彼方より遠雷の如き音たてゝころがり来るよと見るや、絶間なく廻転せるルーラーの間に入り、轟々たる大音を発し、火花を四方に飛び散らして出づ。

※【　】内は教師による添削。

当時、山口 - 小郡間には軽便鉄道が通っていました。朝5時半に山口駅（後の亀山駅、現中国電力山口支店付近）を出発します。早朝の静けさの中、汽車の音が響きます。人々が起きだして聞こえてくる音は、汽車以外に大きな音のするものがないことをうかがわせます。

下関では雑踏が描かれ、ターミナル駅の賑わいを感じさせます。関門海峡では風と波の音に加え、大小さまざまな帆船、汽船の行き交う音も聞こえてきます。

森閑とした香椎宮から箱崎までは、春の景色を楽しみながらの徒歩移動でした。東公園では県内屈指の（と当人は思っていたであろう）亀山公園と比較しているあたり、同園の佇まいにいたく感動したようです。

博多では、共進会と市街の繁盛に圧倒されたらしく、イルミネーションや装飾の美しさが言葉を尽くして説明されます。この共進会に合わせて開通した福博電気軌道（箱崎口-黒門橋／呉服町-博多停車場前）についての記述も多く、煙の出ない、新しい動力の乗り物に対する興味がうかがえます。

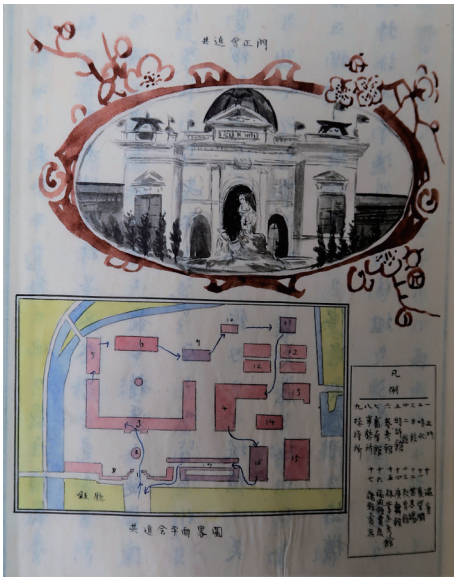

本人が描いた共進会場図

太宰府天満宮は現在よりも様々な音が溢れていたようです。「やかましき」と言われるほどの客寄せは現代ではなかなか想像がつきません。江戸時代以来の寺社参詣の賑わいがわかります。

最終日に見学した八幡製鉄所では、近代産業技術に圧倒された様が、繰り返される轟音の表現や、製鉄過程の細かな描写等からうかがえます。九州への旅は、穏やかな春の景色と名所旧跡を楽しみつつ、近代日本を体感する旅でした。

全編を通して、筆者は汽車の音を旅の音と受け止めていたようです。小郡から西へと向かうとき、博多から山口へと発つとき、旅の節目は汽車の音に彩られます。名所旧跡めぐりは過去へ、共進会や製鉄所の見学は未来へ、それぞれ思いを馳せる旅でもあります。回転する車輪の音は時間を巻き戻す音にも進める音にも聞こえたのかもしれません。

「四季耕作図」（早乙女らが田植えをしている後方で、男たちが囃しています）
（安部家文書1526）

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪16

生活ノオト⑧

仕事歌 ～田植え歌～

仕事歌は、仕事の調子を取ったり、共同作業の調子を合わせたり、単調な作業で辛気（しんき）な気持ちを紛らわしたり、あるいはもうひとがんばりの元気を出すために、ほとんどの仕事の場面で歌われました。これらの歌は民謡として残ることも多く、人々にはとても身近な歌でした。

さて、『山口県の民謡』（山口県教育委員会、1982年）や自治体史にみえる民謡・労働歌は、公的な調査ということもあって、上品で、美しいものがほとんどです。しかし現実の仕事歌は、形式的なそれら美しいもののあとに歌う、にやりとするような猥歌や笑歌（「艶笑歌」）の部分を広く持っていました。そしてそれらの多くは、文字に残ることなく、永遠に消え去りました。

たとえば田植え歌は田の持ち主を称えるものや錦帯橋・宮島などの名所を歌うものなどが上記の文献に載っていますが、実際には、そのあとに男女の関係や性的なことがらをあからさまに歌う後半部分を持っていました。江戸時代後期の記録である「注進案」には、そのことをうかがわせる次のような記述がみえます。

・田植ハ（中略）催合（もやい）植仕、大歌と申おかしき歌を唄ひ入梅より半夏生を中にして植付申候（山口宰判上中郷）
・五月田植には村々にても催合にして睦敷（むつまじく）彼のざれ歌抔（など）親子兄弟の聞をも不憚（はばからず）唱ひつゝ植付（奥阿武宰判徳佐村）
・老圃考〔御代官所考〕曰、五月田植時はいづこもいづこも押並て親子兄弟相並びつゝも、男女の中らひの事白地（あからさま）に唱ひ出、其を肚（はら）恥かしとも思はずものするを、いかなる事にかと年頃知まほしく思ひをりしに、（同）

田植えは女性の仕事です。女性たちがそのような「男女の中らいの」歌（大歌・ざれ歌）を、親子兄弟が聞くのもはばからず大声で歌いながら植える風景は、さぞかし壮観だったことでしょう。また、女性であれば、なおさら公的な調査の場で歌ってくれることは少なかったでしょう。しかし、おそらくその「後半部分」こそが、つらい労働のなかには必要だったのだと思われます。

実は、『山口県の民謡』のなかの田植え歌には、そういった歌もいくつか収載されており、貴重な記録となっています（裏面）。

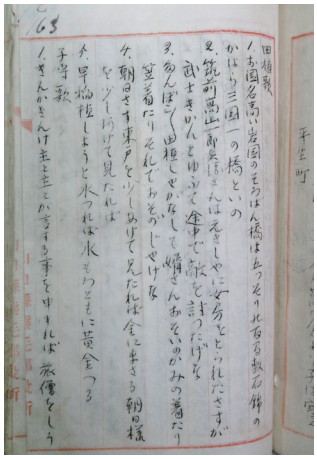

「熊毛郡郷土誌前・後編」
（熊毛郡役所文書 11）

大正８年（1919）に熊毛郡役所学務係が教育資料として作成した地誌。熊毛郡各村の概況や年中行事、仕事歌等を記録しています。

写真は平生町の「田植歌」の部分。ここでも岩国錦帯橋を「お国名高い岩国の　そろばん橋は五つそりの　百間敷石錦のかはら　三国一の橋といの」と歌っています（裏面参照）。

もっとも、村の旧家などで大規模な田植えをする場合には、冒頭の写真のように、

・余分植付仕候者ハ早乙女多人数相集め、胴取と号し男子壱人太鼓を打、歌を諷ふ、早乙女其歌に継き諷ふ、尤胴取之指揮ニ応し太鼓之拍子ニ随ひ植る（熊毛宰判三丘のうち八代村）

といった調子で、胴取りとの掛け合いで植えていたようです。

さらに進んで、田植え時には「青苗祝」と称して実際に「戯れ」ることがあったらしく、当局の厳重の沙汰によって禁止されている例があります。これが男女の戯れであろうことは、容易に想像できます。

・青苗祝と申戯れ仕候へ共近年厳重の御沙汰有之相止申候（前大津宰判深河村）

田植え時の男女の「高揚感」は、盆踊りの時と似たものだったかもしれません。

『山口県の民謡』の内容や歌詞は、現在の県社会教育・文化財課のWebページ「山口県の文化財」にある「民謡データベース」から検索して見ることができます。

http://bunkazai.pref.yamaguchi.lg.jp/folksong/

また、そのときの調査の音声は、山口県立山口図書館で実際に聞くことができます。

ここでは、その中から、田植え歌をいくつか紹介します。

田植え歌は、正条植の普及（明治後期）や農業の機械化とともに消えていきました。

今日のよい日のお田植はじめ
稲の万才御代の数ウー
早苗植えましょうまっすぐヨー
直（すぐ）は神様およろこび

今日のよい日のお田植はじめ
稲の万才御代の数ウー
早苗植えましょうまっすぐヨー

お国で名高い岩国の
そろばん橋は五そりに
百間敷石錦の川原(かわら)
三国一里のそり橋
お国で名高い岩国の
そろばん橋は五そりに
百間敷石錦の川原
三国いちのそり橋
お国で名高い岩国の・・・・・・

（以上が「親歌」の部分）

****

（以下が「大歌･ざれ歌」の部分）

父っさあお前の前の方で
ぶらぶらするのはありゃなんの
あれはわれらをこねくり出した
こね木の棒じゃがエー知らんの
ぶらぶらするのはありゃなんの
あれはわれらをこねくり出した
こね木の棒じゃがエー知らんの
父っさあおまえの前の方で・・・・・・
（繰り返し）

＊由宇町北区の女性（明治34年＝1901生)が伝承していた田植え歌

おいでおいでと　ヨーオ　手じゃ招かれぬ
歌の文句で　ヨーオ　悟りゃんせ

一度寝てみて　ヨーオ　寝肌がよけりゃ
妻と定めて　ヨーオ　寝にござれ

妻と定めて　ヨーオ　寝にくるからは
我身と思うな　ヨーオ　自由にならん

あなたみたような　ヨーオ　牡丹の花が
咲いております　ヨーオ　来る道に

シラサギみたような　ヨーオ　あなたに迷うて
カラスみたような　ヨーオ　苦労する

＊川上村野戸呂の女性（明治21年＝1888生）が伝承していた田植え歌

こよいござれば裏からござれ
前は車戸で音がする　ハーホイ
車戸で前は
前は車戸で音がする　ヤッタナー

あなたおもいに身は細りゃせぬ
思い出さずに忘れずに　ハーホイ
思い出さずに忘れずに　ヤッタナー

思うて通えば千里も一里
会わず帰ればまた千里
帰れば会わず
会わず帰ればまた千里

＊阿東町篠目の男性（明治30年＝1897生）が伝承していた田植え歌。夜這いをうたったもの。

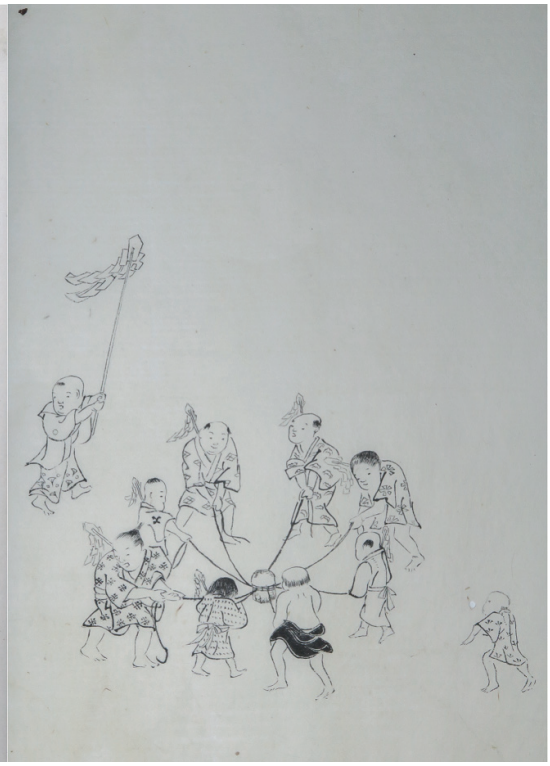

文書館 レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪17

「防長風土注進案　殿敷村」（県庁伝来旧藩記録　風土注進案361）
左に描かれているのはいのこ石

生活ノオト⑨

年中行事の唱え言と唱え歌

毎年決まったように行う民間の行事には、その時々の「唱え言」や、その行事のときにしか歌わない「唱え歌」を伴う場合があります。ここでは、それらを区別せず、月日を追ってみていきましょう。

《七草（1月7日）》

七草を摘むとき、またそれを調理するとき、次のような決まった歌があったようです。

・唐土の鳥と日本の鳥が　渡らぬさきに七種をたゝいて歳徳様えあけふよ（「注進案」当島宰判河島庄）

《望の粥・成木責め（1月15日）》

成りものの木（果樹）の豊穣を祈る行事です。果樹に向かって、一人が斧で「ならねば切る」と脅すと、一人が「なりますなります」といって持参した粥を塗り込みます。

《とんど（1月14日）》

小正月の火祭りとして広く行われる行事（どんど焼き）。正月飾りや吉書（書き初め）を焼き、その火で正月餅の取り置きを焼いて食べました。ほとんどが1月14日（の夜）に行われ、その際子どもたちは「トンドヤ左義長　祝ひ之こけハ今朝迄　小豆餅ハすへりた」「どんどやさぎちやう　祝ひの賀儀ハ今朝迄」等と歌いました。

《といとい・とろへい（1月15日）》

子どもたちが夜、「トヘトヘ」等と唱えながら、銭差縄や藁で作った「トヘ馬」などと交換に餅をもらい歩くスリル満点の行事です。

・封縄弐本盆へ入レ、「トヘトヘ」と申、家々の戸口に来り候時、苻縄を取年徳神祝の餅一重遣し、（中略）子供へ墨を付水をかけ申候（小郡宰判上中郷）

《麦ほめ（1月20日）》

作物をほめたり脅したりして豊穣を祈るという点では、「望の粥」等に同じ。麦畑に行き、「ええ麦じゃ、今年の麦はできがようて背中から腹へ割れるでよう」といった唱え言をしました。

《涅槃（2月15日）》

釈迦の入滅日の法会に伴う子どもたちの行事も「ねはん」と呼びます。送り火を焚くとき、「ヲシャカノシャカノブリンボウ」と大声で唱え（「注進案」吉田宰判今浦御開作）、また「勧進米をくれんものハ、箸で家を造って、味噌で壁を塗って、雨が降りゃべたべた、風が吹きやばたばた」

盆踊り

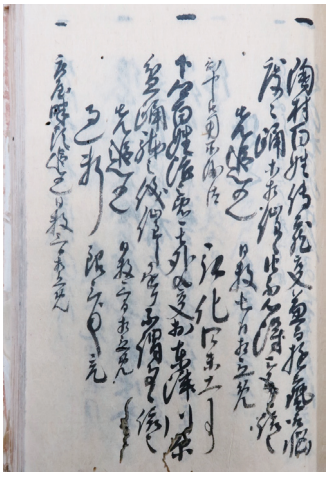

「古例便覧」
（山口小郡宰判記録 38）

盆踊りは太鼓の伴奏で、手をたたきながら踊るものが多かったようです。江戸時代には「思案橋」「国府節」「兵庫くどき」等が歌われましたが、当局によって禁止された時期がありました。幕末には「白河踊り」も伝わりました。仮装も多かったようです。

上の資料は、嘉永年間に小郡下郷の百姓治兵衛らが盆踊りを催した廉で「追込（おいこめ）」「過料」に処せられた記事です。

（「同」三田尻宰判三田尻町）と唱えながら貰った米で、粥を炊いて食べたりしました。

《節分（3月3日）》

節分の豆まきの作法として、以下のような詳細な記述が「注進案」にあります。大声で行うものだったようです。

・樒榊葉に大豆を交へ能々焙りて一応神棚え備へ、夫を卸して「エヘンエヘン」と咳払ひして「福は内」と小声にて三遍座敷を廻り、夫より「鬼は外ト」と大声に呼ハり呼ハり右之品を一ト間切りに蒔き散し候（奥山代宰判符谷村）

《虫送り（田植え後）》

毎年、または虫が発生する気配がある場合に行われた、稲の害虫を村外に送り出す儀礼です。藁等で武者や馬の形代や船を作り、田頭を担ぎまわった後に、隣村や川・海に送り出すのが一般的で、その行列は歌や唱え言とともに、鉦・太鼓・法螺貝から鉄砲まで持ち出された、たいへん賑やかなものでした。代表的なものを下表にあげます。

《いのこ・亥の子・玄猪（10月）》

いのこは10月亥の日に新穀餅を搗き、神や臼に供えて贈答し、子供たちは藁を束ねたものや丸い石に綱をたくさん取り付けたものを持ち、家々をはやしながら突き回り、餅や菓子を貰う行事です（冒頭写真参照）。子どもたちにとってはたいへんに楽しい行事でした。現在でもおこなっているところがあります。

そのときに歌う「いのこ歌」はさまざまな種類のものが数多く伝わっていますが、下表に「注進案」にみえる江戸時代後期のものをあげます。

村	「注進案」の虫送りの唱え言
奥山代宰判 阿賀村	詞にハ「北条とのハ陣たち、実盛とのハ御供立、夫ニ付て昆虫もシラテもヤエモ御供せよ、跡ハ富貴にそめいた、チウチウチヤア」と大音に呼ハり村中相済下畑むらへ送る
奥山代宰判 本郷村	已前は子供等多く付送り、「斉藤実盛篠原軍　北条殿ハ何とやら」呼ハり囃し喧しかりしか当時は其事無之
前山代宰判 金峯村ほか	途中大音ニ「サハア　サマア　ヂンタチ　サネモリ　ドノア　ヲトモシ　ヤアヽ　早蝿様陣立実盛殿御供」と呼ハり、花岡御才判境国木峠迄送り捨申候

村	「注進案」のいのこの唱え歌
奥山代宰判 本郷村	十月玄猪祭り農家町家共に餅を搗て贈答し、尚市中にてハ其夜男子も女子も打寄りて石を括り数本の綱手を付て、「亥ノ子亥ノ子、亥ノ子餅つきて祝ハぬ人ハ鬼を産メ蛇を産メ、角の生へた子を生メ」と囃し立、家々の戸口を搗き歩行き喧敷相聞候
徳地宰判 堀村	十月初亥ノ日いの神庭迄帰給ふとて庭え兼て苗代に稲を一株刈残置、此日取帰庭え臼を居、夫え稲を納めてもちひ濁酒灯明を奉り一夜庭を静かにす（是ヨリ三月節句迄ハ農神屋の内に止まり給ふといふ）童大きなる石え蜘手に縄を付門々をつく（口々に「猪の子餅をつかぬものハ鬼うめ蛇うめ角はへた子をうめ」と諷ふ）
吉田宰判 今浦開作	亥の子祭とて童子家毎に行、五文或ハ拾文宛繋之柚柿をかざり、石ニて餅の形地を作り、是ニ縄を付ケ亥の子餅祝んとて門ト毎に行て搗ク、又新嫁の家に行てハ子を産む事多かれとて搗事数多し、是全く豕（猪）ハ年に子を十二産といふ事を起りにて、古より亥の子祭りを右の通ニ仕来候由申伝へ候事　是を搗んとする時童子等口をそろへ、「コボンニコボンニサイコノボウイロイロニベヽキシテセドカラカドカラツヽパツタ」と大音にて謡出候事
前大津宰判 殿敷村	十月亥の日に古来より玄猪石と申候て鞠の如き石の真中に輪を掛候ものゝ御座候を小児等相集、町家の店を借これを壇上に飾り注連をはり幣を手向神酒餅柑類抔備申候、薄暮より右の亥の子石の鉄の輪に小児銘々縄を結ひつけ家々の外庭を突候、其時同音に云、「何かしどのおミまひまふす、今宵は亥の子いのこ餅をつかんものは鬼をうめ蛇をうめ角のはへた子をうめ、一ツ二ッ三ツ四ツ五ツ六ツ七ツ八ツ九ツ十ヨ、十でとつくりおさめた」、右の通の祝詞にて拍子をとり軒別残りなく突ありき夜四ツ頃各家にかえり候

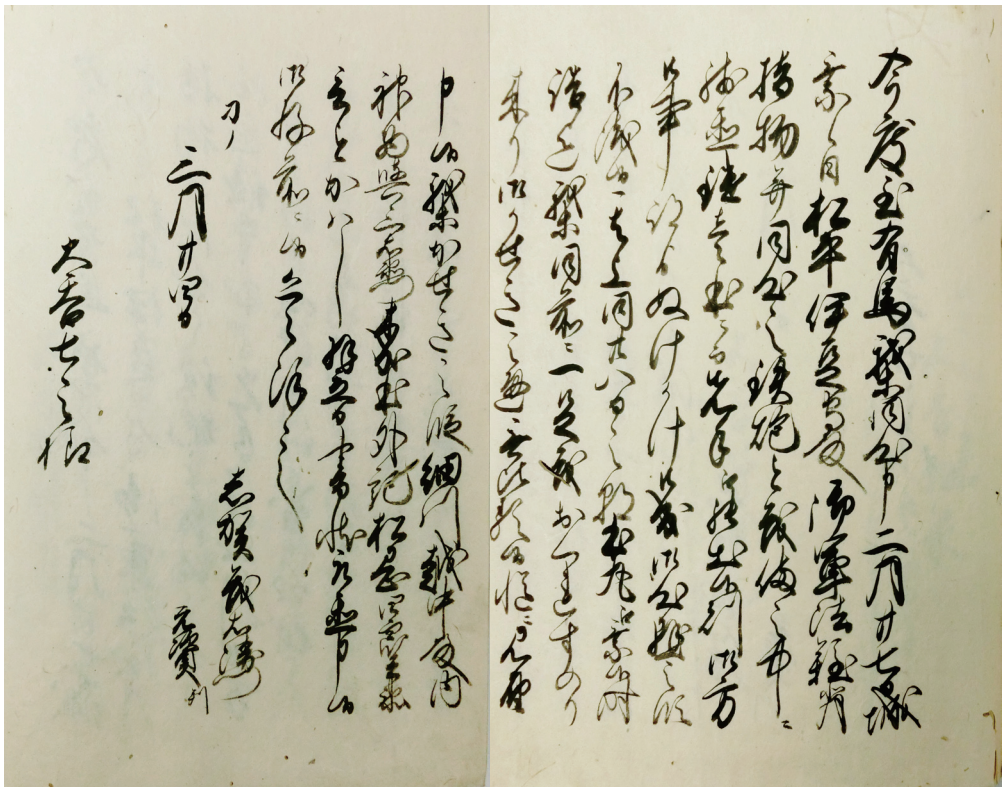

「大呑十郎兵衛許房書出」（県庁伝来旧藩記録　閥閲録　巻151）

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪18

戦いノオト①

戦場（いくさば）の音と声

～軍勢を指揮する音、軍功を留め置く声～

【戦場の音】

戦国から江戸時代以前の戦場では、どのような音が響いていたのでしょうか。

攻城戦（籠城戦）・野戦・山岳戦など戦いの形は様々ですが、織田信長・豊臣秀吉による天下統一戦の前後からは、鉄炮を撃ちかけ、弓箭を射かけ、騎馬武者が疾走。また、足軽などの歩兵が、ある時は穂先を揃え、ある時は入り乱れ、刀槍を交えて戦う…そのような姿が今日では描かれ、またイメージされることが多いようです。

戦場では、弓・鉄炮、刀や槍、時には大砲（大筒）などの武具が発する音に加え、鎧・甲冑の触れあう音、旗幟が風になびく音、馬のいななき、さらには軍を指揮するために太鼓（シートNo.4参照）・法螺貝・鐘などの音が響いていたのでした。

このよう集団を指揮するために音を利用することは、江戸時代にも引き継がれていきます。例えば参勤交代。この道中は藩主の駕籠を中心とした行列という「隊列」を組んで江戸と国元を往復します。その「隊列」（行列）を滞りなく進めるのに拍子木を使っていました。

【戦場の声】

次に戦場の声です。恐ろしい戦場でのことですので、怒号・罵声・悲鳴…、色々な場面で様々な人間の声がとどろいたことでしょう。比較的整然としたものとしては、「鬨の声」や「勝ち鬨」などがあるでしょうか。戦場で気持ちを奮い立たせ、勝利した際にはそれを確認する…戦場での声もまた多くありました。

武器としての声の役割もあります。「言葉合戦」とも言われます。例えば城や陣地などに籠もる敵に対して罵声を浴びせて挑発し、挑発に乗って出てきた敵を撃退するというものです。敵に対する悪口は、翻せば自軍の士気を鼓舞する効果もありました。

ところで、戦場での手柄も声が一役買っていました。上に示した写真は、肥前・肥後（現長崎県・熊本県）で発生した天草・島原の乱（1637-38）の時、一揆軍が籠城した原城（現長崎県南島原市）攻撃に関する資料（写）です。この戦いには九州の諸大名が一揆鎮圧の主力軍となりましたが、萩藩も参戦しています。

ここでとりあげているのは、この戦いに加わ

（右から）
「関原陣」「大坂陣」「島原陣」
（毛利家文庫 14 軍記 21・22・25）

毛利家文庫 14 軍記には、御什書や閥閲録、譜録などから、戦いに関する記録を抽出してまとめたものがあります。

上に挙げたものは、関ヶ原の戦い、大坂の陣、天草・島原の乱に関するものです。大規模な動きの中で、毛利家の動向を概観したり、それぞれの戦いの手掛かりを得たりすることができます。

った大呑七兵衛（許忠）に宛てた、萩藩士志賀茂右衛門（元資）の書状です。内容は、原城総攻撃時（２月27～28日）の大呑七兵衛の戦場での働きを列記し、そのことを志賀茂右衛門が保証しているのです。しかもその「保証人」は志賀だけではなく、「細川越中守」（熊本藩主・細川忠利）の家臣である「神西与三右衛門」・「森本外記」・「松岡四郎兵衛」の3名も加わって、彼らと「言をかハし、翌日書状取置申候」（言葉を交わして書状にしておくことにした（約束した））のでした。矢玉が飛び交い、敵味方入り乱れる戦場において、自らの武功を明らかにするために、他藩の人とも声を掛け合い、お互いの証拠を残す取り決めをしたのでした。

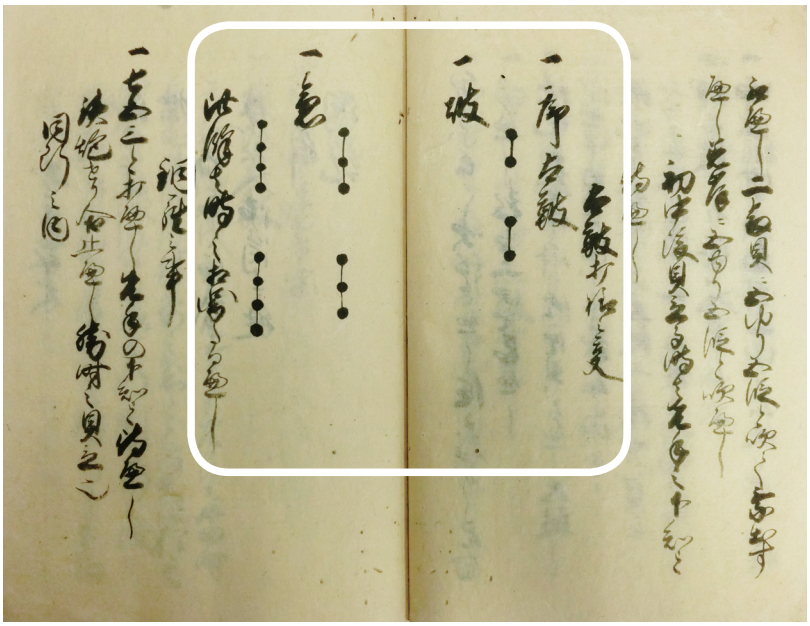

右は「相図考証」（毛利家文庫15文武30）から。この資料は、萩藩における相図の方法について集められたものです。相図には、貝（法螺貝）・鉦・太鼓・鐘・拍子木など音の出るものにとどまらず、狼煙や篝火のように視覚で捉えるものも含まれています。

枠線で囲った冒頭には「太鼓打様之事」とあり、「序・破・急」の順で太鼓を打つ様を「●」で示しています。

今度至有馬、我等同心申、二月廿七日城
乗候日、松平伊豆守(信綱)殿御軍法難背
指物幷同心之鉄炮を茂備之中ニ
残置、鑓壱本ニ而先手江罷出候刻、御方
御事、跡よりぬけかけ御出、御心懸之段
不浅候、其上同廿八日之朝、本丸江乗候時、
詰迄我等同前ニ一足茂おくれすのり
来り御かせき之通無比類候、慥ニ見届
申候、我等かせき之段、細川越中(忠利)殿内
神西与三右衛門・森本外記・松岡四郎兵衛
言をかハし、翌日書状取置申候、
御存前ニ候、恐々謹言、

志賀茂右衛門
元資　判

ヲノ
三月廿四日
大呑七兵衛(許忠)様

表面に示した「大呑十郎兵衛許房書出」（県庁伝来旧藩記録　閥閲録　巻151）。「大呑七兵（衛）」は、２月27日の原城総攻撃に際し、「抜け駆け」して攻城軍に加わり、翌日の本丸攻めの時も大いに軍功を挙げたようです（「御かせき之通無比類候」）。

これらの功績を志賀と、熊本藩士の神西・森本・松岡と確認し合っています。

ちなみにこの時の戦功は、「寛永拾五年三（ママ）月惣寄之節、茂右衛門同様乗込、首二級討取候」（毛利家文庫23譜録お85　大呑十郎兵衛許房）とのことです。

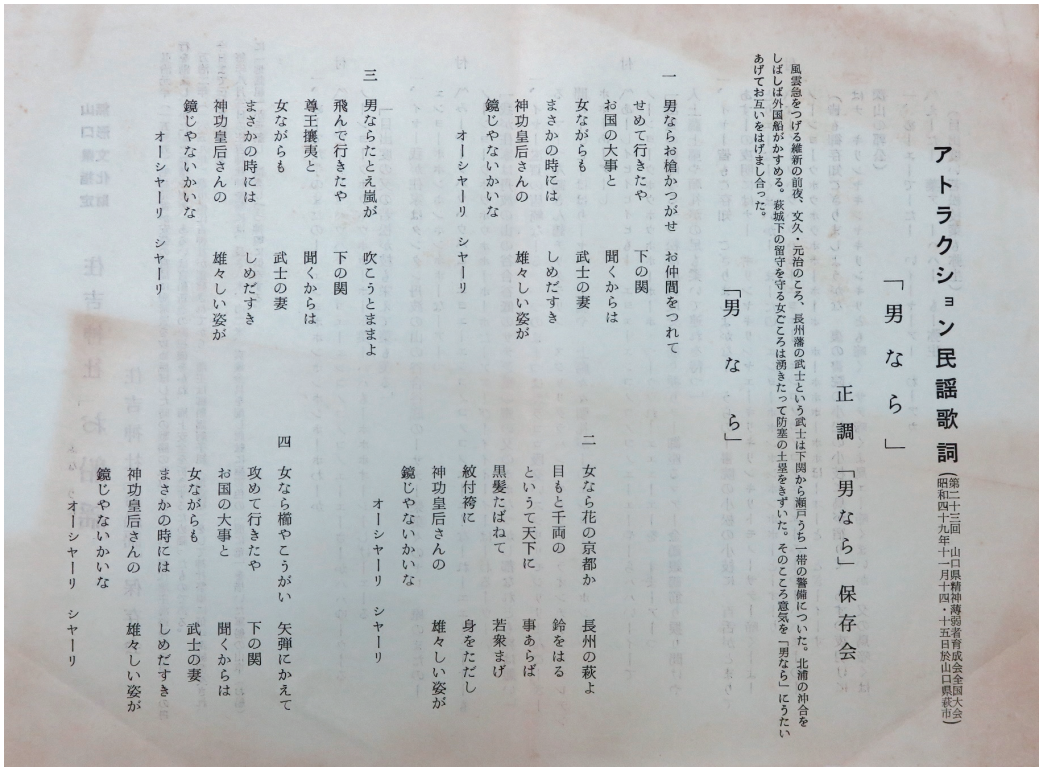

アトラクション民謡歌詞

「男　な　ら」

正調「男なら」保存会

風雲急をつげる維新の前夜、文久・元治のころ、長州藩の武士という武士は下関から瀬戸うち一帯の警備についた。北浦の神合をしばしば外国船がかすめる。萩城下の留守を守る女ごころは勇きたって防塞の土塁をきずいた。そのこころ意気を「男なら」にうたいあげてお互いをはげまし合った。

「男　な　ら」

一　男ならお槍かつがせ　お仲間をつれて
　せめて行きたや　下の関
　お国の大事と　聞くからは
　女ながらも　武士の妻
　まさかの時には　しめだすき
　神功皇后さんの　雄々しい姿が
　鏡じやないかいな
　オーシャーリ　シャーリ

二　女なら花の京都か　長州の萩よ
　目もと千両の　鈴をはる
　というて天下に　事あらば
　黒髪たばねて　若衆まげ
　紋付袴に　身をただし
　神功皇后さんの　雄々しい姿が
　鏡じやないかいな
　オーシャーリ　シャーリ

三　男ならたとえ嵐が　吹こうとままよ
　飛んで行きたや　下の関
　尊王攘夷と　聞くからは
　女ながらも　武士の妻
　まさかの時には　しめだすき
　神功皇后さんの　雄々しい姿が
　鏡じやないかいな
　オーシャーリ　シャーリ

四　女なら櫓やこうがい　矢弾にかえて
　攻めて行きたや　下の関
　お国の大事と　聞くからは
　女ながらも　武士の妻
　まさかの時には　しめだすき
　神功皇后さんの　雄々しい姿が
　鏡じやないかいな
　オーシャーリ　シャーリ

「アトラクション民謡歌詞「男なら」・住吉神社「お船謡」」（佐々木均文書158）

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪19

戦いノオト②

幕末の歌(1) ～「男なら」～

【「男なら」と女台場】

幕末の長州藩では尊皇攘夷運動が高まり、文久3年（1863）には5月10日の「攘夷期限」をまえに藩士の多くが外国船攻撃のために下関に集結しました。5月10日から26日にかけて長州藩はアメリカ・フランス・オランダの船を砲撃しましたが、被害を蒙ったアメリカ・フランスはただちに報復攻撃を行い、長州側に大きな被害を与えました。

そうした状況下、城下萩でも外国船の攻撃に備える必要が生じ、菊ヶ浜沿いの海岸に台場（だいば）を築くことになり、あらゆる階層の庶民、留守を守っていた藩士・諸隊士らの妻や子供たちも競って工事に携わりました。

「男なら」は尊皇攘夷の熱に浮かされた長州で、台場の工事に携わったさまざまな人々によって歌われたとされ、萩周辺を代表する民謡となっています。

この「男なら」の歌詞をめぐっては、いくつかのバリエーションと改変があります。そのことは、のちに「女台場（おなごだいば）」と呼ばれるようになるこの台場工事の喧噪と、その後の時代相を反映しているようです。

「男なら」の冒頭の歌詞は、おおむね

(a)「男なら　お槍**かついで**お仲間（ちゅうげん）**となって**　ついて行たや下関」

(b)「男なら　お槍**かつがせ**お仲間**を連れて**　攻めて行きたや下関」

の2系統があり、(a)が昭和11年にレコード化されて広まりましたが、昭和49年には上の写真のように(b)で歌われています（裏面の歌詞の傍線部分）。

(a)と(b)にはニュアンスの大きな違いがあります。この歌は「男なら（自分が男だったら）」という立場で歌われますから、士分でなく百姓身分である「お仲間」になりたい、という部分と、続いて歌われる「女ながらも武士の妻」とは矛盾します。この女性が武士の妻であれば、(b)の歌詞の方がしっくりくるようです。

(b)の歌詞は村田清風の孫にあたる村田峰次郎（安政4年＝1857生）が記憶していたもので、氏の『防長近世史談』（昭和2年刊）に記載され、『山口県の民謡』にも、明治42年（1909）生まれの福永キクエ伝承の歌詞として記録されています。

菊ヶ浜土塁

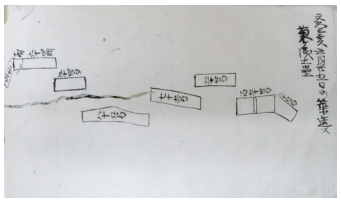

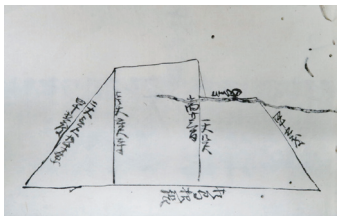

「萩城付近守衛一件」
（毛利家文庫 28 防寇 89）

上図の冒頭に「文久三亥六月廿五日ヨリ築造ス　菊ヶ浜土塁」とあります。上は海岸線における土塁の位置、下は土塁の構造（断面）図です。このうちの一つである「菊ケ浜二之御台場二百分一平面図」が毛利家文庫 58 絵図 956 にあります。

（a）の歌詞は、あるいは百姓身分の人が、「せめてお仲間に」という気持ちで歌ったもので、それが後半部分と混在したのかもしれません。

さて、この歌の中ほどと後半部分も、時代とともに移り変わりました。中ほどの部分は、「尊皇攘夷と聞くからは」が戦後に「お国の大事と聞くからは」と変わり、後半の「三韓退治がかがみじゃないかいな」は、戦時中に「神功皇后さんの　雄々しい姿が　鏡じゃないかいな」となりました。

とくに後半部分の変更は、いわゆる「日鮮融和政策」の強化に伴って変更されたようで、時代相をよく示しています（田中助一『萩民謡　男なら』等を参照しました）。

ところで、冒頭に述べたような長州藩危急存亡の秋（とき）にあって、「男なら」の歌の舞台であったとされる台場の建設は、とても賑やかで、かつ華やかな、お祭りのような雰囲気の中で進められたようです。

藩は建設の士気を高めるために人々の服装を自由とし、歌舞音曲も勝手次第としたため、服装は華美となり、作業後の酒食や喧噪は深夜まで及びました。見物人も多く押し寄せたため、藩もたまらず、見物人や華美な服装、次の日に支障をきたすような騒ぎを禁止したほどです（「御黒印御書付御張紙控」毛利家文庫40法令92）。

工事は順調に進み、半年ほどで完成しました。

＊昭和2年刊の村田峰次郎『防長近世史談』に載せるもの

男なら
お槍かつがせお仲間を連れて
攻めて行きたや下関
女ながらも武士の妻
まさかの時にはしめだすき
三韓退治が手本じゃさうな
おうしゃりしゃり

＊昭和11年にコロンビアレコードから発売された「男なら」の歌詞

男なら
お槍かついでお仲間になって
ついて行きたや下関
尊皇攘夷と聞くからは
女ながらも武士の妻
まさかの時にはしめだすき
神功皇后さんの
三韓退治がかがみじゃないかいな
おおしゃりしゃり

＊昭和30年に日本ビクターから発売された「男なら」の歌詞

男なら
お槍かついでお仲間になって
ついて行きたや下関
お国の大事と聞くからは
女ながらも武士の妻
まさかの時にはしめだすき
神功皇后さんの
雄々しい姿が鏡じゃないかいな
おおしゃりしゃり

大津絵（「てれん持」）

大津絵とは「大津絵節」のことで、江戸時代後期から明治時代にかけて全国的に大流行しました。三味線で伴奏する、娯楽的な短い歌謡で、宴席の座興や寄席で歌われました。

左は、菊ヶ浜の台場建造の情景と喧噪を歌った大津絵「てれん持」です。当時は大人気の歌だったようです。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

菊ヶ浜の御台場で、さても見事なてれん＊もち、
町々の加勢事、三味や太鼓ではやしたて、
ほんにお台場の事ならば、
翁（おう）さま婆さまも打連れて、
雨の降る日も風の日も、朝の六ツの勢ぞろい、
晩の七ツに引き揚げる、くたぶれ足でも厭わずに、
明日もとうから出掛けましょ、
八重萩の菊ヶ浜、さても見事なてれんもち、
数多のお女中は襦袢に小袖、黒の脚絆に白の紐、
折り編笠でわらじ紐しめ土運ぶ、
数多の諸役人は土手の上、
太鼓に拍子木法螺貝吹き立てゝ……

＊てれん：土を運ぶ手箕（てみ）のような道具か。

＊＊＊＊＊＊＊＊＊

この大津絵は、昭和10年11月6日の「防長新聞」に載っています。

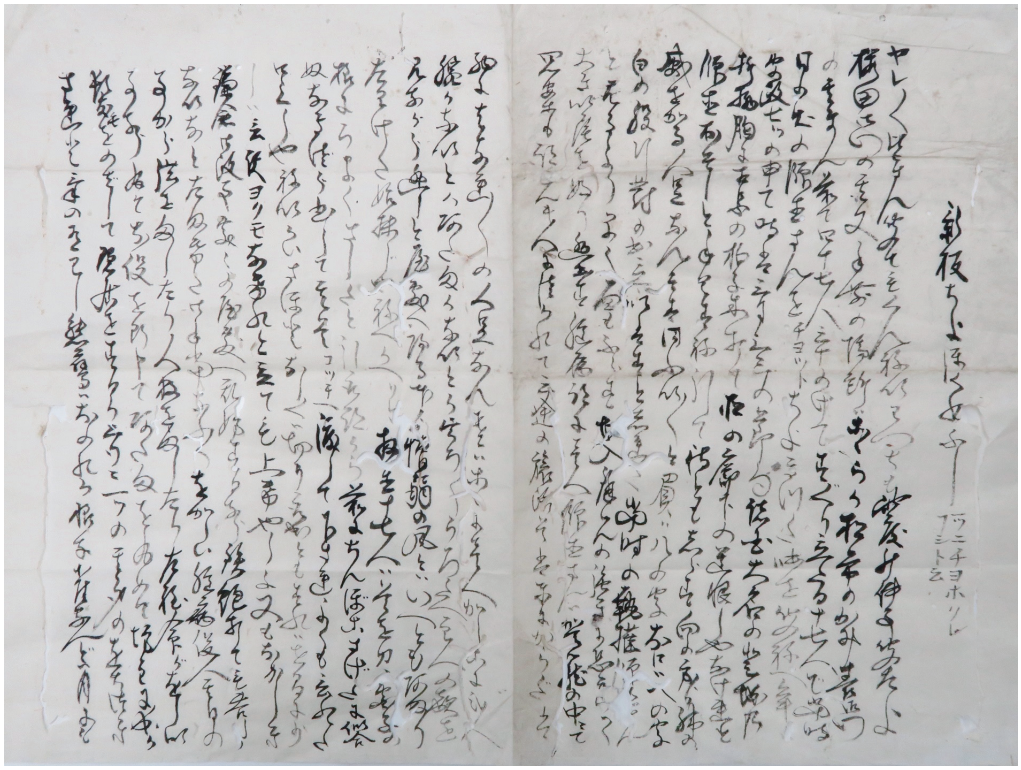

文書館 レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪20

「新版ちょぼくれ節」（鳥居家文書80）

戦いノオト③

幕末の歌(2) ～ちょぼくれ～

幕末期の多くの事件は、文字で書かれたもののほかに、調子のよい七･五調にのせて歌われ、また語られて人々のあいだに知られていきました。ここで紹介する「ちょぼくれ」もそのひとつです。

「ちょぼくれ」はもともとは「祭文読み」だったと思われますが、江戸時代後期には「クドキ（口説き。説経節や人形浄瑠璃･歌舞伎において情感たっぷりに聞かせる部分）」の影響を受け、タイムリーな話題を聴衆におもしろおかしく、興味をそそるように聴かせたものです。大坂では「ちょんがれ」、江戸では「ちょぼくれ」と呼ばれました。当館にのこる資料は、いずれも「ちょぼくれ」とし、「ヤレヤレ皆さん、聞いてもくんやれ」で始まります。

「ちょぼくれ」は、錫杖や鈴などを鳴らして拍子をとり、半分踊りながら早口で歌う大道芸･門付芸だったと思われますが、音源は残っておらず、その調子や踊りについては明らかでありません.

【新版ちょぼくれぶし】

上の写真は安政7年（1860）におきた桜田門外の変を題材にしたものです。いうまでもなく世上の大事件であり、安政の大獄で吉田松陰を失った長州藩にとってみれば、なおさら耳目を集めたことでしょう。江戸で作られ、歌われたものを書き取ったものと思われます。井伊直弼の乗った駕籠が襲われたときの一節。

･･･跡に一人師直さんは、駕籠の中ニて思案も跡先（あとさき）、人につ（突）かれて三途の旅路、首は東にからだ（体）は西に、はなればなれの人足なんぞハ、ここに壱人、かしこに弐人、腕がないとか頭がないとか、うろうろうろたへ主人の敵（かたき）を、見ながら逃して屋敷へ帰る、本より惰弱の風とハいへども、あまりたわけた始抹じゃねへかへ、ソレ･･･

ここでは主人公の名をそのまま言わず、(井伊）直弼を「師直」と言い換えています。これは当時の歌舞伎などと同様で、もちろん、聞く方もそのことは十分にわかった上で聞いていました。

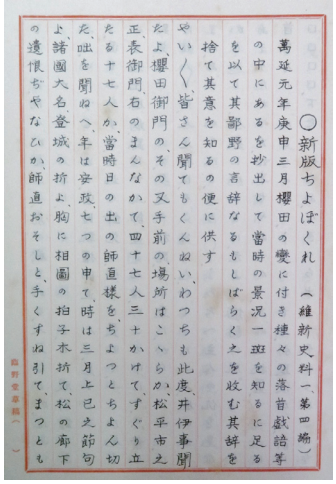

「新版ちょぼくれ」
（小川五郎収集史料 213）

写真は「臨野堂草稿」(「臨野堂」は小川五郎の雅号）の罫紙に書かれたもので、冒頭にとりあげた「新板ちょぼくれぶし」のほか、「時事を評する長歌」、文久２年(1862) 頃に大流行した「新聞（しんもん）チョボクレ」等を納めてあります。

当館には、そのほか「竜山漫録」3（毛利家文庫 29 風説 52）に３種のちょぼくれが残されています。

【大田絵堂戦のちょぼくれぶし】

ちょぼくれは大坂や江戸だけでなく、地方においても、そこで起きた事件を題材に作られ、歌われ（語られ）ました。まさに今日でいうニュースの一形態といえるでしょう。当館の塩田家文書･佐川家文書（大島町）にのこる、「大田･絵堂の戦い」を題材にしたちょぼくれを紹介します。

大田･絵堂の戦いは元治2年（1865）正月、美祢市美東町の大田･絵堂を主戦地として、萩藩政府の正規軍である先鋒隊（撰鋒隊）と、高杉晋作･伊藤博文･山県有朋ら諸隊との間で戦われた内戦です。1月6日の夜半に諸隊側の奇襲で始まった戦闘は、10日間の交戦で諸隊が勝利しました。

諸隊の勝利は藩の政治転換をもたらし、大村益次郎が登用されて軍政改革に着手、第二次幕長戦争（四境戦争）で長州側が勝利することで、時代は明治維新へと突き進むことになりました。

右の写真は萩藩士だった塩田家につたわったもので、同内容のものが佐川家文書（大島町）143にもあります。

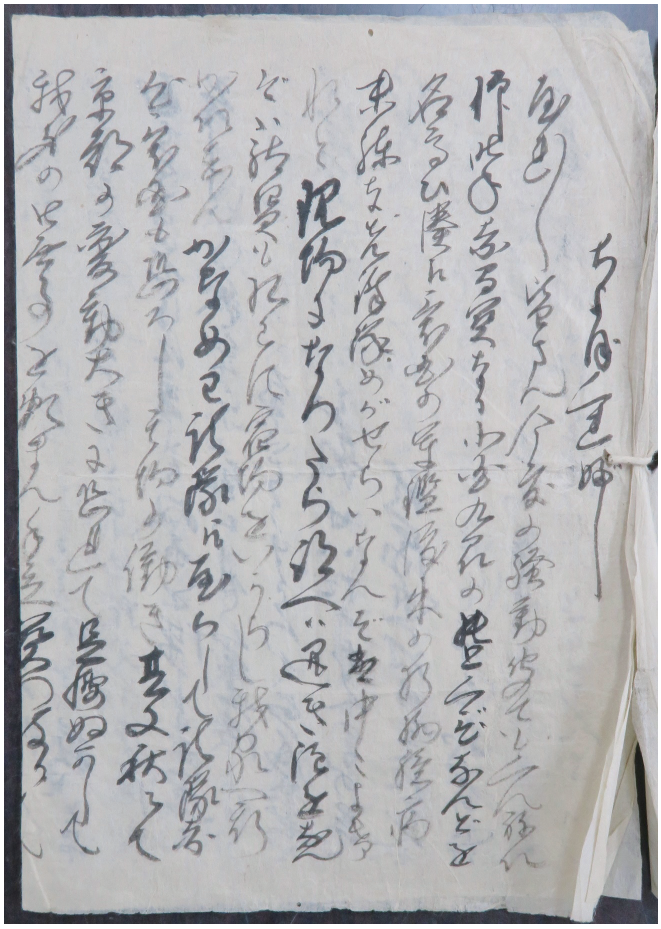

「美祢郡大田絵堂戦ちょぼくれ節」（塩田家文書1029）
＊意味のとれない部分を佐川家文書（大島町）143で対校した歌詞を〔ィ〕として下に示します。

ちょぼくれぶし

やれやれ皆さん今度の騒動聞いてもくんねい、
抑（そもそも）昨年赤間関なる北国九州の、のどくびなんぞを〔とィ〕
名高ひ湊江異国の軍艦渡来の折柄、臆病未練な
先（撰）鋒隊めが、せうい〔攘夷ィ〕なんぞは中々よけれど、
現場になったら跡へハ〔とィ〕退き、注進なんぞハ〔とィ〕駄賃も払わず、
宿場をいからし〔いらかしィ〕我家へ斯〔戻つてィ〕、
〔御上の御無事を尋る有様、聞るゝ事かへ、ィ〕
かい〔肝ィ〕じんかなめわ諸隊江やらして、諸隊〔のィ〕赤心
異国も恐ろし〔るゝィ〕、其場の働き、其又秋二て〔からィ〕京都の変動、
大きに恐れて足腰ぬかして
我身の御無事を〔ハィ〕頼まん手立〔にィ〕、関門破りて
御屋形とき除け、上々様をバ萩江と弔ひ〔伴ひィ〕、
そりゃ又よけれと〔そィ〕東の親父や、尾張〔州ィ〕の〔親父ィ〕や、
てき〔敵ィ〕の先手に立たる奴原〔やつらィ〕を、城下に連れ込ミ
苦しい年越気楽二やらして、大金渡して
ヘイコリャハイコリャ、へだばりまわつて、
正議（義）に〔でィ〕堅メル諸隊の死をば〔諸隊ものをばィ〕分散せいだのなんのかのとて
あけくのわ〔はィ〕てには、諸隊追討の立札なんぞを
諸郡へ立たる〔わィ〕、まだまだよけれと、却而（かえって）我身の追打となるのを、
ちっともしらずに、のっけに一番
絵堂の夜討に、肝を潰して大きなこんざつ（混雑）、
やれ逃げそりゃにげ、物も大小もなにもいらない、
そりゃ又よけれど、がたがたふる〔振ィ〕ふて、
座板の下からごそごそ出るやら、漬物桶から頭を出スやら、
手足もかなわず、大小もろ（貰）ふて、
ひゃこひゃこ〔ひょこひょこィ〕逃行き、夫もこ（懲）りずに、又々合戦
十二〔と引ィ〕器械（大砲ヵ）も残らず取られて、黒米くろ（食）ふて
目計（ばか）りぎょろ〔きらィ〕つき、漸々（ようよう）又して〔今でィ〕ハ
合点がいったか、人を刺〔頼んィ〕で降参なんぞと聞ゆる事かへ
〔まだまだィ〕云ふ事〔幾つもィ〕あれども、こんなにたわけハ
相手にならない、ヘイサアホイヘイサアホイ

文書館
戦いノオト
「音」で読み解く
防長の歴史

♪21

『山口県の民謡』と『阿東町の俚謡』（文書館図書）

戦いノオト④

幕末の歌(3) ～ヨイショコショ節～

ヨイショコショ節は、『日本民謡大観　中国篇』（日本放送協会、1969）によると、

> 七七七五の詞型のあとに「ヨイショコショーデヨサノサー」の囃し詞が入ることころからこの名があり、山口県を中心として広く中国地方の各地で謡われている。これら一連の「ヨイショコショ」は、土地によって節廻しが少しずつ異なるところから、その名を冠せて「××ヨイショコショ」などと呼んでいるがいずれも大同小異である。曲の感じではさほど古いものとも思えず、幕末の流行歌か何かではないかと思われるが、源流を求める手掛りはまったくない。ともあれ中国地方での酒宴には必ずといっていいほど飛び出す唄である

とあり、『山口県の民謡』（山口県教委文化課、1983）の解説では、

> 熊毛郡上関町では奇兵隊にはいっていた者が持ち帰ったものだといい伝えられ、大島郡橘町では文久年間（1861-63）からはやったものだといわれている。また一説には高杉晋作が作った奇兵隊行進曲といわれている

とあります。県内では祝い歌をはじめ、さまざまな歌詞で幅広く採集されていますが、幕末の時局や事件を生々しく題材にしたものが多くみられ、幕末の武士たちに人気の節だったことがうかがえます。

文久3年（1863）から翌年にかけては、下関での攘夷攻撃に始まり、8月18日の政変、四国艦隊による下関砲撃、禁門の変に続く幕府との四境戦争と、長州藩にとってはたいへんな事件が続きました。とくに四境戦争の勝利は酒宴の場での大話の話題を提供し、それらが次第にヨイショコショ節の形をとっていったものと考えられます。

それらについて、いくつか紹介します。

◆関はよいしょこしょうで　前田の沖で
うまく焼きます薩摩芋
アラヨイショコショーデ　イヤサノサ
薩摩芋　ハーコラコラ

＊この歌詞は、文久3年12月20日に勃発した、長州軍による薩摩商船長崎丸の砲撃・撃沈事件を歌ったものです。当時の薩長は、いわゆる「8月18日の政変」を受けて、強い緊張関係にありました。

◆長州殿様力が強い
三十六万石棒にふる
ヨイショコショデエーエ　ヨサノサァ
棒にふる

＊大義のためなら藩すら捨てる、という意味でしょうか。

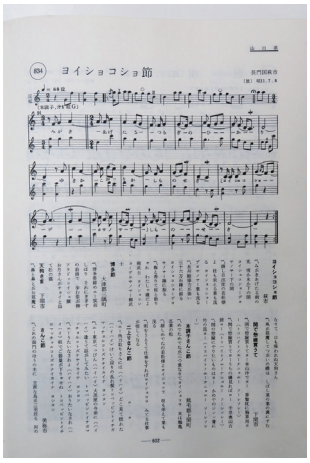

『日本民謡大観　中国篇』
の「ヨイショコショ節」
（文書館図書）

NHK職員であった町田佳聲（かしょう、嘉章）が戦前から収集した膨大な民謡音源は現在もNHK資料室に保管され、書物として大部な『日本民謡大観』（1944-80）に結実しています。

柳田國男の指導を受けつつ、「歌が日本人のどういう場面で、どういう風に使われたか」にこだわった採集は、歴史資料としての一面を持っています。

◆三千世界のカラスを殺し
主（ぬし）と朝寝がしてみたい
ヨイショコショデエーエ　ヨサノサァ
してみたい
＊高杉晋作といわれる都々逸を取り入れています。

◆磨きあげたる剣の光
雪か氷か下関
ヨイショコショデエーエ　ヨサノサァ
下関

◆菊が開けば葵（あおい）が枯れる
長州沢瀉（おもだか）花が咲く
ヨイショコショデエーエ　ヨサノサァ
花が咲く
＊菊は皇室、葵は徳川、沢瀉は毛利の紋であり、それぞれの消長をうたっています。

以上の歌詞は『山口県の民謡』から抜粋したものです。音源は、山口県立山口図書館で聞くことができます。

ヨイショコショ節に限らず、俚謡は即興で随時作詞されたものが、決まった節に乗せて次第に広まっていったものも多く、地方色に富むものです。

下に紹介するのは、元治元年（1864）の四境戦争において、大村益次郎率いる長州軍が「石州口の戦い」で幕府軍を破ったときの舞台となった近辺で採集されたヨイショコショ節です。石州口の陣営や近辺で歌われ、阿武郡地方に歌い継がれてきたものでしょう。大村益次郎の高笑いが聞こえてくるようです。

これら石州口関係の歌詞は、伊藤武が昭和36年に「防長民俗叢書」の一冊として刊行した『阿東町の俚謡』に収載されているものです。当館の「明治38年童話伝説俗謡取調書」（県庁戦前A教育67）にも同様の歌がいくつか採訪されています。

◆関と小倉を襷（たすき）にかけて
島（縞）にお（織）ります巌流島（縞）
アラヨイショコショデ　エエエイヤサノサ
巌流島
＊武蔵と小次郎の決闘にかけて、小倉口の戦いを歌ったものでしょう。

◆長州攻めに来て我攻められて
猫の頬被りで後ずさり
アラヨイショコショデ　エエエイヤサノサ
後ずさり
＊猫に頬被り（ほっかむり）すると、後ずさりして嫌がります。

◆紀州行灯（あんどん）浜田で灯（とも）す
長州嵐が吹き消した
アラヨイショコショデ　エエエイヤサノサ
吹き消した
＊「紀州の行灯」は幕府軍総督であった紀州藩重臣の安藤飛騨守のことをさします。

◆浜田殿様たえがとうはないか
長州攻めに来て攻められた
アラヨイショコショデ　エエエイヤサノサ
攻められた
＊「たえがたい」は長州の方言で、恐縮することをいいます。浜田の殿様を揶揄しています。

◆浜田殿様にあげたいものは
白木三宝に九寸五分
アラヨイショコショデ　エエエイヤサノサ
九寸五分
＊白木の三方（さんぼう）に9寸5分の短刀を乗せて運んでくるのは、切腹の時の作法です。

◆浜田殿様鰯（いわし）か雑魚（ざこ）か
鯛に追われて皆逃げた
アラヨイショコショデ　エエエイヤサノサ
皆逃げた
＊鯛は長州藩の「隊」を意味します。この掛詞と比喩は当時の長州で人気があったようで、よく使われました。（シートNo.20参照）

◆浜田殿様たえがとうはないか
六万石をも棒にふり
アラヨイショコショデ　エエエイヤサノサ
棒にふり
＊こちらは、いうまでもなく幕府軍の主力であった浜田藩の敗北をうたっています。

文書館

レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪22

「都風流トコトンヤレぶし」（軸物類80）

戦いノオト⑤

幕末の歌(4) ～トコトンヤレ節～

【都風流トコトンヤレぶし】

嘉永6年（1853）、浦賀に入港したペリー率いるアメリカの艦隊は、軍楽隊を同行していました。日本で最初に吹奏楽が鳴り響いたのはこのときで、ペリーらは隊列を組み、軍楽隊の演奏とともに浦賀奉行との会見場所まで行進しました。軍楽隊は、このあとも各地で演奏をしたようです。

幕府や各藩は西洋の軍制を取り入れる上で、「軍楽隊」も一緒に取り入れ、西洋の楽器も入ってきました。

慶応4年（1868）、戊辰戦争が始まると、長州などの倒幕軍（新政府軍）は「宮さん宮さんお馬の前にヒラヒラするのは何じやいな　あれは朝敵征伐せよとの錦の御旗じや知らないか　トコトンヤレ、トンヤレナ」で知られる「トコトンヤレ節（トンヤレ節）」を演奏しながら東上したといわれていますが、疑うむきもあります。いずれにしても、トコトンヤレ節は日本最初の「軍歌」であり、当時の大流行歌であったと言ってもいいでしょう。作曲は大村益次郎ともいわれるものの確証はありません。作詞は品川弥二郎です。

「トコトンヤレ、トンヤレナ」は拍子をとるための囃しことばでしたが、「トコトンヤレ」が「徹底的にやれ」の意味をもつようになったのは、この歌が人口に膾炙したからだという説もあります。

明治2年（1869）には、薩摩藩に日本初の近代的な軍楽隊である「サツマバンド」が生まれました。横浜でイギリス陸軍の指導を受け、主に新政府の公務で外国との式典の際に演奏したようです。

上写真の「都風流トコトンヤレぶし」は印刷物で、右端に日月の錦の御旗が見えます。岩倉具視は戊辰戦争に先立ち、薩摩の大久保利通と長州の品川弥二郎に錦旗の調製を委嘱していました。「トコトンヤレぶし」は別名「錦旗節」ともいいます。

「宮さま」は新政府の総裁で東征大総督でもあった有栖川宮熾仁（ありすがわのみやたるひと）親王のことです。親王は和子内親王の婚約者でしたが、井伊直弼らの運動で婚約を辞退、和子は将軍徳川家茂に嫁ぎます（和宮降嫁）。この婚約解消は「悲恋の物語」として庶民の間に流布しました。

「尊攘堂遺墨集」
（尊攘堂史料 5）

尊攘堂は吉田松陰の遺志を継いで品川弥二郎が明治 20 年（1887）に京都に建てた施設です。幕末の尊王攘夷運動で倒れた志士を祀り、その肖像や遺墨等が保存されており、京都大学構内に現存します。

写真は当館の「尊攘堂史料」にある「尊攘堂遺墨集」にみえる有栖川宮熾仁親王の書および吉田松陰（右）と品川弥二郎の像。

当館には他に、「品川弥二郎日記」（毛利家文庫 71 藩臣日記 36）もあります。

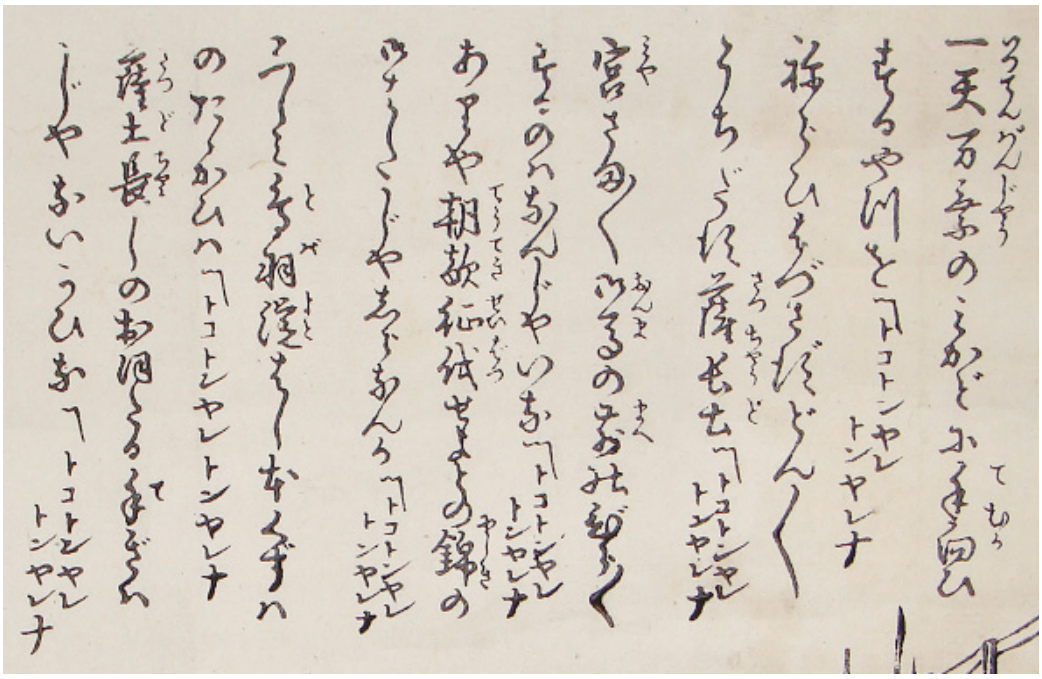

「都風流トコトンヤレぶし」（軸物類80）

・一天万乗のミかど（帝）に手向ひするやつを　ヘトコトンヤレトンヤレナ
ねらいはづさずどんどんうちだす薩長土　ヘ（同）
・宮さま宮さま御馬の前のびらびらするのはなんじゃいな　ヘ（同）
ありゃ朝敵征伐せよとの錦の御はた（旗）じゃ知らなんか　ヘ（同）
・ふしミ（伏見）鳥羽淀はし本（橋本）くずハ（葛葉）のたゝかひハ　ヘ（同）
薩土長し（調子）のお（合）ほたる手ぎハ（手際）じゃないかいな　ヘ（同）

・音に聞へし関東士（さむらい）どっちゃへにげたと問ふたれバ　ヘ（同）
城もきがい（気概）もすてゝあづま（東）へにげたげな　ヘ（同）
・国をとるのも人をころすも誰も本意じゃないけれど　ヘ（同）
わしらがところのお国へ手向ひするゆへに　ヘ（同）
・雨のふるよなてつほ（鉄砲）の玉のくる中に　ヘ（同）
命もおしまずさきがけ（先駆）するのもみんなお主のためゆへじゃ　ヘ（同）

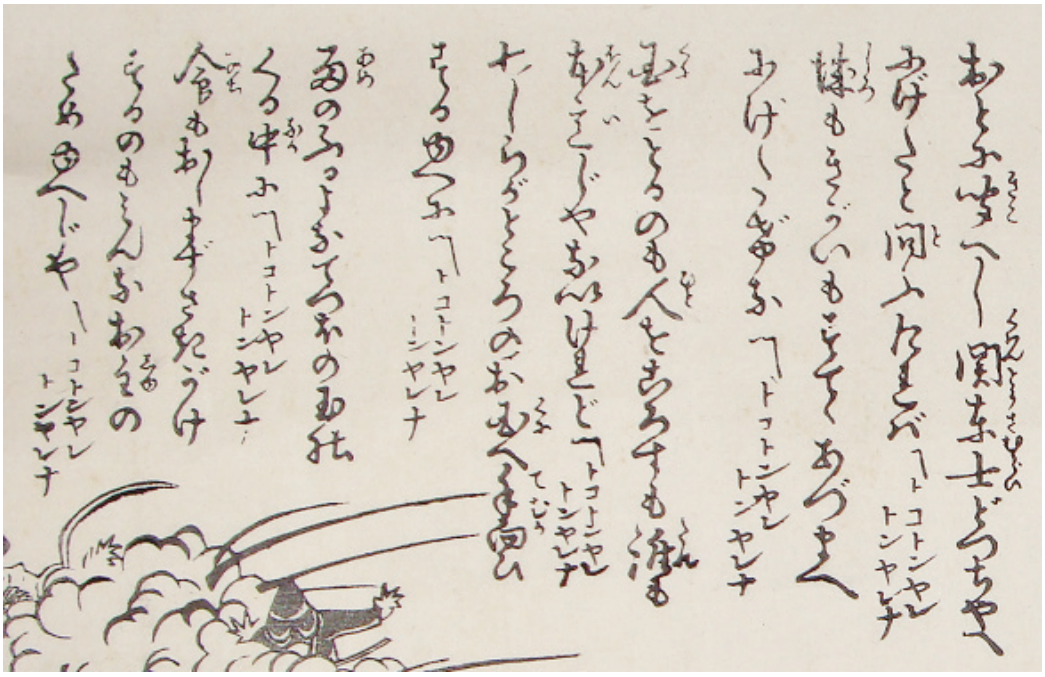

トコトンヤレ節は、明治になってもさまざまな替え歌で歌われたようで、次のような日露戦争を歌ったものも残されています。

みなさんみなさん旅順の沖に　すらりとならぶはなんじゃいな
あれは「ろしあ」を征服せよとの御国の艦隊とは知らないか　トコトンヤレトンヤレナ
皆さん皆さん向うに見ゆるはなんじゃいな
あれは朝日の御旗をひるがえす二百三高地の占領と知らないか　トコトンヤレトンヤレナ

「明治38年童話伝説俗謡取調書」（県庁戦前A教育67）

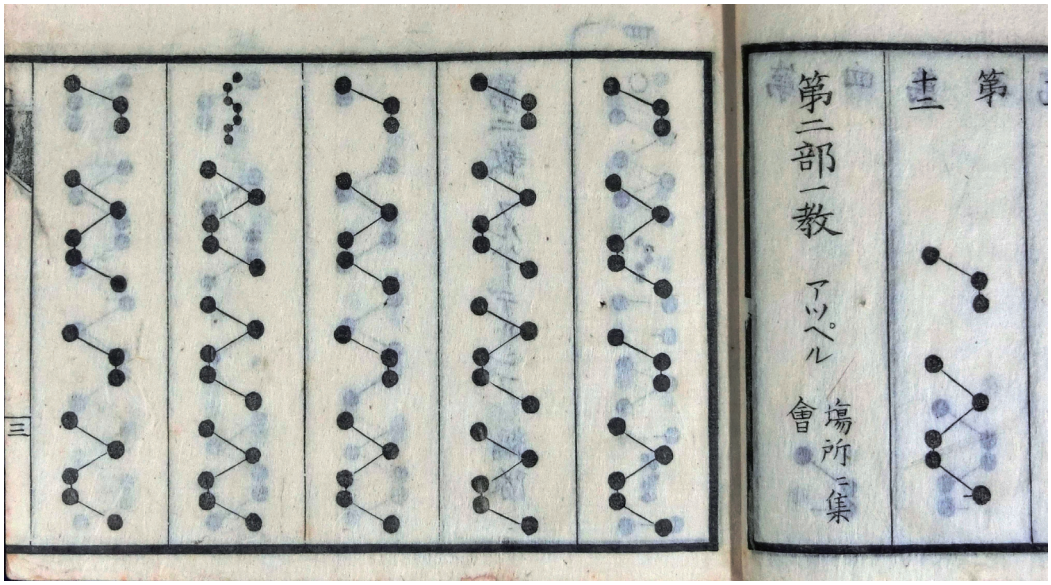

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪23

「改正鼓譜（長門練兵場蔵版）」（一般郷土資料1332）

戦いノオト⑥

銃陣鼓譜　～西洋音楽との出会い～

【西洋銃陣の導入と西洋音楽】

碁石を線でつなぎ合わせたような記号が書かれている上の写真は、慶応2年（1866）に長州藩で刊行された「長門練兵場蔵版改正鼓譜」という西洋太鼓（スネアドラム）の教練書です。

長州藩では、安政6年（1859）に西洋式の軍隊（西洋銃陣）への刷新を図り、これをオランダから学びました。西洋式の軍隊では、号令やドラムの信号音で一斉に動いたり、行進したりする集団行動が不可欠でした。そのため、西洋式の軍備と一体のものとして、それまで耳にすることのなかった新しい音―西洋音楽が入ってきました。

西洋銃陣においては、集団行動の信号音を発する鼓手（ドラマー）はとりわけ重要で、これを速やかに養成しなければなりませんでした。オランダ人が使っていたドラムの楽譜は五線譜と音符で書かれていましたが、当時の人々は、このような楽譜になじみがありませんでした。そこで、和太鼓の鼓譜の表記法を参考にして、碁石を線でつなぎ合わせたような記号を用い、左右の手の動きを図で示した独特な「鼓譜」が作られました。

見た目はとても西洋音楽の楽譜には見えませんが、スネアドラムを用いて演奏されるリズムは、従来の和太鼓によるものとは全く異なるものでした。

【鼓譜刊行の目的】

「改正鼓譜」の序文に刊行の目的が次のように記されています。

> 夫、鼙鼓（へいこ）ハ、進退動止ノ由ルトコロナレバ、兵事ニ与カル者知ラズンバアルベカラズ。近歳、西洋銃陣其ノ他長ズル所ヲ採リ用ユベキコトナレバ、鼓法モ亦武技ノ一端、子弟タル者渉ラズンバアルベカラズ、鼓法ノ正不正、音韻ノ協不協ニテ三軍ノ勇怯勝敗ニモ拘ルコトナレバ、必ズ忽ニスベカラズ、因テ此ノ鼓譜ヲ上梓シテ童蒙謄写ノ労ト誤脱ノ弊ヲ省キ、兵制萬分ノ一ニ補アランコトヲ冀フナリ、
> 歳次丙寅十月誌

「鼓法も武技の一つである。鼓法の正確さが軍の士気さらには勝敗に関わるので、これを疎かにしてはならない。この鼓譜を刊行する目的は筆写の労と、筆写のミスを無くすことにある」と、西洋銃陣における正確なドラム演奏の重要性が説かれています。

「神器陣諸相図定例並陣」
（毛利家文庫 15 文武 130）

長州藩では、西洋銃陣が取り入れられる以前、文化年間の軍制改革によって整えられた「神器陣」と呼ばれる陣形が採用されていました。そこでは、軍の指揮には、依然として従来の和太鼓、鉦、ほら貝が使われていました。

ドラムの信号音で組織的に動く西洋銃陣の導入は、和太鼓、鉦、ほら貝が鳴り響いていた戦場の音を一変させることになりました。

【西洋太鼓の打ち方の習得】

当時、どのようにして西洋太鼓の奏法が学ばれていたのでしょう。明治35年（1902）に刊行された「幕末百話」に西洋太鼓を伝習した古老のつぎのような話が載せてあります。

> ……まずイロハを申すと、ロップルとて2つ打ちを教える。次に５つ打ち、ホロロム。次に9つ打ち、ホロロンロン。次にエン、テイ。そしてだんだんと重複したものにする。

これによると、基礎的な打ち方から始まり、次第に複雑なリズムを習得していたようです。また、リズムの習得にあたっては「ホロロム」とか「ホロロンロン」などと口ずさむ、邦楽を学ぶ時の口唱歌が用いられていたようです。

鼓譜においても、様々な基礎的な打ち方を学んだ後、行進曲や「進め」「止まれ」、「集合」「発火」など行動を指示するためのリズムを習得するように編集されています。

【ロップル】

左左右右左左…と2度ずつ繰り返し打つロール打ちのことで、初学者はまず、この打ち方を学びました、このロップルには「注意」や「発火休止」などの指示内容があてられていました。

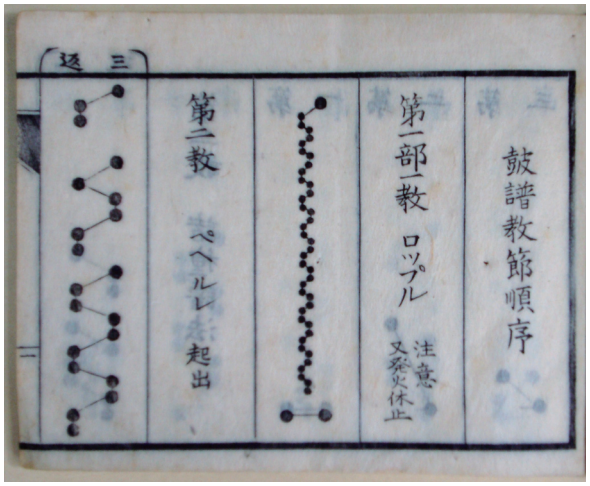

【諸種鼓法】

様々な基本となる打ち方が示されています。

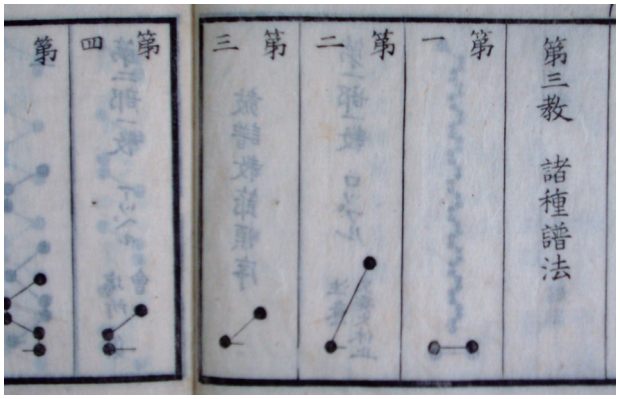

【５つの行進曲】

行進の時に用いる曲で、ヤッパンマルスやフランスマルスなど５つの行進曲が収録されています。写真はヤッパンマルスの部分です。「ヤッパン」は日本、「マルス」はマーチのことで、この「日本行進曲」が日本で最初に作られた西洋音楽と言われています。

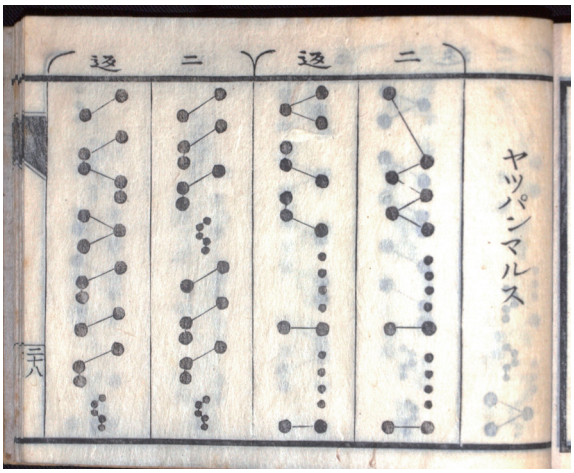

【合図のための様々な鼓譜】

それぞれのドラムのリズムには、行動の指示内容があてられていました。

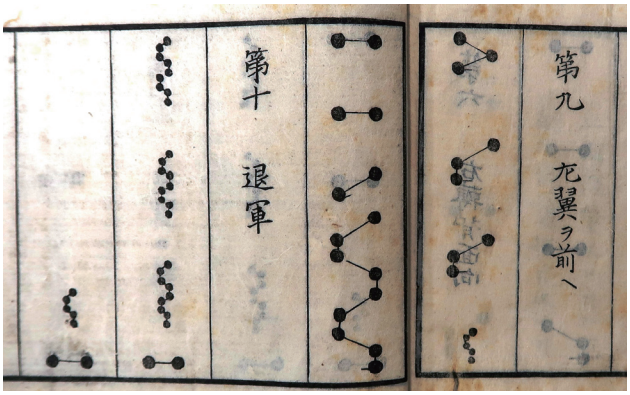

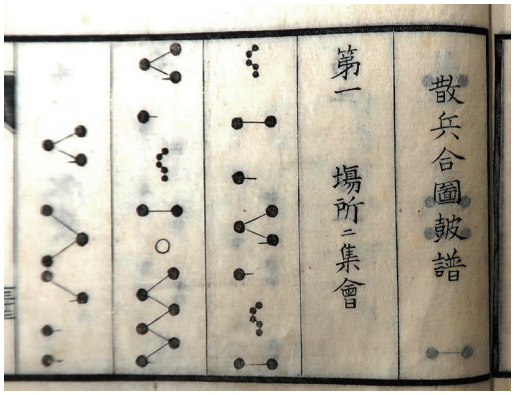

文書館 レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪24

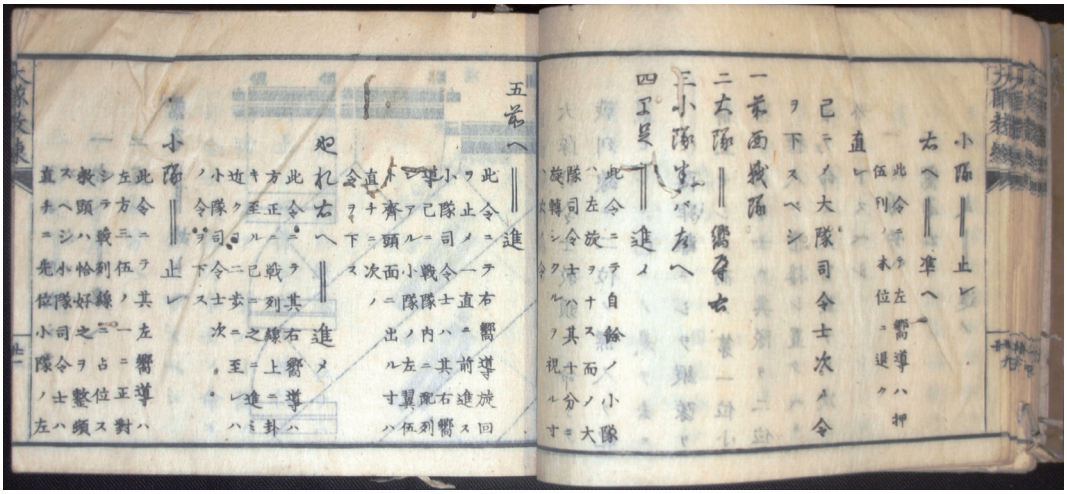

「大隊教練書（長門練兵場蔵版）」（一般郷土史料1329）

戦いノオト⑦

身体に刻まれる音 ～号令・号音～

【号令のはじまり】

現在、私たちは、「まわれー、みぎ」「まえへー、ならえ」「まえへー、すすめ」「ぜんたーい、とまれ」などの号令を聞けば、自然と体が動くことでしょう。実はこれらの号令も、幕末の西洋銃陣の導入と軌を一にしています。

西洋銃陣では、号令または号音によって隊が組織的に動きました。兵士には、号令を正確に理解し、行動に移す能力が求められました。またドラムによる号音についても、リズムを聞き分け、その意味を正確に理解しなければなりませんでした。

この能力を身に付けるためには、相当な訓練が必要で、そのため、銃陣教練が藩校明倫館はもとより、県内各地で実施されました。

当館および県立山口図書館には、長門練兵場蔵版の「生兵教練書（写真右の上下：一般郷土史料1331）」、「小隊教練書」、「大隊教練書」、「散兵教練書」、「改正鼓譜」などの西洋銃陣の教練書が残されています。これらは教練指導のマニュアル書で、この内容に沿い、新兵に対し段階をおって訓練が施されました。以下、これらの教練書から訓練の様子を見てみましょう。

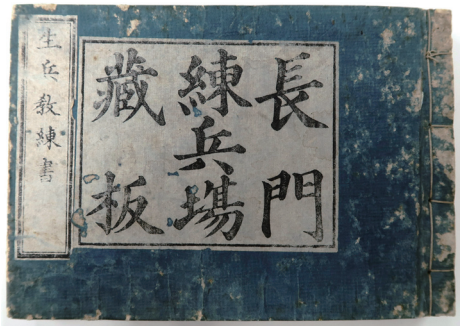

【号令で動く ～「示動令」と「発動令」～】

教練書では号令を「示動令」と「発動令」の２つに分けて説明しています。

「示動令は声高く明瞭にして、語尾を少し伸ばす。また発動令は厳かにして、短く」とあります。例えば、「まわれー、みぎ」では「まわれー」の部分が示動令、「みぎ」

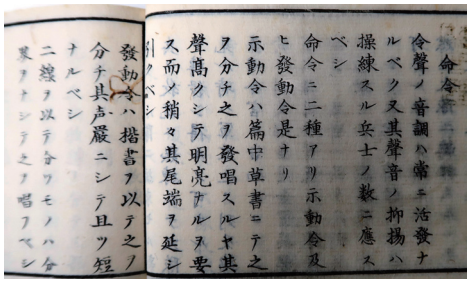

銃陣太鼓の授業

慶応元年（1865）、萩藩は三田尻に小学舎を設け、庶民への教育を行いました。

そこでは、手習い・素読・算術に加え、大鼓のたたき方や歩行訓練も大事な授業のひとつでした。

一日の時間割は次のようになっていました。

一、朝六つ時より五つ時まで素読
一、五つ時より九つ時まで手習
一、夕八つ時より七つ時まで算術
一、七つ時より七つ半時まで大鼓歩法

藩をあげて太鼓奏者の育成に取り組んでいたことが見て取れます。

の部分が発動令です。示動令により行動の準備をし、発動令のタイミングで行動します。「まえへー、ならえ」も同様です。私たちの身体にも刻まれている号令の源流がここにあります。

【オランダ語から日本語による号令へ】

西洋銃陣の習得は、長崎海軍伝習所でオランダ式を学びました。その指導にはオランダ人教官がこれにあたったので、当然、隊の指示はオランダ語で行われました。次の資料は安政5年（1858）に刊行された「歩操袖珍　小隊略解」（志道家文書489）で、号令が日本語とオランダ語で書かれています。

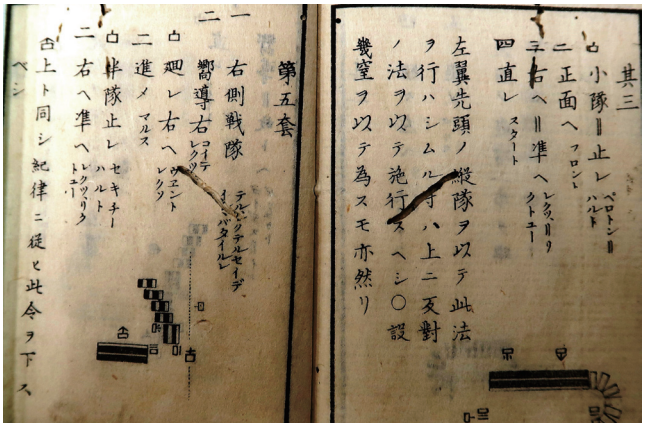

例えば、「小隊＝止レ」は、オランダ語では「ヘロトン＝ハルト」（ヘロトンは「小隊」、ハルトは「止れ」）となっています。また「右へ＝準（なら）へ」は「レクツ＝リクトユー」、「進め」は「マルス」です。

この伝習に参加した前原一誠は友への手紙の中で、「号令は原語（オランダ語）で、一向に分かりも覚えられもしない」とこぼしています。聞いたこともないオランダ語による指示に伝習生たちは大いに戸惑ったことでしょう。

「長門練兵場蔵版生兵教練書」では、号令は日本語のみの記載となっていますので、この教練書の刊行の頃はオランダ語による号令から日本語による号令に切り替わっていたと考えられます。

【号音による指示】

シートNo.23で見たように、ドラムのリズムパターンで様々な指示が伝えられました。通常は号令とドラムによる号音が併用されたようですが、散兵戦術などの際、号令が届かない時はドラムの号音によって指示が出されました。また、全隊のうち、ある特定の隊のみに指示したい時には、第1連隊へは「第1マルス」行進曲、第2連隊へは「第2マルス」行進曲などと、隊を識別する曲が決まっていて、これを打って伝えられました。

【行進曲にあわせた歩行】

「生兵教練書」（一般郷土史料1331）では行進のテンポについて次のように定めています。

通常歩行は、1歩の間隔68㎝、1分間に76歩とし、速足の場合は108歩と規定されていました。指導者はリズムをとるために、「一、二、一、二」と掛け声をすることも書かれています。

一定のテンポを保ち、集団で歩くことはそれまで日本にはありませんでしたが、伝習所のオランダ人教官の回想記によると、種々の研修や実習のうち、日本人はとりわけこの隊列による行進を好んだとのことです。

下の史料は慶応元年に刊行された「歩操新式　下」（佐川家文書（大島町）1270）で、ヤッパンマルス（日本行進曲）の鼓譜です。ドラムを叩く、左右の手の動きとともに、「右、左、右、左、右、左…」の記述があり、これは行進の時の足の運びを表していると考えられます。ドラムによって演奏される行進曲のリズムは、集団で行進するのに適していました。

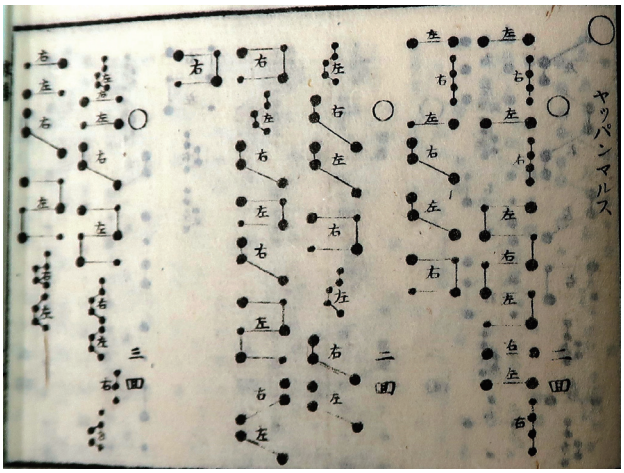

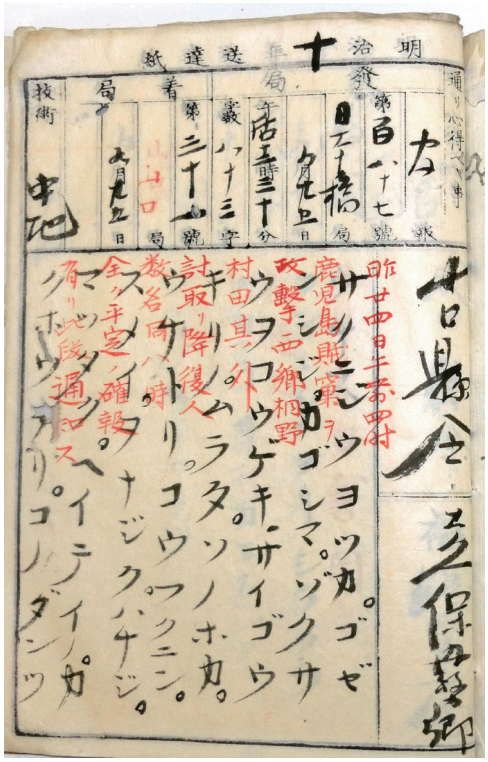

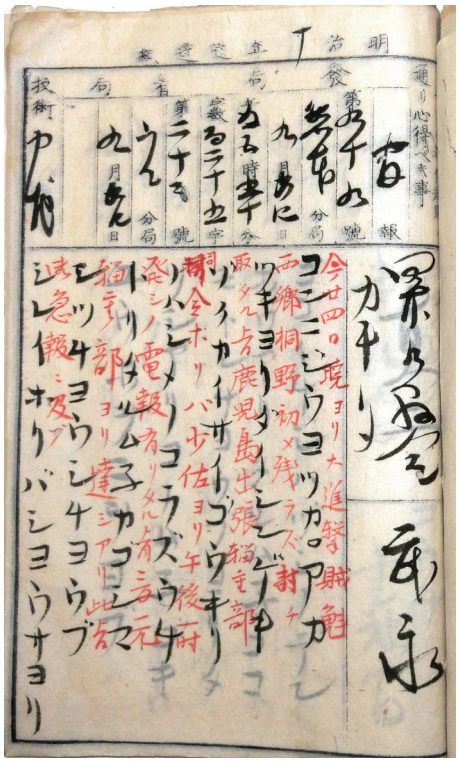

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪25

「熊本県暴動電報原書」（県庁戦前Ａ総務380）

戦いノオト⑧

西南戦争と電報

【新しい音、電信】

明治2年（1869）12月、東京・横浜間で電信が開通し、電信事業が始まりました。その後、6年2月に東京長崎線、7年10月に東京青森線が開設され、10年2月までには北海道、本州、四国、九州の四島が電信で結ばれました。山口県では、東京長崎線開設後、10年12月、同線から分岐した線が萩まで通じました。電信路は全国に延び、24年末時点、離島を除きほぼ全国を網羅したといいます（逓信省伝務局『電信沿革略史』明治25年刊行）。

明治前期、電信という新しい「音」が全国に響き、情報がすばやく伝達されるようになったのです。

【西南戦争】

電信の幹線が北海道から長崎までつながったのと同時期、明治10年2月、新政府の政策に不満をもつ九州の士族たちが、西郷隆盛を擁して大規模な反政府戦争、いわゆる西南戦争を起こします。各地で起きた士族反乱としては最大、最後のものでした。

戦争は西郷軍による熊本鎮台（熊本城）への攻撃で始まりました。政府は徴兵令に基づく軍隊を派遣してこれに当たり、次第に西郷軍を追い詰めていきました。敗色が濃厚となり、各地を転戦した西郷軍は、9月に鹿児島に突入し城山にたてこもります。しかし、同24日、午前4時の号砲を合図に始まった政府軍の総攻撃により、午前9時までに西郷らが戦死し戦争は終結しました。

【西南戦争と電信】

西南戦争時、政府と関係各県は、電信を用いて情報をやり取りしました。かつてないスピードでの通信は、戦争に勝利する上で有利に働きました。当館には、西南戦争時、明治10年２～９月の間に、山口県庁と九州各地、あるいは東京との間などでやりとりされた電報文が数多く残されています（裏面一覧参照）。

どの電報文も、西南戦争期の生々しい状況を伝えるものです。そのいくつかを紹介しましょう。

山口県と西南戦争

山口県も西南戦争と無縁ではありませんでした。政府軍に物資を運ぶ人夫（輜重夫）が県内から数多く動員され、戦地へと派遣されました。

彼らの中には九州で病気になったり、命を落とした者もいました。また、巡査や壮兵の名目で募集され派遣された県内士族も数多くいました。

当館蔵「西南之役出兵名簿」「萩熊本暴動警備功労者履歴（県庁戦前Ａ総務 385･388）などによって彼らを知ることができます。

① 2月16日、京都滞在中の木戸孝允から山口県宛ての電報･･･西郷挙兵の動きに伴い、木戸が山口県内、特に萩に不穏な動きが生じないかを非常に気にしていたことがわかるもの
「薩摩ハ是非大挙シテ討タネハナラヌ、又山口県又々ゴタ付キテハナラヌ、萩表ノ警察肝要ナリ、他県不平ノ徒必ス騒クヘシ驚ク事ナカレ、萩表ノ趣、屡々報知ヲ待ツ」

② 4月15日午前10時20分、久留米から山口県庁宛ての電報･･･西郷軍が熊本城包囲を解いた14日のようすを伝えるもの
「昨十四日木留･植木休戦、熊本近辺激烈ノ砲声有リ」

③ 以下、戦争の終結を伝える電報
○ 9月24日午後5時50分、武永（熊本駐在の県職員）より関口県令宛ての電報
「今廿四日暁ヨリ大進撃、賊魁西郷･桐野初メ残ラス討チ取タル旨、鹿児島出張輜重司令堀場少佐ヨリ午後一時発シノ電報有リタル旨爰元輜重部ヨリ達シアリ、此旨御急報ニ及フ」
○ 同日午後6時30分、鹿児島県令より山口県宛て
「本日官軍鹿児島城山へ攻撃、賊魁西郷隆盛･桐野利秋其他討取リ、或ハ降復（ママ）致候、此段御通知ニ及ヒ候」
○ 9月25日午後12時30分、内務卿大久保利通より山口県宛て
「昨廿四日午前四時、鹿児島賊窠ヲ攻撃、西郷･桐野･村田其外討取リ降復人数名、同八時全ク平定ノ確報有リ、此段通知ス」

なお『電信沿革略史』は、西南戦争があらためて電信の重要性を認識させる結果となり（「国事上大ニ必要ノ度ヲ進メ」）、そののち「九州幹線ノ連環」（九州一環の電信路、11月竣工）と「四国線ノ新設」（高松～徳島間、12月）につながったと説明しています。

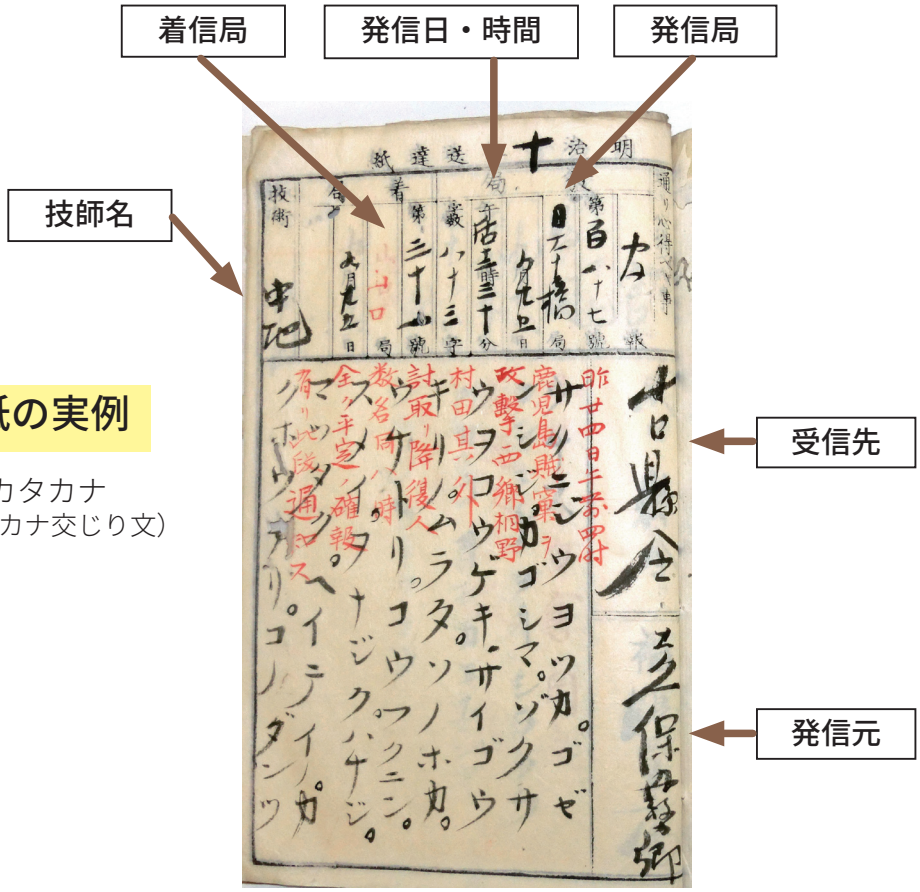

電報送達紙の実例

電報本文はカタカナ
（朱書は漢字・カタカナ交じり文）

当館が所蔵する西南戦争関係の電報一覧

請求番号	標題	内容年月日	内容
県庁戦前A総務379	熊本県暴動電報郵便往復録	明治10年3月16日～7月11日	熊本県木葉に設置された山口県の出張所が発信・受理した電報・郵便を綴じ込んだもの。輜重夫動員に関するものが多い。
県庁戦前A総務380	熊本県暴動電報原書	明治10年8～9月	山口県が発信・受理した電報を綴じ込んだ記録
県庁戦前A総務381	熊本県暴動電報	明治10年2月	明治10年2月に山口県が発信・受理した電報を書き写したもの
県庁戦前A総務382	熊本暴動往復録	明治10年3月	明治10年3月に山口県が発信・受理した電報を書き写したもの
県庁戦前A総務383	熊本暴動往復録	明治10年4月	明治10年4月に山口県が発信・受理した電報を書き写したもの
県庁戦前A総務384	熊本暴動往復録	明治10年8月～9月	明治10年8月1日～9月30日に山口県が発信・受理した電報を書き写したもの

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪26

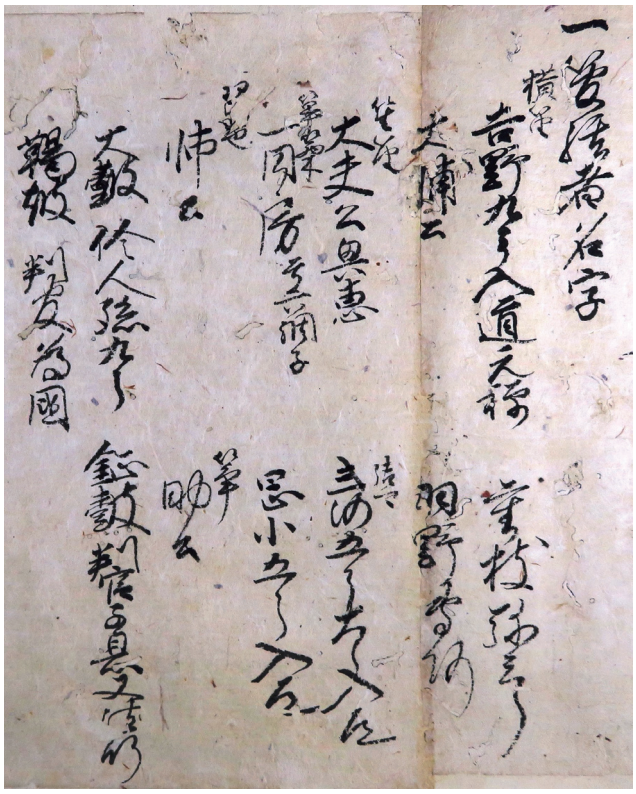

一管絃者名字
横笛　吉野九郎入道元禅　重枝弥三郎
　　大輔公　羽野専阿
笙笛　大夫公興恵　御郷
篳篥　一円房号六調子　三河五郎太郎入道
琵琶　帥公　岡五郎入道
太鼓　伶人孫九郎　箏
鞨鼓　判官為国　鉦鼓　判官子息又法師　助公

「仁平寺本堂供養日記」（興隆寺文書11）

芸能ノオト①

寺社の音あれこれ

【法会・祭礼】

お寺やお宮の主要な行事である法会や祭礼の場では、どんな音がしたでしょうか？

観応３年（正平７、1352）３月周防国吉敷郡菅内（現、山口市）にあった仁平寺の本堂が完成し、供養の法会が営まれました。仁平寺は、仁平年間(1151～54)に創建されたという言い伝えのある天台宗の寺院で、大内氏にも篤く信仰されていました。

その法会の記録（仁平寺本堂供養日記）には、その時に演じられた舞楽（舞を伴う雅楽）の様子が記されています。

3/14　試楽（予行演習。次第は本番当日と同じ）が行われました。

3/15　巳刻（午前10時ごろ）から供養が始まり、「採桑老」（雅楽の舞の一つ）が演じられます。ついで、「導師」の進行のもと、「読師」が経を唱え、「講師」が、法会の趣旨を表明する「願文」や「表白」を読み上げています。

3/16「舞楽」（舞を伴う雅楽）が行われました。基本は、仁平寺の子院から出仕した稚児によって演じられる「童舞」です。

まず、「法用舞」は、計８人の童によって「塩夫」、「万歳楽」、「長保楽」、「甘洲」、「林歌」の順で５番演じられました（舞手は１演目２～６人）。その後の、「入調」（にゅうじょう：雅楽のなかの唐楽の曲名。後奏曲の一種）では、「安摩」「仁舞」から「納曽利」までの９番が、伶人（れいじん:雅楽を奏する役人）も加わって演じられます。途中、日が暮れて松明が点されました。さらに、大法会の後の遊宴余興である「延年」が、童と寺僧によって14番まで大々的に演じられました。

なお、音を奏でる管絃者は、「横笛」（龍笛）４人・「笙笛」２人・「篳篥（ひちりき）」２人、「琵琶」１人・「箏」１人、「大鼓」１人・「鉦鼓」１人・「鞨鼓（かっこ）」１人の計８種類の楽器と13人の奏者から成り立っていました。いわゆる「三管三鼓両絃」の編成です。

また、大内氏の氏寺である氷上山興隆寺では、毎年２月に修二月会(しゅにがつえ)が行われました。修二月会とは、奈良東大寺のお水取りに代表される、中世寺

「氷上山興隆寺旧址遠景」
（一般郷土史料 257）

氷上山興隆寺は、大内氏の伝説上の祖である琳聖太子の創建と伝える天台宗の寺院です。大内氏の氏寺として、氏神である同地の妙見社と一体となって栄えました。

とくに毎年２月に行われた修二月会は、大内家の宗教イベントの枠にとどまらない、大内氏の領国支配のための政治的な一大行事でした。

院で広く行われた年始と豊作予祝のための法会です。

興隆寺の修二月会には、さまざまな儀式がありましたが、見物人にとってのハイライトは最終日の２/13に行われる「舞童」と「歩射」でした。

「舞童」とは、仁平寺本堂供養日記に見える「童舞」と同じく、管絃が奏でられるなか、華麗な衣装を着た稚児によって演じられる舞楽です。また、「歩射」（奉射）は、中世の神社の祭礼で広く行われた行事で、神事祈祷のために神前で大的を射るものです。

想像力をはたらかせれば、管絃の音、勇壮な武者によって射られた矢が的に当たった時の音、見物人の歓声等々が聞こえてくるようです。

【祈祷】

1440 ～ 50年代に、興隆寺が大内氏のために祈祷をした事例が複数確かめられます。

たとえば、興隆寺が九州出陣中の大内軍の勝利を祈り、その証として巻数（かんじゅ：僧が願主の依頼に応じて読誦した経文などの題名や回数を記した文書）を捧げたことがあります。陣中でそれを受取った大内教弘は、礼状のなかで「おかげで、今日あたり敵陣が落ちるだろう」と感謝の言葉を伝えています。

また、大内氏が雨乞いのための祈祷を興隆寺に依頼したところ、効き目があって国中が喜んだこともありました。

具体的にどんな経典が読まれたかはわかりませんが、大内家のために祈りがささげられ、読誦の声などが響いたことでしょう。

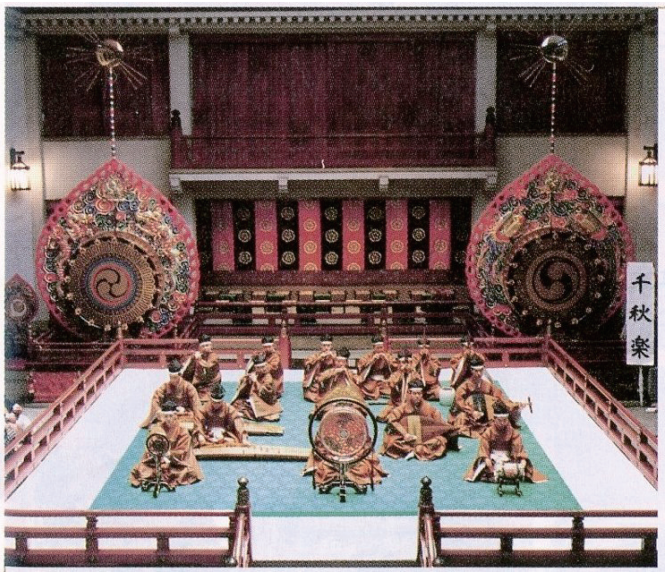

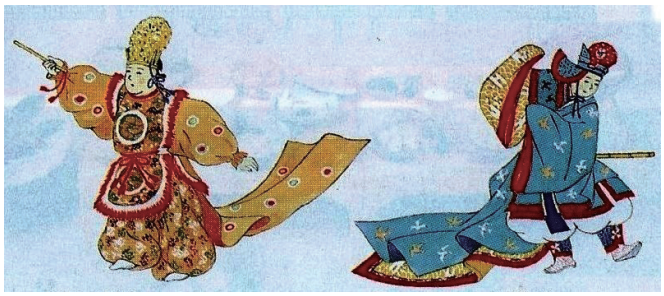

左：千秋楽
上左：陵王、上右：青海波
（いずれも、東京書籍『新詳説国語便覧』より転載。）

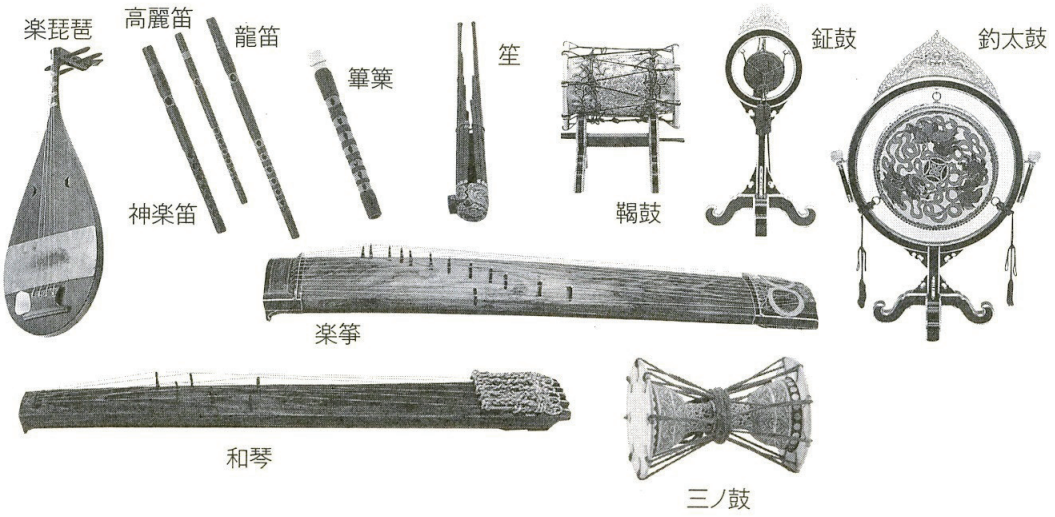

雅楽器の種類（田中健次『図解　日本音楽史』より転載）

「今八幡宮鰐口拓本」（内田伸採拓史料183）

文書館レキシノオト

「音」で読み解く防長の歴史

♪27

芸能ノオト②

鰐口（わにぐち）

【鰐口って何？】

お寺やお宮の軒先に懸けられ、お参りする人が願い事がかなうように祈りながら、前面に垂らしてある布縄を用いて、打ち鳴らすものです。

鋳った銅または鉄でできており、全体の形は扁平の円形で、鉦鼓（しょうこ）を二つあわせた形に似ています。

下側の口と呼ばれる部分が大きく割れている形を鰐の口に見立てたことから、鰐口という名前がつけられたと言われています。ほかに金鼓（こんく）・金口（こんく）・打金（うちがね）・打鳴などとも呼ばれます。

表面には、寄進者の名前、年代、製作者である鋳物師（いもじ）の名前などの銘文を刻する場合が多く、大きさは直径10㎝ぐらいのものから1mを超えるものまで、さまざまです。

【今八幡宮鰐口】

大内義隆が、天文３年（1534）に筑前国遠賀郡葦屋（現、福岡県遠賀郡芦屋町）の金屋大工である大江宣秀に注文して造らせ、今八幡宮に寄進したものです。

大内義隆は、当時西中国～北部九州において大きな勢力を誇っていた大名大内氏の当主であり、今八幡宮はその大内氏の本拠地であった山口の総鎮守にあたるお宮です。

この鰐口は銅製で、大きさは面径85.3㎝、総厚30.0㎝です。鰐口としては、かなり大型で、その大きさゆえに一度では鋳造できず、鋳継いでいます。

「耳」は龍頭耳、「目」は出が多く先に広がった喇叭（らっぱ）状になっています。また、表面の「内区」と呼ばれる部分には、「天文三年甲午卯月上旬」という製作年や、製作者名や施主である義隆の名などが刻銘されています。「銘帯」には、宝珠や雲竜の彫刻も見うけられ、「撞座」の文様には蓮華文が施されています。

なお、この鰐口は昭和34年に国の重要文化財に指定されました。現在は、山口市歴史民俗資料館において寄託展示（常設）されており、間近で見ることができます。

「内田伸採拓史料」

内田伸氏（1922～）の労作『山口県の石造美術』及び『山口県の金石文』に掲載された、梵鐘・鰐口・石造物など年紀の刻まれた金石文の拓本を集積したものです。

内田氏は山口市鋳銭司の出身。山口市職員として山口市歴史民俗資料館長などを歴任。社寺建築をはじめ石造美術や雪舟・大村益次郎の研究及び民話伝説の蒐集など多方面で活躍されました。また、山口県地方史学会理事や山口県文書館地方調査員、山口の文化財を守る会の要職も歴任し、文化庁地域文化功労者表彰も受賞されました。

著作は『大村益次郎文書』、『山口県の金石文』等々多数あります。

（銘文：表の右から）
〆奉寄進鰐口周防刕山口今八幡宮菩大薩御寶前
大檀那従五位上守左京大夫多々良朝臣義隆
施主神明大宮司従五位下橘朝臣兼重同歳信藤原朝臣景助
于時天文三年甲午卯月上旬葦屋金屋大工大江朝臣宣秀敬白

【葦屋金屋大工大江宣秀】

筑前国遠賀郡葦屋（現、福岡県遠賀郡芦屋町）は、中世に鋳物師（いもじ）の集団が住んでおり、彼らが製作した葦屋釜の産地としてよく知られていました。今八幡宮鰐口が作られた当時は、大内氏の承認のもと、麻生氏が治めていました。

「葦屋金屋大工」つまり、葦屋の製鉄所職人の指導者という肩書きを持つ大江宣秀は、享禄５年（1532）銘の興隆寺銅鐘（国の重要文化財）や天文元年（1532）銘の貴飯山妙見社（現、下関市菊川の美栄神社）の鰐口（山口県指定有形文化財）も製作しています。いずれも大内氏にゆかりの深いお寺やお宮です。

文化に造詣の深い大内氏に認められていたことや、作品が現在文化財に指定されていることからは、彼が当時の一流の鋳物師だったことがうかがえます。

今八幡宮鰐口
（山口市歴史民俗資料館寄託）

鰐口の各部分の名称
（小学館『日本大百科全書』より転載）

今八幡宮（山口市）

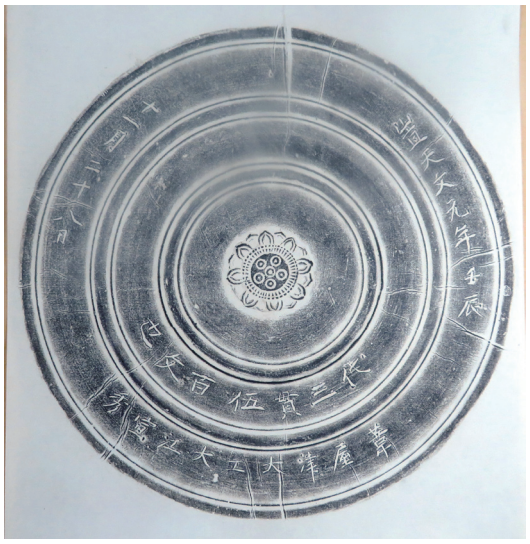

「美栄神社鰐口拓本」（内田伸採拓史料181）
裏面の銘帯の最下部に「葦屋津大工大江宣秀」の名前が見えます。

（八月十一日庄寺八幡宮之祭礼八）
居祭之故、神楽之節も大鼓打不申候、万規式
之真似仕相調候様被仰付候、萩御領無御免
之故、長府御聞合被成候処、長府御領八八月
十三日より鳴物高声御免、豊前小倉八七月廿
六日より被指免候由付、遠石八幡之御神事八月
廿一日被仰付候、芝居八廿日之晩より御免被成候事、
【黒字部分】

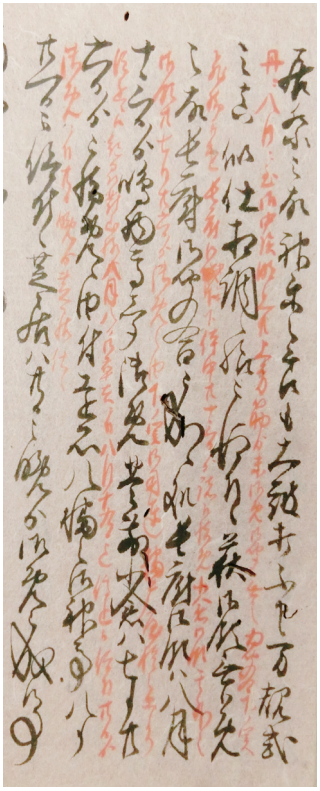

文書館 レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪28

徳山毛利家文庫　逸史47　宝永２年

芸能ノオト③

鳴物・高声・音曲の停止

～防長における為政者の死と音～

【鳴物停止】

江戸時代において、鳴物停止（なりものちょうじ）とは、為政者が死去した際、哀悼の意を表するために行われる事柄のひとつです。文字にあるとおり「鳴物」、つまり音を出す行為を一定期間取りやめることを指します。禁止された音の出る行為としては、「鳴物」（「鳴物音曲」とセットで表記されることが多いです）のほかに、「高声」（シートNo.6参照）や、「普請」（土木工事）などがありました。

ここで言う「為政者」とは天皇や将軍、大名などを指します。鳴物停止を命ずる「鳴物停止令」は、彼ら本人は勿論、その家族などの死が発令の対象となっていました。それ故、萩藩主や徳山藩主との関係が発令の基準となります。

「鳴物停止」を実施する場所は、萩藩の場合、江戸や京、大坂の各屋敷と国元です。しかし亡くなった人物によっては、国元も全域ではなく、萩・山口・三田尻の３ヶ所だけの場合や、萩に限っての実施となることもありました。

また停止が指示される期間も、幕令による場合を除き、藩の判断に委ねられていたようです。藩主と死者との関係を鑑み、先例を基にして指示しています。特別な人物であれば長期間の禁止が指示されますが、多くの場合、３日程度となっていました。

このように先例に従いながら、鳴物停止の実施場所・実施期間が定められていくわけですが、先例が少ない時期では紆余曲折も見られました。以下では、鳴物停止をめぐって悩んだ二つの事例を紹介します。

【事例１-老中の父の場合】

貞享２年（1685）4月18日のことです。阿部豊後守（正武、当時幕府の老中）の父・養拙老（正能）が死去しました。老中が死去した場合には、江戸屋敷は勿論、国元も17日間の鳴物・高声を禁じる指示が出されるところです。本件の場合、亡くなったのは老中の父であり、一般にはそうした禁令を出す必要がありません。しかし萩藩は悩みます。問題は阿部正武が「諸事殿様御頼入之御方」（いろいろなことで殿様が頼りにしている老中）であることでした。老中の死去であれば先例に従えばよいのですが、老中の父にはそれが当てはまりません。

逸史
（徳山毛利家文庫　逸史）

徳山毛利家文庫「逸史」は、現在 59 冊が公開されています。

「逸史」というタイトルが物語るように、失った歴史を復元しようとしたのか、徳山藩が一時断絶する正徳６年（＝享保元年、1716）より前の出来事を、いくつかの資料を基に編纂しています。作成は徳山藩記録所。作成された時期は、文政３～５年（1820-22）頃と考えられます。

徳山藩の断絶前の記録は非常に少ないため、当時の様相を知ることのできる資料です。

一方で全く禁令を出さないのも、日頃お世話になっている方に対して失礼になるのでは…。検討した結果、国元への報知は行わず、江戸屋敷に限り、3日間の鳴物・高声を禁じることとしました。

【事例２-祭礼を控えて】

次に徳山藩の事例です。宝永2年（1705）6月22日、5代将軍徳川綱吉の母が亡くなりました。将軍の母の死去ですから、長期間、鳴物等の禁止が通達されます。

徳山藩も例外ではなく、8月に入っても鳴物等の停止は続いていました。ところが徳山では、この頃、大きな祭礼を控えていました。まずは富田の庄寺八幡宮。ここでは例年、8 月11日から12日が祭日でした。この期間は鳴物停止中ですから大きな音は立てられません。そこで藩は、「神楽之節も大鼓打不申候、万規式之真似仕相調候様被仰付候」（神楽では太鼓は使用せず、普段の真似で行うよう指示した）としたそうです。

次に遠石八幡宮の祭日も近づいています。こちらまでも「真似事祭礼」ではどうかと考えたのでしょうか、本藩である萩藩は依然鳴物等を禁止している中、徳山藩は近隣藩の動向調査に動きます。その結果、長府藩は８月13日から、豊前国小倉藩では７月26日から「鳴物高声」禁止が解除されていることがわかりました。そこで鳴物等の停止期間を8月19日までとし、20日にはこの禁令を解除しました。

この措置を踏まえ、遠石八幡宮の祭礼を8月21日へ動かすことで、通常の祭礼が執り行えることになりました。芝居も20日の晩には許されています。

こうした事例を積み重ねていくことで、鳴物停止は次第に形作られていったのでしょう。

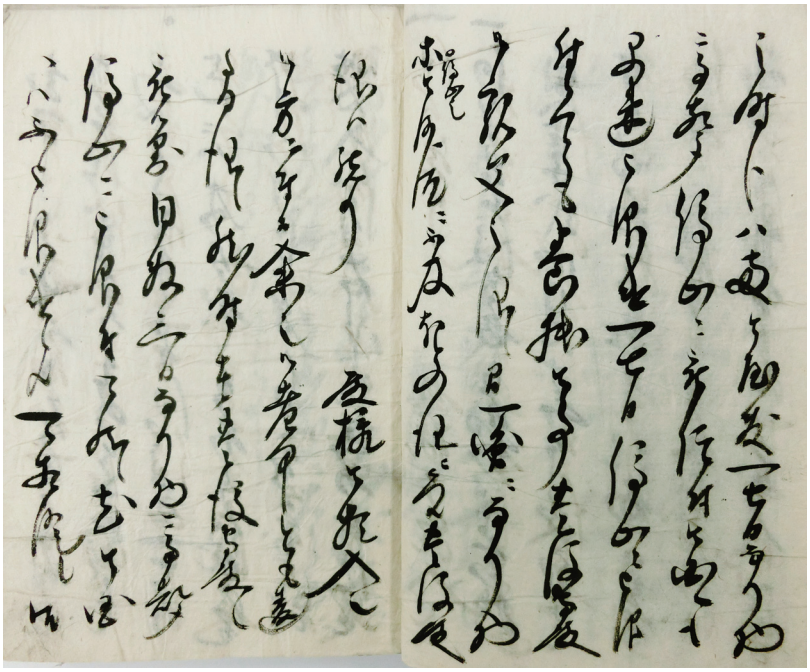

「阿部豊後守殿御父養拙老死去ニ付、御屋敷内鳴物・高声用捨被仰付候事」（毛利家文庫31小々控４（２の１））より。阿部豊後守は他の老中とも違う「御頼入之御方」であることから、江戸に限って三日間の「なり（鳴）物・高声」の禁止を決定しました。なお、この時には国元への報知は行わなかったようです。

（…御老中之御本人御死去）
之時分ハ両御屋敷一七日なり物・
高声停止ニ被仰付、御国へも
早速被仰遣、一七日停止ニ被仰
付候へとも、養拙御事、豊後守殿
御親父之儀候間、一円ニなり物
等停止之御沙汰ニ不及なとの儀ニ候へ共、豊後殿
儀ハ諸事　殿様御頼入之
御方ニ付而、余之御老中とも違
たる儀候、然時者豊後守殿へ
被対、日数三日、なり物・高声
停止ニ被仰付可然候、尤御国
へハ不被仰遣候共可相澄候、御…

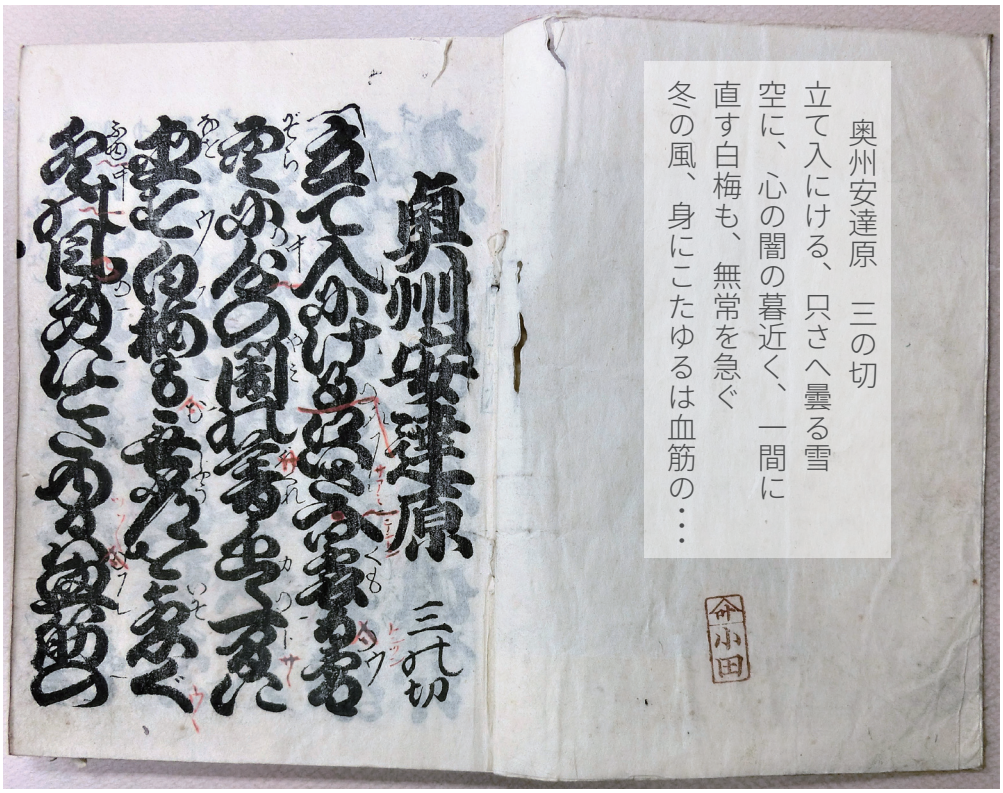

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪29

「祭文の段」（小田家文書（柳井市金屋）和漢186）

芸能ノオト④

浄瑠璃と語り　～娯楽と教養の音～

【浄瑠璃】

現在、山口県内には山口市徳地と光市島田に人形浄瑠璃芝居が、周南市安田に糸あやつり人形芝居が伝存しています。人形浄瑠璃は浄瑠璃と三味線の音に合わせて演じられる人形劇です。

「浄瑠璃」は、はじめ琵琶、のちに三味線の伴奏で語られる物語全般を指すことばでした。それが17世紀末頃、竹本義太夫らによって義太夫節といわれる形式がつくられ、人形劇と共に上演して人気を博し、全国に広まります。以後、「浄瑠璃」というと義太夫節を指すことが多くなりました。

18世紀、人形浄瑠璃は庶民に人気の娯楽となります。大坂の竹本座、豊竹座での興行だけでなく、旅興行によっても各地に広まりました。さらに各地で地元の人びとによって上演されるようになり、義太夫節も趣味のひとつとして浸透しました。

上写真はそのような義太夫節の本で、柳井市金屋の商家小田家に伝わったものです。

【語りと節付】

上の本は１頁（半丁）5行で書かれ、本文の横にはふりがなの他に点が振られています。物語を読むためというよりは義太夫節として語るための本で、朱筆の書き込みは持ち主によるものと考えられます。

書き込みは主に語る際の調子（節）を表すものです。右の写真、「浄瑠璃早合点」内「音曲語様口授秘伝改正両節大全」は各記号について簡潔な解説を加えています。右側上から、「あがる」「さがる」「さげてもつ」「ゆる」「のむ」「いるる」、左側上から、「まはす」「おす」「はしる」「はねる」「もつ」「もつてゆる」とあり、表現の多様さがわかります。上写真には、「もつ」「ゆる」「のむ」などの記号が書き込まれています。

同じく「浄瑠璃早合点」内「浄瑠璃秘曲抄」では、いろは50文字の発音についても行･段に整理して発音法を解説し、抑揚の付け方なども具体的に説明されており、声で表現することに意を用いていた様がうかがえます。

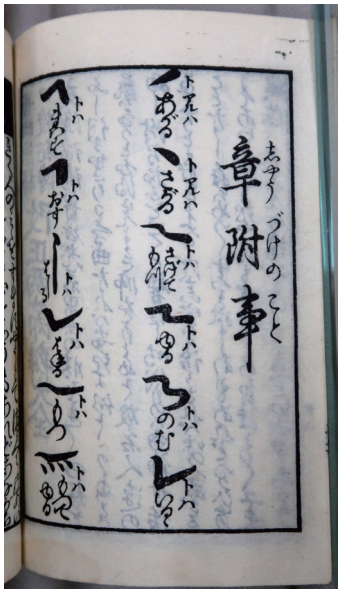

「浄瑠璃早合点」
（木津屋家文書 245）

天保 11 年（1840）に刊行された浄瑠璃の独習書を、明治 34 年（1901）に再刊したものです。表題書と「浄瑠璃秘曲抄」「音曲語様口授秘伝改正両節大全」の合本です。このような独習書は江戸時代にも人気を博したようで、明治時代に入っても再刊、再編集などで様々なものが刊行されていました。

【素人浄瑠璃のひろがり】

小田家文書（柳井市金屋）の中には、50点余の浄瑠璃本があります。板元や書き込みなどから、おおよそ文政年間（1818-31）前後から明治10年代にかけて収集されたものと考えられます。

大坂の竹本座、豊竹座は明和年間（1764-72）に退転となりますが、その後も旅興行はおこなわれ、素人による浄瑠璃語りも広まっていきました。天保10年（1839）初刊の「浄瑠璃早合点」に、「卅年ばかり以前まで八町々に素人浄瑠理語る者は…至極珍敷、人の用ひも格別なりしに、今は素人浄るり、蟻の涌くがごとくに有て、名も悉くハおぼへられず。…」とあり、素人の浄瑠璃語りが、18世紀初頭から天保年間（1830-48）にかけて大幅に増えていったことがうかがえます。小田家の浄瑠璃本は、このような動きの中で形成されたものと考えられるでしょう。

当館蔵の浄瑠璃本を通覧しても、古いところで寛政7年（1795）の「浄瑠璃床本目録」（小野家文書1220）で、多くは幕末期から明治時代のものです。「小唄三味線浄瑠璃者家業余力ヲ以立思（ママ）■者也」と、小唄や浄瑠璃などのために家業を疎かにしない旨を記した「しやうるりけいこれんしん帳」（山根家文書193）も安政2年（1855）のものです。このころに始められた人形浄瑠璃も多かったものと考えられます。

[浄瑠璃本集]
（小田家文書（柳井市金屋）和漢185 ～ 212）

近世後期から明治10年代くらいまでのものが、板本・写本取り混ぜてあります。手前の面にある「むろや」と同筆と考えられる書き込みが明治10年代の本にあり、同時期にまとめられたと考えられます。「廿七巻入」とありますが、帙作成後のある段階で謡本1冊が混入したらしく、現在は28冊が入っています。

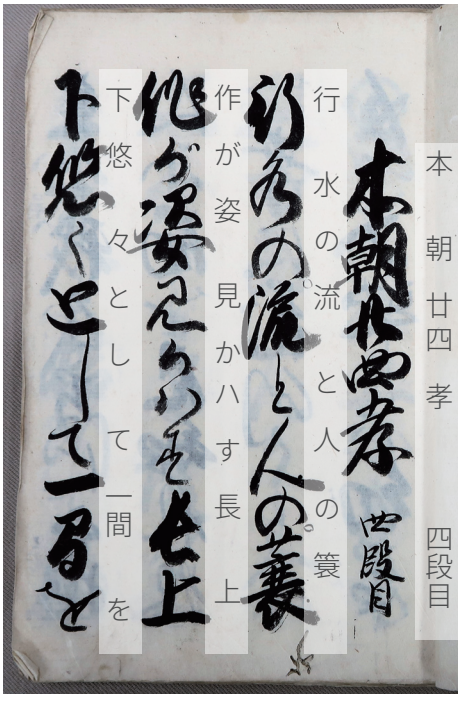

「本朝廿四孝　四段目（手習本）」
（清川家文書40）

一般的な崩しで、1字1字が見やすく書かれています。「祭文の段」のような記号もありません。

【くらしのなかの浄瑠璃】

近代を通じて、人形浄瑠璃と浄瑠璃（義太夫節）、これに類する常磐津節などの語り物は身近な娯楽であり、教養でした。当館蔵の手習い本の中には、これらの詞章（物語本文）を用いたものも見られます。それだけ、耳になじんだものだったのでしょう。

金子みすゞの詩「お祖母様と浄瑠璃」には、語られる話が『中将姫』などであったためか、「かなしい話」「かなしい調子」と描かれます。祭りの折などの興行として楽しむだけでなく、「縫ひものしながら」孫に聞かせるようなものでもあったのでしょう。大人になったみすゞは「うたの言葉はわすれました」としていますが、記憶にのこっているのが『中将姫』であったためか、雪の音とあわせて思い出していたようです。（引用：『金子みすゞ全集』新装版、JULA出版局）

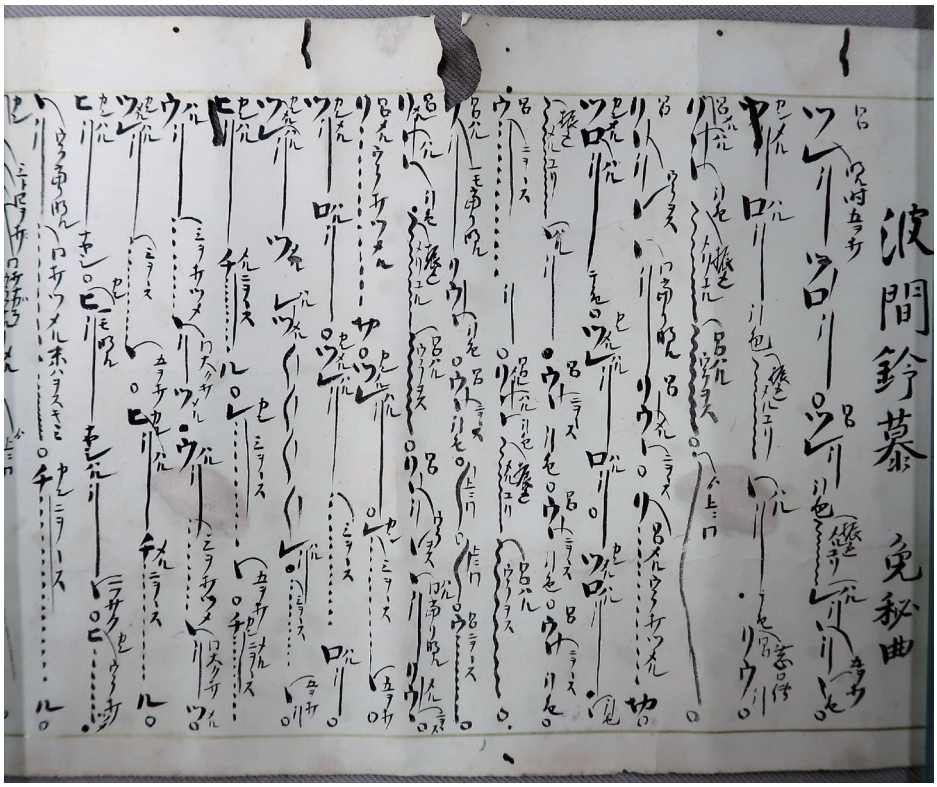

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪30

「尺八楽符極意書」（清末毛利家文書216）

芸能ノオト⑤

邦楽の楽譜 ～歌う楽譜、見る楽譜～

【稽古法、演奏法と楽譜】

江戸時代、尺八や横笛、三味線などの和楽器を使った邦楽の習得は、基本的に口伝えでした。

はじめに「唱歌」や「組歌」、「口三味線」などといわれる、「ピーヒョロ」、「チントンシャン」などの擬音語で表現された歌を覚えます。その後、「ピー」はこの穴を押さえる、「トン」はこの絃をこのように弾く、などの奏法を習います。歌に奏法を当てはめて演奏し、練習していく形をとっていました。

また、邦楽においては、西洋近代音楽のように作曲家の意図どおりに演奏することはそれほど重視されず、オーケストラのような大編成での合奏も想定されていませんでした。

このため、邦楽の楽譜は、譜面を見て演奏する西洋音楽の楽譜（五線譜）とは異なる記譜法をとりました。歌を文字に起こして音や奏法を、点や線で長さを表しています。速さに関する細かい指示もなく、楽器や流派で歌い方が違えば記譜法も異なっていました。

【和楽譜の作成】

江戸時代前期には尺八、三味線、箏などの独習書も刊行されており、楽譜もありました。それでも邦楽曲の習得は口伝えが主流で、楽譜は手控え程度の位置づけでした。これには、箏や琵琶などのようにもとは盲人が弾き手だったものが多いことや、曲の伝授が秘伝化していたことなど、いくつかの理由が考えられています。

上の写真は、清末藩主毛利家に伝わった尺八の楽譜で、奥に文化11年（1814）12月、池田一枝の印判と「奉」字があります。装飾の施された料紙を使い、秘伝に関わる内容も多く、特別につくられたものと推測されます。

明治20年代に入ると、西洋音楽受容のなかで、楽譜を共有することの意義が認識されていきます。従来の記譜法に則りながら、邦楽曲の楽譜化、刊行の動きが京阪、東京を中心に積極化しました（シートNo.9参照）。これらの刊行物は当館の諸家文書にも散見され、受容の様子がうかがえます。

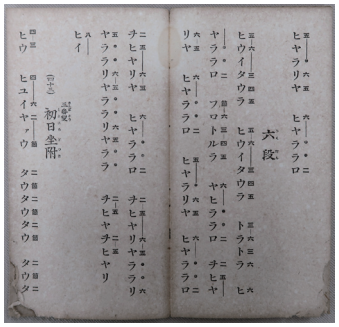

「横笛独習之友」
（木津屋家文書 260）

明治 26 年（1893）刊、小川源治郎著の初学書です。唱歌の右隣に運指が記されています。

巻末の同氏著『篠笛独稽古』広告に「篠笛には是迄更に譜と云ふ者なく初学の者之が吹奏を学ぶこと甚だ困難なりしを、…此道の名人小川源治郎氏百方苦心の末終に一イ二フ三ミ…の譜を定め詳しく之を歌の右傍に記し…」とあり、これが同氏発案の記譜法であること、横笛類の楽譜は一般的ではなかったらしいことが窺えます。

【邦楽譜の洋楽譜化】

明治30年代からは、邦楽曲を洋楽器、主にバイオリンで演奏する風潮に合わせ、邦楽曲の洋楽譜化が試みられます。これによって邦楽分野からの西洋楽譜へのアプローチが進み、抽象度の高い楽譜も作られるようになりました。

明治時代末期からの邦楽曲のレコード盤の発売は、それまでの稽古法に一石を投じることになりました。蓄音機などの再生用機器さえあれば誰でも、どこでも、何度でも同じ曲を聴いて練習できることになったのです。楽譜も五線譜で書かれ、五線譜を読めさえすれば、唱歌や組歌を習わずとも楽曲習得がある程度可能になりました。

とはいえ、邦楽の楽譜が五線譜に完全移行することはありませんでした。原因としては従来の稽古法が根強く残ったこと、五線譜では表現しきれない要素があることなど、邦楽と西洋音楽の違いに根差す問題が考えられています。

尺八や三味線、箏などの独習用の本や楽譜は当館所蔵資料にもみられますが、その大半は明治時代末期以降のものです。これは邦楽の楽譜の普及過程、言い換えれば歌って習う音楽から見て習う音楽へ、教習法の西洋化の過程を反映したものとみることができます。

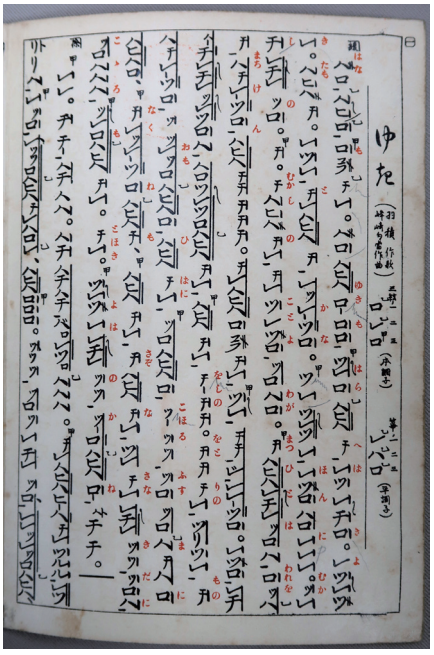

「都山流尺八音譜　ゆき」
（宇野家文書737）

大正10年（1921）刊、明治41年初版の尺八の楽譜です。都山流創始者の中尾都山は、西洋の記譜法を参考にこの記譜法を考案したとされています。

宇野家文書をはじめ、当館蔵諸家文書には都山流の楽譜がみられます。

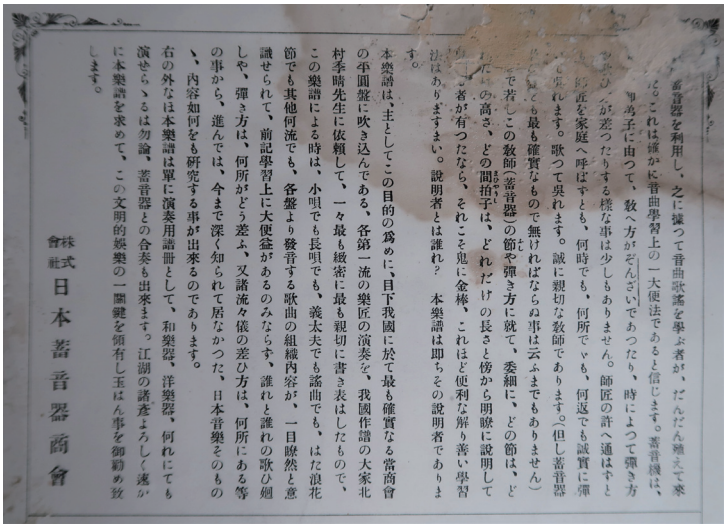

「平円盤楽譜」
（亀田家文書171）

大正2年に刊行されたレコード盤付五線譜の三味線譜です。写真は裏の説明部分で、レコードによる学習の利点や五線譜表記による他楽器演奏の可能性が述べられています。

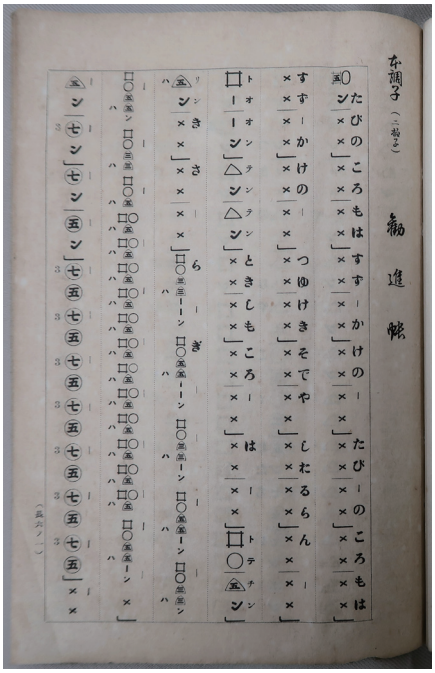

「三味線の譜（長唄）」
（木津屋家文書258）

大正5年に刊行された長唄三味線の楽譜です。レコード盤や五線譜が発行される一方で、従来型の楽譜も使われていたことがうかがえます。

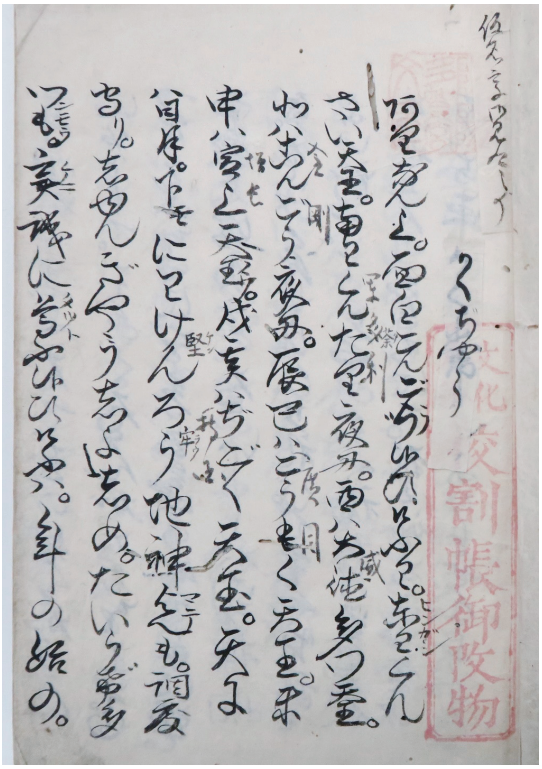

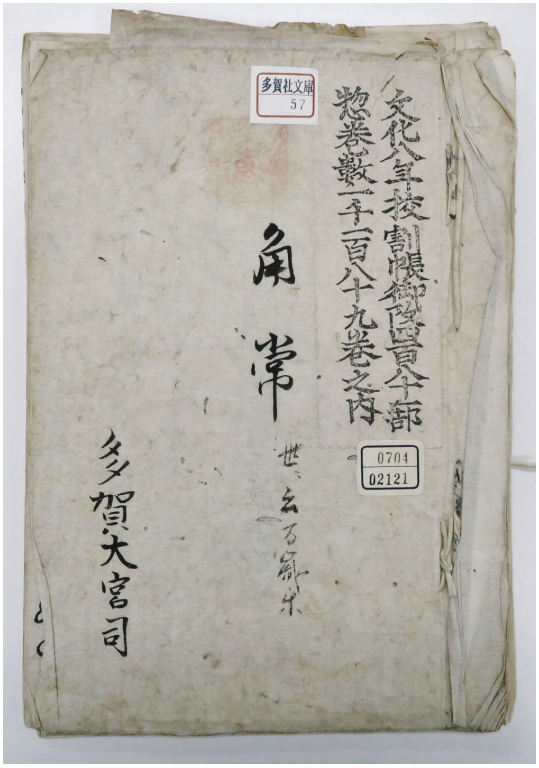

文書館レキシノオト

「音」で読み解く
防長の歴史

♪31

「角常　世二云万歳楽」（多賀社文庫57）

芸能ノオト⑥

正月の賑わい　～万歳と門開き～

正月には、万民が同じように年（歳）を取り、また皆が同じように暦（時）を更新して新たな歩みを始めます。そのこと自体が、限りなくめでたいこととされてきました。正月を祝うことは、祝祭の時間と空間を共同で現出し、共有することによって、皆が等しく厄災を逃れ、幸せを希求しようとする集団的な装置ともいえましょう。

そのお正月を迎えるにあたって、おめでたいいでたちで家々を回り、祝い言を述べて米や餅をもらい歩く人々がありました。記録に残るそれらの人々について紹介します。

【節季候（せきぞろ）】

12月1日は「川渡り（かわたり）」といい、餅を食べるとされた日でした。この日には餅を売り歩く人々の他に、「節季候」と呼ばれた人々が笠の上にウラジロ（もろ葉。正月飾りにも使われるシダ）を飾ったいでたちで家々の軒先を回り、煤払いの故事やさまざまな祝言を唱えて米・麦・餅などを貰い歩きました。三田尻町では、「節季候、金そろ、大判小判や壱歩に丁銀、豆板あなたへそろりやそろつ」という祝詞がのこされています。（「注進案」）

【門開き（かどびらき）】

年が明けると、狩衣（かりぎぬ）や素袍（すおう）・裃のようなものを着て大小を差し、手に松の緑を持ち、歌とも経とも祓詞とも区別のつかない節回しで面白く祝言（万歳）を唱え、家々を廻り歩く人々がありました。これを「門開き」と呼び、家々からは祝餅や米、酒などの祝儀を与えました。

彼らが太鼓を打ちながら万歳をうたい歩く順番は、旧来の家柄で一番太鼓、二番太鼓というふうに決まっていました。三味線をつま弾きながら時々の流行歌や浄瑠璃等をかたるものもあったようです。

12月の「節季候」と正月の「門開き」は、おおむね同じ人々の業だったようです。

【万歳（まんざい）】

上の「門開き」も万歳と呼ばれることがありましたが、山口には彼らとは別の由緒と格式をもつ、「カクジョウ」と呼ばれる万歳集団がありました。彼らは普段は百姓として田畑の耕作等に従事していましたが、年が明けると、古くは山口周辺、江戸時代には萩城下にも出て万歳を歌い踊りました。

「覚定烏帽子」
（一般郷土史料 1704）

山口の覚定が被っていた鶏烏帽子。左右に開き、頭に被ります。下の写真は幕末の画家森寛斎の描いた覚定です。

「カクジョウ」には記録上は角常・覚定・鶴尉・鶴聲・楽匠など様々な字があてられましたが、ここでは「覚定」に統一します。以下、近藤清石の『霜堤雑草』巻15（山口県立山口図書館蔵）の記載を参考に、かれらの正月の様子をたどってみましょう。便宜上、番号を振ります。

1）元日、早天に山口町鰐石の旧家、岩本新左衛門という者の家に至り、「まず塀の内の新左衛門殿を祝いましょう」と言って岩本家を祝い、その後に他家を祝う。

2）萩に出る。お城に出るのは11日と決まっており、城の台所で祝詞を申し、酒を賜わる。これは覚定の本家筋の者の作法で、その後同行の者たちと城下の士・庶の家を廻る。それぞれが檀家を持っている。

3）檀家にいたると案内を乞い、「山口の覚定が例年の通り参りました」と言う。袴を着、小刀をさしたいでたちで、衣装や引出物を持つ従者を伴う。

4）「通れ」と言えば、指定する席に従者と共につき、水干（すいかん）のような紺染で背に三四ばかり桐の紋がついたのを着て、右手に扇を持ち、左手に鶏烏帽子を捧げ、神棚の前に至る。

5）鶏烏帽子は扁平で左右に開く。鶏が宝珠を咥えた形で、左右に日月及び宝物等を金銀五彩で描く。すこぶる美麗で、問田の覚定は雄鶏、吉田の覚定は雌鶏という。鶏烏帽子をかぶり、しばらく祈念した後、立ったり座ったりしながら祝詞を節おもしろく唱う。

6）婦女子には、戯れ言を交えて笑わせる。家によっては正月のことゆえ、宿泊させて、あるだけの祝辞を唱えさせる。祝詞は12編あって、これを「覚定の12段」という。従者は後の方にいて、時々「まんざいろう」と合いの手を入れる。

7）終ってから、家によって厚薄はあるが、自分（近藤清石）の家では白米を1升、径3寸ばかりの餅を一重ねと銭24文を与えていた。

近藤清石は天保4年（1833）から大正5年（1916）まで生きた人ですが、萩城での記述などから、おおむね幕末ころの風景が描かれていると考えていいでしょう。彼らは武士の家の神棚（歳徳神の恵方棚でしょう）の前まで上がりこみ、場合によっては宿泊までしています。萩城では祝いの酒を賜り、鶏烏帽子が破損したときは、家老の益田から旧格をもって調え替えがなされたとも伝えています。

彼らはまた、防府天満宮の祭礼にも関与していました。大内氏が祖とする琳聖太子と共に百済から渡ってきた陰陽師の子孫であり、元祖浅井（朝日）将監は三田尻の車塚に住居していたとの由緒をもっていました。

最初に掲げた写真は覚定＝角常の万歳の祝詞を記録したものですが、下に、その冒頭部分を紹介します。長い間口承で伝えられたため、意味のとれない部分が相当あります。この冒頭部分は冠（烏帽子）を着用せず従者と二人で声をそろえて歌い、その後冠を着用して歌う部分と脱いで歌う部分があったようです。

かくぢやう

ありなん上、面白こんごう候ひ、けふハ、東わくんさい天王、南わくんたり（軍荼利）夜叉、西ハ大威徳多聞天王、北はこんごう（金剛）夜叉、辰巳ハこうもく（広目）天王、未申ハ宣上（増長）天王、戌亥ハぢごく（持国）天王、天にハ日月、下モにわけんろう（堅牢）地神迄も、調度守り、しゆんぎやうしよしめたいらげ（平らげ）たツも（給う）、実（げに）誠に尊ふ候ひ、けふは、歳の始の年男が、りしにこんで、玉の冠をかうべ（頭）にめ（召）して、ばあくへんが太刀をは（佩）いて、ゆづり葉を口にくわえ、五葉の松を手に持て、南殿ゑつ（突）きた（立）て、へいじが門を押開き、おゝ汐くんで候ひけれバ、はりや此所わよい所や、こうしや（巧者ヵ）の所や、福者の留り、末代末世なん（難）もなき所にて、聖徳太子の名而ほんな車にめ（召）して、ちよふどせん（朝鮮ヵ）より我朝へと（飛）んで来らせ給ひけれバ、四社五社五社六社の車を持て、わやくまく、むりんどうハ、りんおんば、金剛利鬼士（力士）が、調度引キやたいらげ（平らげ）たんもんもう（給う）、実（げに）や誠にたと（尊）ふ候ひけれバ、さんしうりふの、東にわ、とびの河がなが（流）れて、其水上をたつ（訪）ぬれば、うき木にの（乗）つたる、ちよふぢやくぼうしが、雲へ登れ、坂へ登れ、かすみのはし（橋）を渡シたり、……

「角常　世に云万歳楽」（多賀社文庫57）の冒頭部分。この冒頭部分の後、上の6)にみえる「覚定の12段」等が始まります。

当館には、このほか覚定の祝詞として「御来暦山口格定」（県史編纂所史料105）があります。冒頭部分は大同小異ですが、その後の部分はかなり異なっています。